会報

第43号

国立大学協会

昭和44年2月

会　　　報

（第　43　号）

目　　　次

大学の移転について……………………………………………………和　達　清　夫…（1）

A　事業報告

1.　諸会議議事要録……………………………（5）

(1)　理事会(43. 11.　7)…………………………（5）

(2)　理事会(43. 11. 19)…………………………（7）

(3)　理事会(43. 11. 21)…………………………（8）

(4)　理事会(43. 12. 19)…………………………(11)

(5)　第42回総会(43. 12. 19)…………………(11)

(6)　第10回事務連絡会議(43. 11. 22)……(19)

(7)　第1常置委員会(43. 10. 29)…………(22)

(8)　第1常置委員会(43. 11. 20)…………(24)

(9)　第2常置委員会(43. 10. 14)…………(25)

(10)　第2常置委員会(43. 11. 19)…………(26)

(11)　第2常置委員会(43. 11. 20)…………(28)

(12)　第3常置委員会(43. 10. 28)…………(28)

(13)　第3常置委員会(43. 11. 19)…………(30)

(14)　第3常置委員会(43. 11. 20)…………(31)

(15)　第4常置委員会(43. 10. 30)…………(31)

(16)　第4常置委員会(43. 11. 20)…………(32)

(17)　第5常置委員会(43. 11. 19)…………(34)

(18)　第6常置委員会(43. 10.　1)…………(35)

(19)　第6常置委員会(43. 11. 20)…………(36)

(20)　第7常置委員会(43. 11.　4)…………(38)

(21)　第7常置委員会(43. 11. 20)…………(39)

(22)　図書館特別委員会(43. 10. 18)………(41)

(23)　図書館特別委員会(43. 11. 18)………(42)

(24)　教養課程に関する特別委員会
(43. 11. 11)………(43)

(25)　研究所特別委員会(43. 10. 30)………(44)

(26)　研究所特別委員会(43. 12.　5)………(45)

(27)　医学教育に関する特別委員会
(43. 10. 29)………(47)

(28)　特別会計制度協議会小委員会
(43. 10.　9)………(49)

(29)　入試期特別委員会(43. 10. 15)………(50)

(30)　第21回大学運営協議会(43. 11. 18)…(52)

(31)　第22回大学運営協議会(43. 12. 10)…(54)

(32)　大学問題研究部会(43. 12. 18)………(56)

(33)　理事懇談会(44, 1. 10)………………(57)

2.　諸会合
（昭和43年10月～44年1月10日）……(59)

3.　第42回総会国立大学協会事業報告……(59)

B　要望書

大学および大学院の奨学制度の拡
充について…………………………………(64)

C　資　料

1.　国立大学協会会費の基準改正(案)……(65)

2.　第4常置委員会の審議経過報告
(第42回総会)……(65)

3.　日本語学校，日本語教育研究センター
の設立について(報告)……(66)

4.　医学教育に関する特別委員会審議
経過報告(第42回総会)……(70)

5. 一般教育と大学図書館…………………(71)
6. 第1回日米大学図書館会議開催要綱…(72)
7. 大学教育と図書館
(東京大学付属図書館長)……(74)
8. 当面する大学教育の課題に対応するための方策について
(中央教育審議会諮問)……(77)

D その他

1. 学長・役員等の異動について…………(81)
2. 罹災大学に対する災害見舞について…(81)
3. 国立大学協会事務局長代理の解除について……(81)
4. 寄贈図書…………………………………(81)
5. 窓
○偶感………………………………………(63)
○コンスタンツ大学について…………(82)

大学の移転について

和　達　清　夫

最近国立大学の相当数が，それぞれの大学の事情によって，いわゆる総合移転あるいは一部移転を行なっている。その中には移転のさなかにあるものや，いま計画中のものや，またほとんど移転を終わったものもあるが，いずれもその間において，大なり小なり諸種の困難に直面しており，とくにこれが近時の学生問題と直接，間接に関係し，重要な問題となっている現状である。

埼玉大学もまた，以上のような大学の一つであり，いま移転の途中にあるが，数年前よりこのことに着手してきた関係上，その間の経験は，同様の立場にある諸大学のご参考にもなるかと思い，以下その経過ならびに感想を，断片的ながら述べることとする。

1. 埼玉大学の移転整備経過

本学の移転に関し，日誌より抜すいすれば次の如くである。

○昭和35年9月——評議会は移転問題検討委員会を設置することを決定

○昭和36年7月——評議会は全学部移転候補地として浦和市下大久保地区を決定

○同　年8月——埼玉県議会および浦和市議会において，大久保地区 264,000m^{2}の寄附決定

○昭和38年2月——県，市，大学三者が次の事項を確認

(1). 北浦和駅より大久保に通ずる道路計画について

(2). 買収済み 313,500m^2 の内，264,000m^{2}の区画について

○同　年4月——工学部増設

○昭和39年6月——工学部校舎しゅん工

○同　年7月——工学部，新校舎に移転

○昭和40年4月——文理学部改組，教養学部，経済学部，理工学部および教養部設置

○同　年6月——教育学部新校舎しゅん工

○昭和41年4月——教育学部，大久保地区に移転

○昭和41年4月——県，市よりの寄附申し出の土地の受納が不可能となり建築交換により処理することに関し，副知事，市長，学長三者にて覚書交換

○同　年8月——理工学部数学，物理，化学，生化学，および建設基礎工学科の移転

○昭和42年3月——本部（事務局，学生部）の移転

○同　年12月——県，市，浦和財務部と大学間において本学建築交換に伴う国有財産売払および購入契約を締結

○昭和43年3月——大久保校地隣接地49,500m^{2}の購入事務に着手

○同　年7月——図書館建築（建築交換）の着工

○同　年7月——教養学部および教養部校舎建築（建築交換）の着工

○同　　年8月——経済学部校舎建築（国費）の着工

○同　　年9月——学寮建築（国費）の着工

以上の如く移転事業は経過して来たが，昭和44年末頃までに，大たい本学の移転整備は完了するものとみられる。

2.　移転についての一般論

移転の必要性については，大学の敷地狭あい，環境変化など，各大学においてそれぞれの事情のあることはいうまでもない。この必要性は，それを行なうための利害得失や条件を十分に検討したうえで行なうわけであるが，学内（もちろん学生を含んで全学）と学外（とくにその地域について）とにおいてよほど十分な意見聴取と理解とが大切である。移転には，思わざる多くの関連した事柄があとで起きてくることは，移転を実際に行なって始めて知るといえるであろう。それだけに確固とした覚悟が必要であるとともに，事前に十分すぎるほど綿密な検討が大切と感ずる。

なお，蛇足かも知れないが，綜合大学として形式的統合にならないよう，十分考えた上で計画すべきは当然であるが，時に移転統合が後になってむしろ分散になるおそれなしとしない。最初移転計画をたて，それを至上命令とすると，実際にいろいろな問題が後に起こることがある。これには地域との関連も重視せねばならない。

3.　移転地の決定とそれに関する事務

移転には長期的見通しが大切であるが，それに最も関係するものは，移転地の位置と敷地面積であろう。とくに敷地の広さは十分に将来のことを考える必要があり，卒直にいって本学は，現在移転完了を目前にして早くも敷地の広さについて当初の計画が不十分であったことを感じている。十分な敷地確保については，予算措置その他現行の取り扱いにおいては，将来の大学の発展を考えて必要と思われる広さの土地を確保することは困難であるが，統合当初においてこれを確保しなければ，後に用地取得は不可能となろう。

移転地の選択にあたって，その土地が暴風や浸水や地震や地すべりなど自然条件に対する配慮が大事なことはいうまでもない。これについては移転後にそれらの対策の施設に予想しなかった種々の支障や大きな経費を要するものとなるおそれがある。こうしたことのためにも敷地の広さは基本的のものとして重要である。

4.　経費に関すること

本学の移転統合は，そのはじめ敷地は地方自治体の寄附という話があり，それが結局地方財政再建促進特別措置法の関係から受入れは不可能となり，建築交換ということになった経緯がある。建築交換というやり方は，財政上の一方法ではあろうが実際上は非常に複雑で，関係する機関も多く，実行上頭を悩ますことが多々生ずるものである。たとえば，土地の評価などは地価に変動があってむずかしいものとなる。できれば古い方の土地は土地とし，新しい方の土地と建物は独立して国家予算によることが望ましい。

財政上の問題に関連して，地方自治体などとの話合いは，重要な部分はできるだけ書類の形にしておくべきである。話合いとか了解事項は，その時の関係者が相当の責任ある位置の人と思われる場合

でも，その後の事情変化と担当者の交替が，大学側にも相手側にも起こるために，話のゆきちがいが起こらないとはいえない。このことはもちろん財政上のことだけでなく，交通問題その他一般の移転に関する事務に通ずることである。

なお，事務的の地固めが十分できていないうちに，他の移転に関する話が先行すると，事がらをしばしば非常に困難にすることがあり，注意を要する。

5. 移転と交通問題

移転は，一般に交通の不便なところに移るものである。単にバスなどの交通問題だけでなく，学生の厚生施設が大きく関係してくる。現在の移転に伴って起こる学生問題は，第一が交通関係といえよう。これは通学時間と料金と双方に問題がある。一般に国鉄料金は安く，私鉄などがこれに次ぎ，バスにおいて最も交通費がかかる。しかし輸送の規模が十分でなく，ラッシュ時にうまくさばけない。

とくに道路が不備の場所に移転するときは種々の困難の根源となり，道路の整備は移転を実行する前提条件といえる。極端にいえば道路が完成するまで移転を行なわない方がよいくらいである。しかし道路の整備は時間を要するので，校舎の建設と併行的になりがちであり，結果は道路の完成の方が後に残され勝ちである。道路の完成は計画より１～２年，またはそれ以上延びるかも知れない。

一方交通費のことであるが，交通料金は値上げがないとはいえない。ことにバス料金の値上げは，料金が高いうえに値上げ率も大きい。しかし，ある学校では，地方自治体経営のバスなどによる特別の安い料金での運行が現実に存在している。非常に不便なところに大学の移転を行なう時，このような交通問題，とくに教育に密接に関係すると思われるような学生の通学に対する大学側の姿勢について，大学としては十分に考慮しなければならない。移転について本学の直面した最も大きな困難の一つはこの点である。なお，バスにはターミナルに対する配慮が必要である。

6. 移転と寄宿寮その他

移転地が交通不便のところとなると，寄宿寮の問題は一層重要になる。女子寮に関する特別の配慮も必要であろう。結論として従来よりも入寮者数の増加を考えることと，寄宿寮を移転地構内又はその近傍に造るとして，そのための交通とか厚生関係とかがいろいろ考えられねばならない。寮生のアルバイトの問題もある。夜間などの交通をどうするか，緊急時などの処置についても特別の配慮が必要となる。

移転地が非常に不便なところであると，食事や雑品などは簡単にその場所の附近ではまに合わないということもある。

7. 移転と夜間の短期大学

移転について一番切実な問題を生ずるのは，併設の夜間の短期大学であろう。これを昼間の大学とともに移転させるとするか，あるいは便利なもとの場所に残す方がよいかは，よく初めに考えなければならない。短期大学が移転するとすれば，最も深刻な問題は，交通問題であり，また図書館，保健室，緊急時の問題，体育，課外活動など，関係するところが非常に多い。そして寄宿寮の問題が生ずる。

夜間の大学については根本問題がいろいろあろうが，現状で移転をするとなるならば，昼間の大学

とはちがって，困難な問題が多くあることを覚悟する要があり，そのための特別の人員や経費を考えておかねばならない。不便な場所の夜間の大学には，教育上の見地から，昼間の大学とちがった解釈で特別の処置を，学生の勉学のため大学側として十分に考えることが必要であり，この点は文部省においてもよき理解を望むものである。

8. その他

(1) 移転を決定した場合は，新しく入学しようとする学生によくその計画を話し，それを十分心得て入学してもらうようにする必要がある。移転は数年間の日時を要するが，実際の移転実施のときのトラブルを最小限にする大事なことである。入学案内に書くことはもとより，入学時に各人によく徹底するように配慮することが望ましい。

(2) 古い方の敷地にはいろいろの建物があって，サークル活動や部室に学生が使用しているものもあるが，移転後におけるこれらに対する大学としての十分な配慮が必要である。この点については本省の特別の理解が望ましい。これは夜間の学生にも通ずるものであることを附言する。

(3) 新しい土地に全大学をあげて移転する場合も，旧敷地を全部手放すことは一考を要する。狭い敷地でもよいから，一部は移転後も何等かの名目をもって確保しておくべきである。このことは，後になって種々の重要な問題の解決に役立つことがあるからである。

(4) 移転が，完成したところから順次に行なわれる場合に，本部の移転はその時期をよく考えて行なうべきで，あまり順位を遅くするのは適当でないと思われる。

9. むすび

そもそも大学の移転は，そのことが全体から見て，大きなプラスであるから決行するものである。しかし現実には，そのプラスと比べては，小さいとしても，マイナスの面が多々生ずるのは当然である。これを割り切って全体のため忍ぶということは，理屈はそうであっても実際には非常に困難をきたし，それが大きな学生問題ともなる。したがって初めからよく考えて，途中で思わざることが起こっても困惑しないようにしたい。一般的にいえることは，移転は慎重にして急がないことであろう。学内のあらゆる部面でよく相談し，きめこまかく事前に検討してから決行するという分かり切ったことを再度いいたい。そして，それでも起こる移転途上の思わざる困難については，学内が協力一致して，一つ一つ問題を解決して行くよりほかないと思う。

本学の綜合移転は，振り返ってよくここまで来たと関係者一同の尽力に感謝するとともに，その間反省すべき点も多々あったことを感ずる。現在なお困難を抱えているが，本文が少しでもご参考になれば幸いである。

（埼玉大学長）

A 事 業 報 告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日 時 昭和43年11月7日（木）午後1時
場 所 国立教育会館（虎の門）
出席者 奥田，渡辺各副会長
柳川，本川，秋月，和達，斯波，増田，中川（代，若島），篠原，稲荷山，井上，川村，長谷川，水野各理事
藤田第1常置委員会委員長
小川第2常置委員会委員長
福田第4常置委員会委員長
鎌田第7常置委員会委員長
岡田監事

議事に先立ち，奥田副会長より，大河内会長が退任され，本来なら会長を互選することとなるが，如何取り計らうかについて諮られ，暫定措置として会則第21条を適用し拡大解釈して副会長が職務を行なうこととし，奥田副会長に会長の事務をお願いすることとした。奥田副会長議長となり開会。

奥田副会長より実吉前理事（前東京工業大学長）の後任として新たに理事になられた斯波東京工業大学長の紹介と中川理事（金沢大学長）の代理として出席された若島教授の紹介があり，続いて丁子事務局長代理から，本日の配付資料および会務報告の説明があった。

I. 会務報告

前理事会以後における主なる事項について、次のとおり報告があった。

(1) 入試期特別委員会の発足について

前回理事会で設置決定されたこの委員会は第1回を9月12日に，第2回を10月15日に開催し，渡辺副会長を委員長に互選した。

(2) 要望書の提出について

昭和44年度予算に関する要望書の提出については，前総会ならびに理事会において了承を得，その内容および提出の時期については会長，第6常置委員長に，お任せを願っていたが別紙のとおり作成して，10月1日増田第6常置委員長と近藤（東京農工大）学長，田中（佐賀大）学長が大蔵、文部両省へ持参要望した。

(3) 大学運営協議会について

前総会ならびに理事会で話のあった，大学問題に関する資料の収集のため，大学運営協議会に小委員会を設けることについては，その後委員会を開き，取りあえず従来から運営協議会に存続する小委員会で担当することとし，目下資料の収集中である。また，当面紛争中の大学の参集を求めて2回にわたり運営協議会懇談会を開催し，実状の報告を中心に意見の交換を行なった。その後10月31日に運営協議会小委員会を開いた際，現下の大学紛争は，単に管理運営等の制度上の問題のみでなく，学生問題，職員問題その他種々様々の要素を含んで益々拡大化，長期化の方向へ進んでいる状態なので，本格的にこの問題を検討すべきだとの意見が出，至急理事会を開いて大学問題検討のための特別委員会の設置について審議して貰うこととなった。

以上で，会務報告を終わり，引続き特別委員会設置に関する協議に入った。

Ⅱ. 協議事項

(1) 大学問題検討のための特別委員会設置について

奥田副会長より，現在大学にはいろいろの難問題があり，これらのことに対しては大学の内外においてはげしく議論されている状態であるから，国大協としても本来どうあるべきかについて何か手を尽すべきではないか。そのためにはこれを検討する場をどう考えるか。このことについて30分位自由な発言を願いたい旨述べられ，10月31日の大学運営協議会小委員会の議事要録を朗読して当日の審議の模様を参考に供し，続いて各委員から，この問題は極めて重要な問題であるから特別委員会を設け本格的に検討すべきだとか，また，現在の大学運営協議会の目的を拡大解釈し，専門的な熱心な人を加え，今の陣容をさらに強化すべきだとかその他いろいろの意見があった。

討議の結果，大学運営協議会のやり方によっては，特別委員会を新たに設けなくとも目的を達せられるのではなかろうかとの意見が多数を占めた。

よって，現在の大学運営協議会に，学生事情や学生運動の実状に通じている者とか，また，この方面の法律に明るい人とかその他実際にタッチしている者を参加させ，もっと活発に検討できるように考えて貰うこととし，特別委員会は新しく設けないこととした。

なお，最後に直接関係の少ない他の常置委員会側より現在の問題は単なる学生紛争に限らず多方面に関連があるので，この点も考慮に入れて検討してほしいとの要望があった。

(2) 軍事基地に近接した大学その他の研究機関の安全対策について

初めに，二宮主事配付資料(8)を朗続し，ついで，水野理事（九大）より，この問題は日本学術会議でとりあげられ政府関係当局に別紙のとおり申入れをしたが，国大協としてもこの問題をとりあげて，できればバックアップしてほしいとの申出があった。

協議の結果，この問題は種々の事情も考慮されるので国大協としては正式には要望しないこととしたが，この問題について各大学の理解を深めるために九大よりの資料を総会の際配付することになった。

(3) 日米大学図書館会議について

日米大学図書館会議組織委員長より会長宛に明年5月開催の上記図書館会議の後援団体のメンバーになって協力をいただき，また，会長に顧問になってほしいとの申出があったことについて諮られ，申出のとおり承諾することとした。

Ⅲ. 委員長交替報告

(1) 常置委員長交替報告

福田山梨大学長（第4常置委員長）が11月12日をもって退任されることになり，委員会の互選によって太田東京医科歯科大学長が第4常置委員長の後任に選定された。

(2) 特別委員会委員長交替報告

下記のとおり委員長の交替ならびに新任があった旨報告された。

記

医学教育に関する特別委員会委員長

(旧)福田山梨大学長　(新)川喜田千葉大学長

新設大学拡充特別委員会委員長

(旧)渡辺静岡大学長　(新)中川金沢大学長

（目下交渉中）

入試期特別委員会委員長

(新設)　　　　　　渡辺副会長

(2) 理事会議事要録

日　時　昭和43年11月19日(火)

午前10時～午後2時

場　所　国立教育会館第2特別会議室

出席者　渡辺副会長

堀内，柳川，秋月，和達，加藤(代，伊藤)，斯波，増田，篠原，八木，井上，川村，長谷川，妻木，町野各理事

藤田第1常置委員会委員長

小川第2常置委員会委員長

太田第4常置委員会委員長

鎌田第7常置委員会委員長

小塚教養課程に関する特別委員会委員長

近藤監事

奥田会長事務取扱が欠席のため，渡辺副会長が議長となって開会した。初めに，渡辺副会長から加藤理事(東京大学長事務取扱)の代理出席者伊藤教授及び新しく理事会に出席された太田第4常置委員会委員長の紹介があった。

Ⅰ. 会務報告

(1) 大学問題の検討について

渡辺副会長から，前回の理事会で大学問題を国大協として検討するには，特別委員会の新設をやめて大学運営協議会の組織を強化して検討していくことになったので，同協議会に専門委員として細谷教授(一橋大学)その他学生部長，法律専門家などを加え，今後更に活発な検討を続ける予定である。また，きたる総会においても大学問題を検討することになっている旨述べられた。

ついで，増田理事から11月18日(月)に開いた大学運営協議会では，大学問題のフリートーキングで，(イ)今後大学問題に取り組んでいくのにどのような心構えと組織が必要か，(ロ)新しい大学の姿・フィロソフィーはどうあるべきか，(ハ)大学の管理運営の面及び大学の真理追究の場としての実態を徹底的に反省してみるべきだ，(ニ)学生の参加をどうするか(ホ)内外の情報資料を収集するための資金及び組織をどうするかなどの基本問題について，考えるべきだとの意見が強かった旨報告があった。

Ⅱ. 協議事項

(1) 第42回総会日程について

了子事務局長事務代理から，11月20日(水)21日(木)開催予定の第42回総会日程に関する配付資料について説明があり，続いて総会会場に予定していた日本学術会議より，学生集結の緊急事態から判断し，会場使用を断わって来た事情について説明があり，審議の結果急拠第42回総会は12月に延期することとし，総会予定日には従来とは会議の方法を変え，各常置委員会及び理事会を開くこととし，至急関係委員会の招集を電話または電報で手続きすることとした。なお，各常置委員会では担当事項のほかに大学問題について各委員相互間で自由に意見を交換し，その結果を理事会が各委員長から聴取することになった。

このほか，現在，暫定措置として置かれている会長事務取扱をこのまま続行するか，又は，新たに会長を選出することにするか各常置委員会で検討し，その結論を理事会に報告

することになった。

⑵　加藤理事の常置委員会所属について

渡辺副会長から，大河内会長の退官に伴い新たに理事となった加藤東京大学長事務取扱の所属すべき常置委員会について，来たる総会にはかる必要があるが，所属決定の方法を会則の一部改正によって行なうか（1案）又は了解事項として行なうか（2案）について諮られ慎重に協議したが，本問題については次回まで保留されることになった。

⑶　特別委員会委員の補充について

海後福島大学長及び福田山梨大学長の退官に伴い，次のとおり各委員の後任が選任された。

新設大学拡充特別委員会委員

（旧）海後福島大学長

（新）玉山福島大学長事務取扱

科学技術行政特別委員会委員

（旧）福田山梨大学長

（新）藤岡山梨大学長

なお，医学教育に関する特別委員会委員長に同委員会委員川喜田千葉大学長が選任されたのに伴う後任は同委員会に諮り後日決めることになった。

⑶　理事会議事要録

日　時　昭和43年11月21日（木）
午前10時～午後2時

場　所　国立教育会館第2特別会議室

出席者　奥田会長事務取扱
堀内，柳川，本川，秋月，和達，加藤（代，伊藤教授），斯波，増田，中川，篠原，八木，稲荷山，井上，川村，長谷川，妻木，町野各理事
藤田第1常置委員会委員長
小川第2常置委員会委員長（代，中村横浜国立大学長）
太田第4常置委員会委員長
鎌田第7常置委員会委員長
小塚教養課程に関する特別委員会委員長
川喜田医学教育に関する特別委員会委員長
近藤，岡田両監事

奥田会長事務取扱議長となり開会。

議事に先だち，奥田議長より，代理出席の伊藤教授（東京大学），中村横浜国立大学長（第2常置委員長代理），の紹介と小塚教養課程に関する特別委員会委員長ならびに新たに医学教育に関する特別委員会委員長になられた川喜田千葉大学長の紹介があり，ついで前回の議事要録を朗読し，続いて丁子事務局長代理から本日の配付資料の説明があった。

議　事

初めに，丁子事務局長代代理より，11月19日開催された理事会の協議事項についての報告があり，続いて議長から，本日は前記理事会において各常置委員会に検討を依頼してあった会長選任の問題と大学問題の件を中心に各常置委員会の意見を伺いたい旨述べられ，各常置委員長より次のとおり報告があった。

1.　各常置委員会報告

⑴　第1常置委員会報告（藤田委員長）

○大学問題について

大学問題を検討するには，現在の大学運営協議会とは別に特別委員会を設けて検討した方がよいとの意見が強かった。

○会長の選定について

早急に専任を選定すべきだとの意見が多かった。

(2) 第2常置委員会報告（中村委員）

○大学問題について

大学問題の検討は，前理事会の方針どおり現在の大学運営協議会を拡大強化して進みたい。

○会長の選定について

従来の慣行に拘わらずこの際速やかに会則により選定すべきだ。

○入学試験とカリキュラムの問題を今後検討の予定。

○入試期日の繰上げは，その後関係方面（文部省，東大等）に意向を確かめたところ，前期を3月1日以降，後期を3月19日以降にする程度ならば可能の見込みがある。

(3) 第3常置委員会報告（井上委員長）

○大学問題について

第3常置委員会としては，運営協議会に設けられる検討会とも密接な関係があるので，きん密な連絡をとりながら，運営参加の問題，補導と予算関係，警官導入の再検討，学生懲戒処分およびその手続きの問題入試制度の問題，高校教育のあり方，学寮問題，学生部の権限拡大問題，学生関係施設，安保に関する学生対策の検討などについて今後検討を進めてゆく方針である。

○会長の選定について

速やかに専任をきめるべきだ。

○就職問題懇談会について

本年も協会としては，従来どおりとしたい。11月26日この問題について懇談会（文部省，協会，産業界等）があるが，その際の意見によつては更に第3常置として考えたい。

(4) 第4常置委員会報告（太田委員長）

○大学問題について

大学運営協議会を拡大強化して検討することに賛成。

○会長の選任について

速やかに専任をきめるべきだ。

(5) 第5常置委員会報告（篠原委員長）

○留学生問題について

留学生の問題特に日本語学校に関する文部省案について検討したが，本委員会のアンケートの結果によると全国国立75大学のうち約3/2は学生を引受ける方針であり，残りの約3/1が引受けを望まないことがわかった。この日本語学校制度については委員会として更に検討を続けて行くつもりである。

○会長の選任について

速やかに専任をきめるべきだ。

○大学問題について

(イ) 学部教授会と評議会の関係をもっと検討すべきだ。

(ロ) 学生の運営参加は自ずから限度があるから，その検討が必要だ。

(ハ) 学生は横の連絡が早いが，教官の横の連絡はないので，国大協あたりでデータを提供してほしい。

(ニ) 大学問題検討委員会ができれば，委員として池田信州大学長を推せんしたい。

(6) 第6常置委員会報告（増田委員長）

○大学問題について

(イ) 大学問題を検討するには，先ず将来の大学ビジョンを頭において検討すべ

きだ。

(ロ) 学生の運営参加は限度がある。国有財産の管理は責任ある者でなければならぬ。

(ハ) 学寮，学生会館等の規程は，大学を信頼してあまり細かい規程はつくらないようにしてほしい。

○会長の選任について

委員会の結論はでなかったが，東大の事情も聞く必要がないか。

(7) 第7常置委員会報告（鎌田委員長）

○大学問題について

(イ) 現実をよく直視し，大衆化に順応した教育を行なうべきだと思う。

(ロ) 教官の資質の向上と教育方法の反省がほしい。

(ハ) 学生の管理運営参加には，限度がある。

(ニ) 小，中，高校とも全体の教育のあり方を掘り下げて検討する必要がある。

(ホ) 大学の場合，教養課程のあり方を再検討すべきだ。

(ヘ) 教官と学生の断層感をなくすべきだ。

○会長の選任について

できるだけ早く専任をきめるべきだ。

以上で，各常置委員会報告が終わり，続いて質疑に入り，いろいろの意見が述べられたが大学問題検討のための特別委員会の新設は協議の結果，前回理事会（11月19日）の方針どおり現在の大学運営協議会に，専門委員を増員したり或いは必要の都度，適任者の参加を願って強化を図り，この協議会で検討することとした。

2. 会長の選任について

初めに，東京大学の代理出席者伊藤教授から東京大学の紛争は，早急には解決の見込はないと思われるので，従って学長の正式選挙は相当先になる見込との報告があって協議に入った。協議の結果，先ず専任にするか代行としておくかを投票によって定めることとしたところ出席者全員（21名）一致をもって会則（第20条）どおり，この際互選によってきめることとした。よって直ちに投票の結果，奥田副会長が第1回投票で過半数を占め会長に選任された。

3. 副会長の選任について

奥田副会長の会長就任に伴って，欠員となった副会長について会則第20条により投票の結果増田理事が第1回の投票で過半数を占め選任された。

4. 総会開催について

奥田会長より，今回は異例な措置で定期の総会を開催しなかったが，会則どおり総会を改めて開くべきかどうかと諮られたところ，次の事項について協議の必要もあるので，12月中旬適当な日を選んで開催することとした。

（付議事項）

① 入学試験制度（期日の問題）について（第2常置委員会）

② 東京大学の所属常置委員会決定について（第6常置委員会所属とすることとした）

③ 育英奨学生の増員と奨学金の増額についての要望書の提出について（第4常置委員会）

5. 新聞記者会見について

本日理事会終了後午後2時30分に新聞記者との会見がある旨を報告し，その報告事項について打合わせを行なった。

(4)　理事会議事要録

日　時　昭和43年12月19日（木）
午前９時30分～午前10時
場　所　全国町村議員会館会議室
出席者　奥田会長
渡辺，増田各副会長
各理事
第１，第２，第４，第７各常置委員会委員長
岡田，近藤各監事

奥田会長主宰の下に開会。

議事に先だち，会長より予て懸案となっていた大学問題検討のための委員会は，大学運営協議会の中に小委員会の形で，「大学問題研究部会」を設け，その第１回会合を昨18日開催した旨報告，（議事内容は総会で報告することを了承）し，続いて新しく第６常置委員会委員長になられた斯波理事（東京工業大学長）の紹介と本日の代理出席者伊藤教授（東京大学），市原教授（一橋大学），西川教授（東京教育大学）の紹介があり，議事に入った。

1.　配付資料の説明と第42回総会日程について

丁子事務局長事務代理から，配付資料（総会用と同じ）の説明と本日開催の第42回総会の日程案（資料３）の説明があり，了承された。

2.　事業報告

前総会以後の事業報告は，会議時間の関係上別紙配付資料(4)によって，その概略を説明し，この資料によって，続いて行なわれる総会で報告することを了承された。

3.　議事について

本日の総会に諮る予定になっている議事については，別紙配付資料 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11によってその概略の説明と報告があり，何れも承認された。

（議事のうち，資料(5)の国立大学協会会費の基準改正（案）については，その改正理由の詳細な説明があって承認され，本日の総会に諮ることとした。）

4.　各常置委員会報告

従来総会前の理事会においては，各常置委員会の報告をするのを通例としているが，今回は引続いて行なわれる総会までに時間的の余裕もないので省略することとし，総会で報告することとした。

5.　その他

(1)　記者会見

本日総会終了後，午後５時30分国立教育会館第２特別会議室において行なう（了承）

(2)　新聞社の総会写真撮影

総会開始直前に行なう（了承）

(3)　東京商工会議所および名古屋商工会議所の各会頭から別紙参考資料のとおり学生紛争に関する要望書の提出があった旨報告。

(4)　全国高等学長協議会から，明年度の学生募集定員の確保について要望があった旨報告。

(5)　第42回総会議事要録

日　時　昭和43年12月19日（木）
午前10時～午後４時30分
場　所　全国町村議員会館大会議室
出席者　各国立大学長
奥田会長主宰の下に開会。

I. 挨拶その他

1. 会長挨拶

去る11月21日開催の理事会において，会長に私（奥田）が，副会長に増田一橋大学長がそれぞれ互選されたのでよろしくお願いするとの挨拶があり，ついで，11月20日，21日の両日に予定した総会は，都合によって本日に延期した事情を説明，了承を求められた。(了承)

2. 代理出席について

奥田会長から，本日の代理出席について次のとおり紹介された。

山形大学	日比野事務局長（連絡者）
茨城大学	久池井教授
群馬大学	花岡教授
東京大学	伊藤教授
東京教育大学	西川教授
一橋大学	市原教授
名古屋工業大学	渡辺教授
岡山大学	坂手教授
九州大学	池田教授
佐賀大学	岩田教授
長崎大学	梁井教授
熊本大学	六反田教授

3. 琉球大学長の出席について

奥田会長から，琉球大学の池原学長がオブザーバーとして出席願っている旨報告紹介された。

4. 配付資料について

丁子局長事務代理から，本日の配付資料について説明があった。なお，資料のうち，(4)の事業報告に記載してある事項は，去る11月19日総会に代えて開催された各常置委員会の際配付したものに，その後の会合などを加えたものである旨その内容について詳細な説明があった。

5. 議事日程について

丁子局長事務代理から，本日の配付の議事日程によって説明があり，了承された。

II. 会務報告

1. 学長の交替について

会長から，前総会以後の学長の交替について次のとおり報告，紹介された。

大学名	旧学長	新学長
福島大学	海後勝雄	玉山勇（事務取扱）
東京大学	大河内一男	加藤一郎（事務取扱）
東京教育大学	三輪知雄	三輪光雄
東京工業大学	実吉純一	斯波忠夫
山梨大学	福田邦三	藤岡由夫
信州大学	三村一	池田雄一郎
滋賀大学	三輪健司	砂崎宏
鹿児島大学	福田得志	町野碩夫

2. 各常置委員会委員長の交替について

第3常置委員会においては，三輪前委員長に代わり，井上鳥取大学長，第4常置委員会においては，福田前委員長に代わり太田東京医科大学長，また，第6常置委員会においては増田前委員長が副会長になられたので後任として斯波東京工業大学長がそれぞれ委員長に就任された旨の報告があった。

3. 特別委員会委員長の交替について

新設大学拡充特別委員会においては，渡辺前委員長に代わり中川金沢大学長，医学教育に関する特別委員会においては，福田前委員長に代わり川喜田千葉大学長，また，入試期特別委員会においては，渡辺副会長がそれぞれ委員長に就任された旨の報告があった。

4. 要望書の提出等前総会以後の主なる事項

について

要望書等の提出については，後刻各委員長から報告を願うこととして，丁子局長事務代理から，前総会以後協会として行なった対外的な諸活動や提出した要望書・意見書等について資料(4)の事業報告（7頁下から3行上の「2. 意見書等対外的諸活動」以下11頁まで）によって説明があった。

5. 大学の管理運営問題について

大学紛争の深刻化しつつある現状にかんがみ，国大協としては，前総会の決定により，大学問題に関する内外の資料を目下大学運営協議会の小委員会で収集中であり，その一部は先月の各常置委員会の際各大学へ配付し，本日もその追加分を配付した。また，大学問題検討のための組織を考えることについては種々審議の結果，大学運営協議会の下部組織を強化してこれに当たらせることとなり，そのために「大学問題研究部会」を設け，昨日その第1回会合を開いた。その情況は後刻協議の際報告する。この外，前総会以後，運営協議会は懇談会を2回開き，当面紛争中の大学から実状を伺い意見の交換を行なった。

なお，大学問題は重大なことであるから本日各委員長の報告が済んだ後，特に時間をとってこの問題について更に討議することとした。

Ⅲ. 協議事項

1. 常置委員会委員の追加選任について

さきに退任された福田副会長と大河内会長の後任学長の所属常置委員会を，理事会においては，町野鹿児島大学長を第5常置委員会に，加藤東京大学長事務取扱を第6常置委員会としてはどうかとの案であったとして，このことについて諮られ，異議なく承認された。

2. 国立大学協会会費基準の一部改正について

会長より，近年大学問題等急激な会務の増大，物価・給与の上昇等に伴っての支出の増加に対応するため，会費基準の一部を改正する必要がある旨を述べられ，その理由については，丁子局長事務代理から配付資料(5)に基づいて詳細な説明があり，異議なく承認された。

なお，この改正は，文部省の承認を得た上で，来たる昭和44年4月1日から適用することとした。

Ⅳ. 各委員会委員長の報告と協議

1. 第1常置委員会

藤田委員長から目下大学院問題を主として検討中であり，大学院問題についてのアンケートは12月末日までに回答をお願いしているが，来年に入ってこれをまとめたいと思う。

なお，自分は来たる12月末日を以てお茶の水女子大学長を退任することになっているので，後任委員長としては小塚東京芸術大学長が選任された旨報告された。

2. 第2常置委員会

小川委員長所用のため欠席につき，中村横浜国立大学長が代わって，本委員会では入学試験期日についての根本的な問題は入試期特別委員会で検討することになったので，目下入試期日の繰上げ問題について検討している。二期校の入試期日を数日間引上げてほしい希望に基づき，文部省や東京大学の意向も確かめ1期は3月2日(現在は3日)から，2期は19日（現在は23日）からとすることを考えているが，できれば1月31日までに各大学から意見を伺ってよろしいとなれば昭和45年

度から実施したいと考えている旨説明があった。（このことについては，小塚東京芸術大学長から，同大学は特殊事情があるので，できれば3月1日から始めて，発表は3月31日にしたいとの希望があった）

3. 第3常置委員会

井上委員長から，前総会以後数回の会合を開き，検討すべきテーマは10ばかりあるが主として学生問題（所謂団交問題，学生の運営参加問題，学寮問題その他）について関係者の話も聞きながら協議したい。また，最近運営協議会の中に「大学問題研究部会」が設けられ，問題が多少第3常置委員会と重複するようなところもあるが，両々相俟って今後は，紛争問題については勿論東京大学の実態（妥協事項）が他大学に及ぼす影響や安保問題等にも触れて検討してゆきたいと今後の方針を述べられた。

なお，就職推せん時期の問題については，11月26日と12月14日，関係者との懇談会に出席し，意見を出し合ったが，結論を得ず，現在のところ従来どおりであるが，第3常置に任されたいとの報告があった。

4. 第4常置委員会

太田委員長から，配付資料(6),(7)によって，前総会以後「大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望」と「奨学制度の拡充に関する要望」を提出したとの報告があり，続いて今後次のような問題について検討してゆく積りであるとの報告があった。（会報64頁参照）

a．女子勤務者の母子保健福祉について

本問題はなんとか実現できるようにとの要望があった。

b．研究・教育の場における事故・災害の対策について

現在は病院の経費でまかなっている状態であり，是非取りあげたい。

c．学生の経済問題の対策についてのアンケートの分析検討について

5. 第5常置委員会

篠原委員長から，目下検討中の留学生教育の改善問題に関して次のとおり経過報告があった。各大学のアンケートの結果を見ると，約2/3の大学から日本語の強化を強調されている。日本語学校を設け1年間の日本語教育をした上，各大学の1年へ入れることは大体賛成のようであったが，大学によっては施設その他の関係上引受けできないところも相当あった。また，東南アジア方面からの留学生は，大体において基礎科目の力が不足しているので補足教育をさせるべきだとの意見もあった。検討を続けたい。

6. 第6常置委員会

斯波委員長から，前総会以後主として教官の定員削減問題，待遇改善問題，明年度の予算問題について審議し，去る10月1日関係省へ要望した旨報告があった。

なお，第6常置委員会関係事項のことにつき次のような意見や要望があったことを報告された。

○新潟大学からの要望

a．看護要員の充実に力を入れてほしい。（特に夜間勤務者の増員）

人事院の判定が出されていながら3年間も行なわれない実情である。

b．定員削減の要望については，今後教官に限らず事務系の削減についても力を入れてほしい。

c．勤勉手当支給取扱問題は早急にすっきりさせるよう努力して貰いたい。

○夜間部のある大学の予算（特に定員）は特別に，考慮して貰うよう努力してほしい。

○課外活動に関する施設の増強を推進してほしい。また，サークル活動の部室についても教育施設基準の中にとり入れるよう文部省へ要望してほしい。

以上のような報告があったのち，委員長より定員削減問題，看護要員等の問題は，場合によっては総会の議を待たずに要望することも考えられるので，その点総会として承認願えるかどうかと意見を求められたが，今回の場合については，既に一応要望を出してあることでもあるので，改めて要望書を提出することはどうかと思うのでこのことについては，別に第6常置委員会で検討することとし，その結果必要があれば理事会にはかり，総会を待たずに提出することが了承された。

7.　第7常置委員会

鎌田委員長から，前総会以後主として教員養成関係学部設置基準要項制定促進の要望書の作成および学部設置基準についての問題点を審議した。その結果委員会で問題となった事項について，第1回目のアンケートを各大学に出したいと考えている旨を報告その問題点を説明し，アンケートによる調査の実施について了承を得た。

なお，この委員長報告のあと，各学長から次のような意見があった。

○教員養成学部の卒業生の就職率は，以前は，県内に9割程度もあったが，現在では極めて僅かしか就職できない状態である。

教員養成学部の強化も結構であるが，完全就職の立場から教員以外の他の方面にも進み得るよう基準についても，教員養成の立場からのみでなく，広く教育系としての立場から検討してほしい。

以上で午前中の会議を閉じた。

午後1時30分再開

議事再開に先だち，会長より，本日昼食の時間に第6常置委員会（特に総会に報告すべきことはなかった）と第7常置委員会（アンケートの案をつくり，1月末日までに回答を依頼することとした）を開催した旨報告，次いで午前に引続き各委員会の報告があった。

8.　新設大学拡充特別委員会

中川委員長から，当委員会としては，既に国大協として去る10月1日に提出した「来年度予算に関する要望書」の中にもその要望事項として挙げてあるとおり，当面は教官当積算校費の増額とこの積算基準の大学間の格差の是正に力を入れていきたいと報告。

9.　科学技術行政特別委員会

和達委員長から，去る7月25日本委員会小委員会を中心に．在京の学長等とともに科学技術の振興に関連し大学と産業界の諸問題について経団連側と懇談した旨報告

10. 図書館特別委員会

川村委員長から，本委員会においては，前総会以後主として一般教育に対する図書館のあり方について討議してきたが，今回別紙資料(9)（71頁参照）「一般教育と大学図書館」のとおり中間報告をまとめた旨説明があり，更にこの報告書を朗読の上，説明があった。

11. 教養課程に関する特別委員会

小塚委員長から，前総会以後は主として一般教育改善に関する中間報告の作成ならびにそれに対する各大学のアンケートのとりまとめについて審議した旨報告し，更に資料(10)に

よって本日までに回答のあった54大学からの意見の要旨について中間報告があった。

12. 医学者に関する特別委員会

川喜田委員長から，別紙資料(8)（　頁参照）によって前総会以後2回の委員会を開き，次の問題について審議した旨報告し，今後も引続いて慎重に検討していきたい旨述べられた。

(1)　医学教育基準における大学病院を利用した臨床研修について

(2)　卒業後の研修の問題について

13. 研究所特別委員会

本川委員長から，10月20日と12月5日に委員会を開き，主として共同利用研究所のあり方その他研究所の諸問題について検討した旨報告。特に共同利用研究所については問題が多く，将来性も考えられるので，共同利用研究所の所長からお話をきくなどして検討したい。

14. 入試期特別委員会

渡辺委員長から，この委員会は8月8日の理事会で特別委員会として新設されたものであって，委員会は9月12日と10月15日に開催，主として運営方針，実施の手続，審議予定，委員長の互選等について審議した旨報告。

（会報42号23頁の第1回入試期特別委員会議事要録と，38頁の入試期間問題審議予定を参照）

なお，この外2期校の入試期日の繰上げについては目下検討中であるが，2月末日までには結論を出したい。また，現在1期校は29大学，2期校は46大学で，入学定員の合計は1期が35,237人，2期が31,325人であるが今後振分けを新たに決めるとすれば，その比率をどの程度におさえるかの問題もある。全国的立場から考えないと解決しないではないかと思う。ご協力をお願いしたい。

以上で渡辺委員長の報告が終わり，続いてこの問題に関して次のような質疑応答があった。

○1期と2期の2回の機会を与える原則は固執する方針であるか，大学によっては国立は全部同時にする方がよいとの考えもあるようだが絶対的なものかどうか。

○各地区の振分に関する学長会議の様子はどうか

○各地区では既に検討した地区もあり，未だ検討していない地区もある。また，意見も現状のままで特に困る程の問題はないとする地区（北海道，東北，九州地区等），変更を望む地区等があって一致していないが，一本勝負にするか，期間を限って自由に選ぶかなどの問題は将来の問題とし，この問題は既に前総会において方針が決定したことでもあるから既定方針に従うべきだとの意見もあり，前後期振分けの方針で進めることを確認した。

以上でのこ問題についての質疑を打切り，最後に中村横浜国立大学長（小川第二常置委員長代理として）から，入試期の1期を3月2日から，2期を3月19日からに繰上げることを認めてほしいとの発言があったが，期日の決定を本日この総会で唐突に決めることには賛成できないので，改めて第2常置委員会から各大学にアンケートを出してその結果，予想の方向が得られれば，実施の都合上理事会に諮って決め，意見があるようなら総会に諮ることとすることで了承され，1月末日までに意見を求めることとした。

15. 大学運営協議会

奥田委員長（会長）から，前総会以後7回にわたって運営協議会，同懇談会，小委員会

等を開いて，最近の大学問題に関連し，内外の資料の収集整理および大学問題を検討するための組織の設置について審議するとともに紛争大学の実状をきき意見の交換を行なった旨繰返し簡単に報告

16. 特別会計制度協議会

奥田議長から，前総会以後，7月23日（第6常置委員会との合同小委員会）と10月9日（小委員会）に会合を開いて，主として国立大学教官の定員削減について再度要望することについて審議するとともに会計事務の簡素化および特許権の問題について審議した旨報告。

17. その他の会合について

次の会合を行なった旨報告された。

6月27日	幹事会
7月25日	経団連との懇談会
9月6日	就職問題打会合（文部省主催）
11月26日	同　上　（文部省主催）
12月9日	文教関係国会議員との懇談会

（15分休憩）

V. 大学問題について

初めに，会長より，大学紛争がますます深刻化してきた現状に対応し，大学運営協議会の責任において検討を進めることとし，その中に「大学問題研究部会」を設け，検討することとしたが，この問題は，大学として極めて重要な問題であるので，本日は大学問題全般にわたり，その取り組み方について，充分な話し合いを願いたいと述べられ，ついで運営協議会と大学問題研究部会の組織，構成および態度について説明された。なお，大学問題研究部会には現在の運営協議会の小委員の外に各大学から適任者の参加を願いたいので委員長宛推せんしてほしい。本来なら運営協議会に諮るべきであるが，研究部会に一任されたので部会で進めることとしたい，よろしくお願いする旨要望された。続いて会長より先ず，話し合いの糸口として，基本的には本日の意見をうかがって進めることとしたいが，参考として昨日(18日)開催した第1回の大学問題研究部会では，大体の筋道としては，去る41年6月に国大協として発表した「大学の管理運営に関する意見」を再検討する。また，41年11月に発表した「学生問題に関する所見」や43年2月に発表した「最近の学生運動に関する意見」についても，今日の時点と違っている事情もあると思われるので先ずこれらの所見を研究部会で再検討する。その検討の段階において出て来た問題があれば併せて検討するのも一方法ではないかという意見があった，と研究部会の様子について報告があり，これでよいかどうかその他全般の問題についての意見を求められ，各学長から種々意見を述べられたが，その主なるものは次のようなことであった。

○国大協として意見を発表するとすれば，従来発表した線とは相当違ったものでないと効を奏しないと思う。近視眼的なものでなく，在るべき未来像を考えたい。

○大学としての在るべき姿勢をはっきり示す必要があると思う。学生を含めての管理運営について，およびそれに関連した具体的活動について先ず基本線を出してほしい。

○大学問題研究部会の検討の対象は全国の大学全部を含めた意味であるか，または国立大学だけの意味であるか。（今までの話し合いでは国立大学だけと解釈する）

○学生運営参加の問題は色々な意味にとられその形や範囲が明らかでない。大学はこれ

に対してどうあるべきかまで掘り下げることが必要であるが,この際は,色々な資料を集めて，それぞれに対する得失を個別に検討し,これを国大協の事務局に保管し,各大学からの問合わせに答える。即ちこの事例を調べて事例集に止めておくことではどうか，それとも，更に進んで，大学における学生の地位など本質的な検討をするのか。

○大学の未来像のことを考える外に，現在の大学の紛争が何故ここまでエスカレートしたか。その原因は何か，大学の組織に欠陥が無かったか，を検討していくことが大切である。

○教養部の教官定員削減は教養部のマスプロ化による荒廃を一層甚だしいものにさせ，教官や学生の不満を生み，自ら学生運動を助長させる結果になる。根本問題の解決が先で，学生参加の問題は次の次の問題である。大所高所からの検討が望ましい。

○九州地区の学長会議では,今日の時点では,特別に委員会を構成して対処すべきだとの意見が出た。また，大学問題研究部会の委員の組織は各地区を網羅する全国的な形にすべきであり，また，東大の紛争解決と合わせたテンポとズレがないように進めることが必要で，結論をあまり長びかせることはどうかとの話があった。

○学生の占拠，警官導入など現在の紛争に対する具体的対処についての意見や事例などについて承りたい。

○大学の管理運営の再検討は必要と思うが,時間の制約があるので対策を検討する委員会で検討する。現実の学生参加の問題などは各地区で検討しその地区の意見を中央に持ちよって更に全体として検討したらどうか。エスカレートすることは必定であるので，その問題のみの検討部会を作ったらどうか。

○大学問題は当面の問題と時間をかけて検討すべき基本的な問題とがある。これを分けて検討したらよい。基本的な問題は，１時間や２時間ではどうにもならない。当面する問題は各地区毎に情報の交換を行ない，対処することが必要である。

○大学問題研究部会では，根本的な問題を検討するが，その外の大学内で処理出来ない問題，即ち一般教育に対する教官増員や教官定員の削減の無理なこと，施設の整備充実や人事院勧告の実施勤勉手当の問題等を強く要望してほしい。

以上で，本日はこの問題についての討議を打ち切ることとした。

以上の発言を総括すると，①は現在の問題に対処する②は次元の高い大学の未来像について検討することであり，①は各常置委員会で扱い人員削減，予算一般教養等々についても活発に検討し要望も出す，地区毎の話合いも活発に行なう。同時に大学問題研究部会としては②の問題について，本来どうあるべきかの問題を究明する,大学の自治の根本理念など,さきに出した管理運営についての所見や学生問題について意見等の再検討から始めることとしたい。大学問題研究部会は追加委員も未だ決っていないので至急推せん願って陣容を整えて更に方針を考えてゆきたい。また，今後この部会は月に１回程度開催したいが，次回は１月の末までに１回その後は，２月，３月中に２回位開きたい。なお,初めの２，３回はフリートーキングの形で行ない，できれば次回総会までに一応の結論を得て報告したいと述べられ，これを了承した。

Ⅵ　その他

(1)　新聞記者会見について，総会終了後（4時30分），国立教育会館で記者会見を行なうこととしたが，注意事項でもあれば伺いたいと述べられ，重大な時局に当たって，学長は強い決意と努力をもって対処することを確認した点を示してほしいとの発言もあり了承された。

(2)　藤田お茶の水女子大学長より，来たる12月31日をもって退任するに当たり特に退任の挨拶を述べられた。

(6)　第10回事務連絡会議議事要録

日　時　昭和43年11月22日（金）
午前10時～午後4時

場　所　全国町村議員会館（千代田区一番地）

出席者　各国立大学事務局長

1.　会長挨拶

奥田会長から，会長就任の挨拶に続いて，次のとおり挨拶があった。

(1)　今回の定例総会は，11月20，21の両日開会の予定であったところ，都合により急に予定を変更して12月に延期することとしたので，従って従来のような連絡事項は無いが，国大協の動きを知ってもらう為に本日お集りを願った次第である。20日当日は常置委員会に切り替え，各委員会をそれぞれ開き，一般問題も併せて協議しその結果を，21日に理事会を開いて報告を求め，諸問題について意見を交換した。

(2)　大学紛争の問題については，予てから第1常置委員会・大学運営協議会・第3常置委員会等で，審議を重ねてきたが，最近の紛争拡大化にかんがみ，国大協としてはこれらの問題に対処するため，全体的な観点に立って論議する必要を認め，「特別委員会」を新設し専らこの問題を検討しようということになったが，これを昨21日に開催の理事会に諮ったところ，種々検討の結果，この案はとり止め，現在の大学運営協議会の中に「大学問題研究部会」（仮称）を設け，現在の運営協議会小委員の外に全国から適任の専門委員その他の方を推薦参加願って強化を図り，本格的に検討することとした。なお，12月に入って大学運営協議会を開いて報告事項などを検討し，総会を開いて審議することとした。

2.　代理出席について

丁子事務局長代理から，本日の代理出席について次のとおり紹介された。

東　京　大　学　　井上学務課長
東京学芸大学　　輪島庶務部長

3.　議長選出について

推せんによって，東北大学の宮崎事務局長が選ばれ，同局長の司会により会議が進められた。

4.　資料の説明

丁子事務局長代理から本日の配付資料について説明があった。（配付資料のうちNo.6，No.7は今回の会議の際学長には配付しなかったので，後日改めて送付する旨付言）

5.　会長・副会長の新任報告

丁子事務局長代理から，昨21日の理事会で選考の結果次のとおり選ばれた旨報告があった。

会　長　　奥　田　　東（京都大学長）
副会長　　増田四郎（一橋大学長）

（注）渡辺静岡大学長の副会長はそのまま。

6. 会議日程について

初めに，丁子事務局長代理より今回の総会は都合によって従来の総会形式を変更して行なった理由や会場変更のいきさつ等について説明があり，続いて本日の議事日程の説明があった。

7. 会務報告

丁子事務局長代理から，別紙資料(4)の国立大学協会事業報告によって，前総会後における事業について次のとおり報告があった。

(1) 各常置委員会報告

(イ) 第１常置委員会

主として大学問題に関する第１次アンケート（案）その他の資料を審議。

(ロ) 第２常置委員会

主として，入試期特別委員会設置の問題，入学試験期日の繰上げの問題，入学試験方法，能研資料等について審議。

(ハ) 第３常置委員会

主として，今後の学生問題に対する方針，就職推せん時期の問題等について審議。

(ニ) 第４常置委員会

主として，大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望書の提出，学生の経済問題対策，研究・教育の場における事故・災害の対策等について審議。

(ホ) 第５常置委員会

主として，国費外国人留学生の教育に関する意見書の作成とその他担当事項について審議。

(ヘ) 第６常置委員会

主として，国立大学教官の定員の削減，待遇改善明年度予算問題について検討し，要望書の提出等について審議。

(ト) 第７常置委員会

主として，教員養成関係学部設置基準要項制定促進の要望書の作成および学部設置基準についての問題点の審議。

(2) 特別委員会報告

(イ) 新設大学拡充特別委員会

新委員長を書面によって互選決定した。

(ロ) 科学技術行政特別委員会

本委員会の小委員会を中心に，在京の学長等と共に科学技術の振興に関連し，大学と産業界の諸問題について経団連と懇談した。

(ハ) 図書館特別委員会

主として，大学図書館に関する明年度予算の要求事項ならびに一般教育における図書館のあり方について審議。

(ニ) 教養課程に関する特別委員会

主として，一般教育改善に関する中間報告書の作成ならびにそれに対する各大学からの回答のとりまとめについて審議。

(ホ) 医学教育に関する特別委員会

主として，大学病院における臨床研修ならびに学部における臨床教育の改善について審議。

(ヘ) 研究所特別委員会

主として，共同利用研究所のあり方その他研究所の諸問題について審議。

(ト) 入試期特別委員会

主として，委員会の運営方針，実施手続審議予定，委員長選任等について審議。

(3) 大学運営協議会

主として，最近の大学問題に関連し，内外の資料の収集，整理および大学問題を検討するための組織の設置について，審議すると共に紛争大学の実情をきき意見の交換を行なった。

⑷　特別会計制度協議会

主として，国立大学教官の定員削減について再度要望することについて審議すると共に会計事務の簡素化および特許権問題について審議。

⑸　その他の会合

理事会，幹事会，経団連との懇談会，就職問題の打合わせ会等を行なった。

⑹　意見書等の対外的諸活動について

前総会以後において関係省庁に対し，次の意見書や要望書を提出した。

(イ)　「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針について」の意見書（6月25日提出）

(ロ)「国立大学教官等の待遇改善について」の要望書（6月25日提出）

(ハ)　国立大学教官等の定員削減措置に関する要望書（6月25日提出）

(ニ)　教員養成関係学部の設置基準要項の作成方促進についての要望書（6月25日提出）

（以上4件は前総会において承認を得た事項）

(ホ)　国費外国人留学生の教育に関する意見書（7月10日提出）

(ヘ)　大学保健管理の整備充実と保健管理センター制度の確立についての要望書（7月16日再度要望）

(ト)　国立大学教官等の定員削減措置について（再度要望）および「国立大学の附置研究所の教官について」の定員削減に関する要望書提出（7月24日）。

(チ)　昭和44年度予算に関する要望書提出（10月1日）。

8.　協議事項およびその他の報告

丁子事務局長代理から，今回の理事会において次の事項が協議され，可決された旨報告があった。

⑴　大学問題の検討のため，現在の「大学運営協議会」の下部組織を強化拡充し，「大学問題研究部会」を設け，現在の小委員の外に更に専門委員その他適任者を加え検討することとなった。

⑵　日本教職員組合から，今回の学長集会の際に，「大学の自治のあり方についての質問状」を配付してほしいとの申出があったので参考のため，配付した。（その全文を参考のため朗読。）

⑶　定例の総会開催日は未定であるが，12月19日か20日にしてはどうかとの意見があるので，なるべくその案に沿って日時を決めることとしたい。

⑷　会報第42号を発行配付した。

⑸　九州大学から，大学及び附置研究施設等に近接する軍事基地の撤去方について，国大協で援助してほしいとの要望があったが協議の結果，この問題は諸般の関係から国大協として正式には取り扱わないこととしたが，事情も充分察しられるので各大学へ資料を配付し理解を深めるよう依頼した旨を報告。

（このことについては，九大事務局長より事情説明があった）

9.　その他

上記の協会側の報告があった後，各大学の事務局長から次のような意見や，希望が述べられた。

⑴　定員削減についての要望書は教官定員のみに重点を置き，その他事務職員については取上げられないで軽視されているのは遺

憾である。今後国大協としても，大学における事務職員の位置付けについて，充分留意してほしい。

(2) 兎角定員削減の問題があると，教官の削減割当を事務系統に振替えてきた慣習があるが，これは文部省にも責任があるが今後は止めてほしい。

(3) 今後事務連絡会議を開く場合は土，日につながる週の後半を避けて週の前半に開催してほしい。（希望）

(4) この事務連絡会議は単に連絡事項のみでなく，今後は，処理に苦しむ難問題について討議する時間を考えてほしい。

(5) 総会を12月に開く場合，連絡会議を開くべきかどうかについては，差支えない限り開いてほしい希望があり，予算時期等を勘案し協会で考えることとした。

以上で午前の会議は終わり，午後1時再会。

午後は文部省から連絡者として，清水審議官および白井学生課長補佐出席。

10. 事務連絡

最近の学生紛争について白井学生課長補佐から，詳細な説明があった。

そのあと，大学側より国有財産の管理その他について質疑や要望等があった。次に清水審議官より，去る11月18日の文部大臣より，中央教育審議会に対し「当面する大学教育の課題に対するための方策について」という事項について諮問があった旨報告があり，配付資料によってその諮問の内容や，諮問理由について説明があり，付加して大学紛争に対する基本的な考え方について説明があった。

以上で，清水審議官の報告が終わり，引き続いて目下紛争中の大学の情況について，東北大学，静岡大学，富山大学，新潟大学などからそれぞれの紛争状況につき，また佐賀大学からは紛争当時の状況について説明があった。なお，この際京都大学事務局長より去る11月6日一部の新聞に報道された京都大学における学生管理運営参加に関する記事は，かなり誇大に伝えられた部分があるが，「長期計画」とあるのは実際は建物施設の計画であって，20年，30年先の計画について，その時代に大学のスタッフであろう学生の意見も参考に聞こうとの考えからのものである旨の説明があった。

以上で，本日の会議並びに連絡会を終わり，丁子局長代理より，この事務連絡会議を意議あらしめるような方式などについても今後とも協力願いたい旨の要請があって閉会した。

(7) 第1常置委員会議事要録

日　時　昭和43年10月29日（火）午前10時
場　所　国立大学協会会議室
出席者　藤田委員長
　　　　松田，大政，山内，中川，堀尾，八木，広田各委員
　　　　中川臨時委員
　　　　市原専門委員

藤田委員長所用のため八木委員，委員長に代わり開会。

議事に先だち，前回の議事要録と7月25日付を以って各大学へ依頼した大学院問題に関するアンケートの照会文を朗読し，続いて丁子局長代理から本日の議事資料（10月開催の日本学術会議総会へ学術体制委員会が提出した報告その他）の説明があって議事に入った。

初めに，大政委員より，近時大学問題につい

て，いわゆる大学院大学の問題（内藤試案），学生紛争の問題，大学制度の問題（坂田試論）その他，新聞その他の機関においても盛んに論議されている状態であり，国大協としても積極的にこれらの問題に対処し，検討すべきではないか，このこととは別に，過般第3常置委員会として発表した「最近の学生運動に関する意見」は，緊急止むを得ざる事情があったとはいえ，発表前に一応各大学の意見をきいてほしかったという意見もあったようであり，上記問題を検討するとすれば，広く大学の意見を聞くべきであろうことが述べられた。

次いで，松田委員から，最近の独逸の学生運動につき，現地で調べた模様について①独逸の大学の管理運営は，日本とはかなり相違し，総長や文部大臣の姿勢においても相違点があること，②警察官学内立入りについての考え方も，日本の学生の考えとは違い，市民的秩序の維持の問題に対しては止むを得ないとしている。③学生の参加については，伝統的に実績をもっていて学生の要求は大学側で積極的に採り入れようとしている。（カリキュラムには学生代表が3分の1参加する。財政についても5％の参加など）④自治会にしても，一般学生で組織していて，日本のように自治会そのものが例えば三派に占められるようなことはない。など学生団体の組織活動状況等について説明があった

（藤田委員長出席）

委員長より，来たる11月の総会に際し，本委員会としては，目下大学院問題に関するアンケートを12月末までに各大学から集めることになっているので，その経過を報告することといたしたい旨諮られ了承された。

ついで，学生問題についての自由討議を行なうこととしたが討議に入る前に，丁子局長代理より学生問題について目下大学運営協議会の中に小委員会を設け，そこで内外の関係資料等を収集中であることを報告，続いて討議が行なわれたが主として次のような点について意見の交換があった。

○この問題は，すこぶる重要なことでもあり，また，根本的な大学の制度や組織の改善等にもつながっているので，新たに特別委員会を設けて検討すべきである。

○新制度の大学，大学院ができて既に長年月を経て，管理や，運営上の経験も積んだので，総合的に諸制度の総点検をする時機にきているのではないか。坂田案，内藤案の進行についても，もう少し詳しく調べる必要がある。

○学生の大学運営参加問題については，その限界，学生の位置付けなど慎重に検討し国大協としての基準的なものを出す必要があろう。

○自治会特に議決定足数の問題についても，極めて低い率で行なわれているのは問題である。

その他各面の問題について討議の結果，問題は単に学生問題に限らず，助手の問題もあり，現代に則した大学の諸制度，諸組織その広他い範囲に関連する問題であるので，第1常置委員会とか第3常置委員会だけの担当としないで特別委員会を新設して総合的に検討したらどうかとの意見が多数であるので，次回運営協議会にこのことを提案することとした。

なお，運営協議会の賛同を得れば，さらに理事会にこれを諮ってもらうこととした。

○次回第1常置委員会

10月31日開催の大学運営協議会小委員会の審議の様子を見た後で決めることとした。

(8) 第１常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月20日（水）午前10時

場　所　国立大学協会会議室

出席者　奥田副会長

藤田委員長

実方，樋口，本川，大政，小塚，山内，中川，八木，長谷川，広田各委員

藤田委員長主宰の下に開会。

先ず，委員長より，昨19日の理事会において，今回は，諸事情のため，今明日に開催予定であった第42回総会は一応とりやめとなり，本日は，分散して各常置委員会を開催することとなった旨の報告があって議事に入る。

1.　委員長より，初め，大学運営協議会では，大学問題を検討するためには，特別委員会を設ける方がよいとのことであったが，昨19日の理事会においては，特別委員会を設けるよりも，運営協議会の中の小委員会を拡大強化して検討した方がよいということになったので，本日は，会長の問題もあるが，先にこのことについて御意見を伺い明日の理事会に報告することにしたいとの発言があって色々な角度から検討が行なわれた。その開陳された意見の主な点は次のようなものであった。

○大学問題を国大協でやるなら運営協議会ではまずい，総会に諮ってじっくりやるべきではないか。

○大学運営協議会規程第３条を適用すればよくないか，この条文を拡大解釈してよくないか，大学運営協議会は大学自治の問題の解決が目的で出来ているのであるから，運営協でやってもよいと思う。

○内部では解決することの困難な問題の起こった大学に助力するという運営協の任務を学生問題とからませてとり上げることはよくない。

○今は，大学制度を根本的に立て直す時機に当面しているのだから，運営協議会のメンバーが入ってもよいが，別に特別委員会を設けて堂々とやった方がよいと思う。

○運営協よりは，むしろ第１常置委員会でとり上げるべきであろう。運営協で出来る問題と出来ない問題を決めて置いて欲しい。

○大学運営協議会は自分達の会であるとの認識が足りないように思われる。本質的な大問題をとり上げるのであるから運営協議会でやるのが適当だと思う。

委員長より，運営協でやるべきであるかどうか，或いは，特別委員会をつくるべきであろうか大事な問題である。と発言。

○大学問題は既存のどの常置委員会の担当事項でもなく，どこで取り扱うかは問題であって，学生問題にはタッチしない点等現在の制度の中で問題を考えるのなら運営協議会の仕事となろうが，大学は研究を主体にするのか教育を主体にするのかまで拡げると運営協の扱う問題ではなくなる、第１常置委員会の意向が重要だと思う。

○各方面で大学の問題がとり上げられている時，国大協は浮き上がっているような気がする。

○とり上げる問題は大学制度の全般についてであるか，管理運営の面についてであろうか，やるならば強力な委員会をつくる必要があろう。

○総会で議論すれば，両方の意見が出るものと思われる。運営協の中に設けるとすれば

色々とわくがあってカバー出来ない問題もある。

委員長より，今日の常置委員会は総会に代えて開かれたのであり，方々から意見が出て来るであろうから，明21日の理事会でもう一度とり上げることにしてはどうかとの発言があって了承された。

2. 委員長より，12月末日をもって退官となるので，後任委員長を選出して欲しいとの発言があり，話合いの結果，後任委員長には小塚芸術大学長が選ばれた。

3. 次に会長の問題に入る。

大河内会長が辞任の際，後任会長は間もなく決まるとの予想の下に，奥田副会長が会長事務取扱として責任をとることとなったが，目下大学問題が極めて重大な折に際会しているのに，このまま事務取扱のままでよいものかとの発言があり，委員長より，明年6月の改選期までこのまま続けるか或いは，直ちに選任すべきかとの提案があって審議が行なわれ，従来の慣行にこだわらず，直ちに選任すべきであるとの意向が各委員の間に強く述べられた。

4. 最後に，藤田委員長より12月末日をもって任期満了退官となる旨のあいさつがあって閉会とした。

(9) 第2常置委員会議事要録

日　時　昭和43年10月14日（月）午後1時

場　所　国立大学協会会議室

出席者　堀内，秋月，中村，続，佐藤，藤本，川村，小池各委員

小川委員長所用のため，佐藤委員主宰の下に開会。

議事に先だち，丁子事務局長代理から配付資料の説明があり，ついで委員長より予て検討中の入試期に関する前期，後期の問題は「入試期特別委員会」で検討して貰うことになったので，本日は，本委員会として今後どのようなことを採りあげて検討してゆくべきか，このことを中心に協議されたい旨述べられ，続いて，参考のため第1回入試期特別委員会の議事要録の朗読があって，議事に入った。

1. 入試期特別委員会委員長の選出について

入試期特別委員会の委員長の選出については入試期特別委員会において，議題として審議され，只今朗読した議事要録でご了知のとおり，いろいろ意見があったが，問題の重要性に鑑み明10月25日開催の入試期特別委員会に小川第2常置委員長の出席を煩わし，その席上選出することとなった旨報告があり，これに関連して，種々参考意見の開陳があった。

2. 今後検討すべき問題点について

このことについては，次のような問題点が採り上げられ，意見が述べられた。

○入学試験期日（前期，後期共）を2，3日早めたい。

現在国立大学の入学試験は，前期が3月初旬，後期は3月下旬であるが，前期の成績発表は試験終了後調査期間が10日以上あるが，後期の場合は，入学者決定が概ね3月末日までにされるようになっている関係上約1週間しかない。従って，後期の大学では特に試験期日の繰り上げを希望しているのが現状である。この期日の変更（前期・後期共繰り上げるかまたは，後期のみの繰り上げ）できると

すれば，前期・後期の問題も，大学によっては多少考え方が変わることもあるかも知れない。との意見が第1回入試期特別委員会で出され，第2常置委員会で検討して貰うということになっているので協議の結果，今後の検討事項の一つとして採りあげることとしたが，このことは高校側・文部省側その他広く関連するところが多いので，本格的に検討に入る前に，次の第2常置委員会までに予め在京の委員（小川委員長，中村委員）にお願いして，非公式に文部省に対し繰り上げの可能性の有無について相談して貰うこととし，また，前期校である東京大学が現在2回に分けて入試を行なっているが，これを2，3日繰り上げることができるかどうかその様子も秋月委員から問い合わせて貰うこととした。

3. 次回委員会開催日

日　時　11月19日（火）午後3時

場　所　国立教育会館

4. その他

① カリキュラムの編成に学生の意志を反映させる問題について

丁子局長代理より，このことについて最近よく論ぜられるが，本委員会の担当事項のうちに，学科課程の問題もあるので，検討される上の何等かのご参考までに毎日新聞の社説（別紙資料）を供覧した旨説明があり，これについて委員から次のような意見があった。

○現在のところ国立大学では，運営について学生にはっきりと参加を認めた大学はないが，学術会議等では，学生に直接関連する部門と，その他の部門の二つに領域を分けて，ある程度の「参加」或いは意見を認めてもよいでのはないかという意見があるようだ。

○学生を加えても，必ずしも実効があがらなかった例もある。学生の批判などの形で出た意見をとりあげることはどうか。建設的なものが望めるか。

○最近宮地局長（文部省）と広島大学の中核派学生幹部との対談を，問答形式で載せている「中国新聞」をいろいろ関連するところもあるので参考のため送付していただくこととした。

② 能研テストの入試応用について

この問題は，未だ結論を得ていないが，大体において1次試験ならば考えられないことはないが，第2次試験は無理であるという考え方が多いようだとの意見があった。

③ 国立大学の入試の統一試験について

国立大学の入試を統一して行なってはどうか検討することも必要ではないかという意見があった。

④ 次回から続委員の入試改善案を検討することにしたい。

以上で本日の会議を終了した。

(10) 第2常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月19日（火）午後3時

場　所　国立教育会館4階第4研修室

出席者　小川委員長，堀内，秋月，富山，中村，佐藤，藤本，坂手，川村，柳本，小池各委員

中村委員長代理主宰の下に開会。

小川委員長所用のため，中村委員が委員長代理として主宰し，本日は，前回に引き続き「入学試験時期に関する諸問題」について，検討し

たい旨述べられ，次いで前回の議事要録を朗読し，３頁上６行目から８行目までを削除のうえ承認された。

1. 入学試験時期に関する諸問題について

委員長代理から，前回から懸案になっていた今後の検討すべき問題点の一つである「現行の入試期日繰り上げの可能性の有無」について文部省の意見を徴するため，昨日小川委員長とともに文部省に出向き非公式に相談した結果，同省では，入試期日を2・3日繰り上げて実施することに伴う事務的処理の面に関しては，特に支障は生じないだろうが，私立大学の入学試験とも関連することであるので，直ちにその可否について明言できないが，実施するにしても充分考慮する必要があろう。しかし，入試期日の繰り上げについては，必ずしも不可能ということはないであろうとのことであった旨の報告があった。

続いて，秋月委員から，前期校である東京大学が現在２回にわけて入学試験を行なっているが，これを２，３日繰り上げることができるかどうかについて同大学教養学部第７委員会（入試担当佐藤重平委員長）に非公式に照会した結果について，大要次のとおり報告があった。

現在，東京大学の入学試験は，１次と２次の２回にわたり実施しているが，１次試験を現在より２日繰り上げて３月１日に実施した場合，３月３日に１次試験合格者発表，２次試験を３月５日，６日，７日に実施し，この合格者発表については３月17日に繰り上げることは可能であることがわかった。従って，後期の大学では３月19日には，入学試験を繰り上げて実施することが可能であろう。

以上の報告に関連して，各委員から同系の大学，関連地域内にある大学における繰り上げ実施についての影響等について，種々意見の交換があり，結局本委員会としては昭和45年を実施目途として，前期入学試験期日を３月２日に，後期入学試験期日を３月19日に繰り上げて実施する方向での具体的検討について承認があり，本案については次の総会に諮ることについて承認した。

2. 能研テストについて

委員長代理から，能研テストに関する現状報告があり，これにもとづき各委員から意見の交換があったが，本委員会としては入試に利用することの可否については，なお慎重に検討することとした。

3. 次回は，続委員の「入試改善案」について検討することとした。

（小川委員長出席）

4. 小川委員長から，先に視察した各国の入試状況および我が国の能研テストに類似するテストの実施状況等について，我が国のそれと対比し，詳細な報告があった。

5. その他

(1) 川村委員から，午前中の理事会で申合わせのあった事項について次のとおり報告があった。

11月20日，21日に開催することとなっていた国立大学協会総会は諸般の事情により取り止め，それに代わり各常置委員会を開催して，それぞれの固有のテーマのほか当面する学生問題について討議することになり，これをもとに21日開催の理事会で国立大学協会としての意見をまとめることになった。なお，第２常置委員会は，20日午前10時から国立教育会館第１研修室で開催する旨報告があった。

(2) 国立大学協会会長選出について

国立大学協会会長の選出についての本委員会としての態度については，小川委員長の意見を徴したうえで，第2常置委員会としての意見をまとめることとしてはどうかと諮られ承認された。

(11) 第2常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月20日（水）午前10時
場　所　国立教育会館
出席者　小川委員長
　　　　中村，堀内，二方(代,久池井),秋月，富山，佐藤，藤本，坂手，川村，柳本小池各委員

小川委員長主宰の下に開会。

二方茨城大学長代理として出席の久池井農学部長の紹介があった後，入試期についての地区の問題について，各地区幹事から現段階でのとりまとめ状況が報告された。北海道・東北地区ではローテーション希望，九州地区では前期5校後期5校の現状はバランスはとれているが6対4が望ましい等報告があり，未だ意見が統一されていない地区についても来年2月の特別委員会までには結論を出すこととされた。

次に，国大協の会長を，現行のまま事務取扱として来年6月まで置くか，直ちに選挙を行なって会長をを決定するか（残任期間のみ),の2案をもとに話合いが行なわれたが東大総長が会長に就任しなければならぬという必然性もないので，第2常置委員会としてはこの際従来の慣行を破り，選挙をして新会長を選ぶことが決定された。

次に,国大協としては,学生問題に対してどう取組んで行くかについて話し合うことになり，まず，委員長から資料にもとづいて全学連の組織，その行動形態等の説明があり，いわゆる三派系,民青系等各派は全国的に統一されており，従って各大学の紛争収拾に対し，各大学ごとにいろいろな確約をしても無意味である等のことが説明された。次いで参考として，東京外国語大学の紛争について,その問題の起こった原因,経過,大学としての考え方等の説明があった後,学生の地位と参加問題，学長選挙問題，学長の権限問題等各方面から話し合われた。

委員長から運営協議会において恒久的な新しい大学像を作ること，学生問題の資料を集める小委員会を作ることが決定されている旨報告があった後，本委員会としては，「運営協議会に対して何を要望すべきか」「本委員会はどんな役割をすべきか」について話し合われた結果，教養（学）部のカリキュラムのあり方，国大協の大世帯からくる動きの遅滞等の検討が問題とされた。

最後に委員長が，本日の委員会の結論として「会長は直ちに選挙する」,「入試と関連してカリキュラムを検討する」ことを確認して終了した。

(12) 第3常置委員会議事要録

日　時　昭和43年10月28日（月）午後2時
場　所　共済会館会議室
出席者　井上委員長
　　　　細谷，三輪，横田（利),横田(嘉)（連絡者　佐々木),砂崎，五嶋，久保，妻木，山根各委員
　　　　福田，浅川各専門委員
　　東京大学
　　　　石川，宮沢両教授
　　説明者　文部省石川学生課長

井上委員長主宰の下に開会。

委員長新任の挨拶があって後，横田委員の連絡者として出席された富山大学佐々木事務局長と本日の説明者として出席された文部省石川学生課長の紹介があり，また,就職問題について，後刻東京大学の石川，宮沢両教授に特別にご出席願う予定になっている旨述べられ議事に入った。

1. 最近の学生運動について

初めに，石川学生課長より最近多くの大学において惹起されている学生運動の状況について全般的な報告をきくこととし，同課長より次のような点について説明が行なわれた。

紛争の直接動機は大学によってまちまちであり，学生が採り上げている問題は各面にわたっているが，その主たる点は

○学寮の管理運営に関すること

○食堂の新設・増設・経営方法等に関すること。

○生活協同組合に関すること

○一般教育に関すること

○カリキュラム・留年の問題

○通学バスの問題

○課外活動（部室等）の問題

○自治会（組織・機構・会費・派閥等）の問題

等であること，更に関連して，父兄の家計状況，寮の利用率，育英奨学金受給状況，アルバイト学生の問題等について説明があり，以上紛争の種となる問題は数多くあるが，現在最も大きく表面化していることは，管理運営の問題，警官導入問題等であることなど，最近の学生運動の全般的状況について説明があった。

ついで，各委員から大学の自治，評議会のあり方，学生補導態勢と教授会，学生部の関係，学生の管理運営への参加問題，学長選挙問題，学生の安保反対運動，警官導入の問題等についての意見や質疑応答があり，且つそれらの問題に対する具対策について，関連大学の実状をききながら話合いがあった。

2. 就職あっせんに関する問題について

このことについては，東京大学の石川，宮沢両教授より，大学卒業予定者の就職事務は，従来から7月1日以前には一切行なわい（技術系については6月1日とすることもできる）ことにし，学校側の推せんは10月1日以降実施を申し合わせてあるが，だんだんとこの申し合わせが崩れてきているのが現状である。教育的に見れば，期日は，遅い程よいのであるが，本年7月の9大学の法・経・商学部長会議の際には，こんな守れないような申し合わせならばむしろ野放しにした方がよいのではないかという意見が多かった。然し，文部省や日経連その他企業者側等の会合では完全な野放しは困るので或る程度の制限を設けておいた方がよいとの意見があった旨報告があった。

なお，現在，公務員試験は6月に行なわれているが，これは資格試験であって採用試験ではないのだという人事院側の説明であるが，これもできるなら7月1日以降にすべきだという意見があった。その他種々の意見や実状の説明があったが，国大協としてはこのあっせん時機に関しては未だ結論を得ていないので，更に検討することにした。

（11月26日に文部省において就職問題に関する会合があるので，国大協としての意見はそれまでまとめることとした。）

3. 「学生問題に関する資料」の続刊について

先般本協会で刊行した「学生問題に関する資料」の続刊を希望する声があり，第3常置委員会で考えてほしいとの話もあるがどうしたらよ

いかと諮られたが，協議の結果，このことについてはいろいろと問題もあるので今暫らく委員の間で考えておくことにした。

4. 専門委員の委嘱について

本委員会の専門委員を増員することについて諮られ，来たる11月の総会の前に開く委員会までに適任者を推せん願って相談することとし，この専門委員にはなるべく実際に学生問題の事情に通じていて，学生の声も聞けるようなフレッシュな方にお願いしたいとの意見があった。

5. 次回第3常置委員会

11月19日（火）午後2時より霞山会館（虎の門）において開催することとした。

(13) 第3常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月19日（火）午後2時

場　所　霞山会館会議室

出席者　井上委員長

佐山，細谷，横田（利），滝川，砂崎，

五嶋，久保，妻木，山根各委員

福田，倉石各専門委員

井上委員長主宰の下に開会。

井上委員長より，本日午前中の理事会において，今回予定している国立大学協会総会は，都合によって急に予定を変更し，従来の総会形式をとらずその時間を各常置委員会，理事会に当てることに決定したのでご了承願いたい旨の報告があった。

(1) 第3常置委員会の検討事項について

井上委員長より，国立大学協会に大学問題検討のため特別委員会を設置することについては，過日開催の理事会において，現在の大学運営協議会規程を広義に解釈し，同協議会の中に「大学問題研究部会」を設けこの部会で大学問題を検討するとの意見が出て，特別委員会の設置を見合わせることになった。大学問題研究部会では大学の未来像を中心に大学の自治や学生の大学管理・運営への参加問題等を具体的に検討していくことになった。なお，具体的な検討を進めるに当たっては，各常置委員会において大学問題について，それぞれ意見を交換し，大学問題研究部会と相互に連絡をとりながら今後の検討を進めていくことになった旨の報告があった。

さらに委員長から，第3常置委員会については，これまで学生補導の問題を中心に種々検討を加えてきたが，やはり根本的な問題である大学の自治，運営の在り方を踏まえなければ解決が難しい問題が多いので，今後はこれ等の根本的な問題を検討していきたいので，本日は，これ等について自由に意見を交換してほしい旨が述べられた。

続いて，滝川委員から11月7日に，開催された全国国立大学の学生部長会議の経過について報告があり，同会議では，学生の大学管理運営への参加，学生自治会活動の取扱い，学内紛争の処理の問題等について論議されたが，とくに学生参加の問題については，大学運営の中に学生の意見をどのように反映させるか，また学生参加の形態や限界について活発に討議が行なわれたことについて詳細な報告があった。

ついで各委員から，大要次のような意見があった。

○今年の学生部長会議は，非常に有意義であったため定例の年1回の開催では少ないという意見がかなりあった。

○今年度中（来年1月予定）に文部省が第3常置委員会と共催の形で全国大学の学生部長会議を開催し，最近の学生問題について，さらに論議したい希望を持っているので，この際，同会議へ第3常置委員会としての諮問事項をまとめておいてはどうか。

○学生部長会議では，実際に学生と接触し，学生問題を直接取り扱っている人の集りなのでかなり問題を掘り下げて討議してもらいたい，そのためには，討議する事項を整理する必要がある。

○大きな検討事項としては，学生の大学の管理・運営への参加の問題と1970年の安全保障条約改定に伴う大学側の対策ではないか。

○警察官導入に関する問題や学生処分の在り方についても，恒常的な問題として考える必要がある。

○東大当局が紛争解決のために学生の諸要求対にして示す回答内容は，全国の大学にとって多大の影響があると予想されるので，これについても考慮する必要がある。

最後に，委員長から，本日は，主に検討事項の項目について意見が出されたが，次回以降からはこれ等の諸問題について具体的な検討に入り，第3常置委員会としての結論がまとまればこれを大学運営協議会にも提出して討議の参考に供したい。

また，第3常置委員会としては，学生と接触し，当面する大学問題を直接に取り扱っている人を，新しく専門委員に加えることにより，今後の検討を進めるに当たって，各学長に対するコミュニケーションを活発にしていきたいので，次回にその人選を検討したい旨が述べられた。

○次回常置委員会

11月20日午前10時教育会館第1特別会議室において行なうことを申し合わせた。

(14) 第3常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月20日（水）午前10時
場　所　国立教育会館
出席者　井上委員長
　　　　佐山，細谷，横田（利），滝川，砂崎，五嶋，久保，妻木，山根各委員

井上委員長主催の下に開催。

大学卒業予定者のための就職斡旋時期及び学寮問題につき，委員長・各委員から，それぞれの大学における現状について報告があり，意見の交換が行なわれた。

(15) 第4常置委員会議事要旨

日　時　昭和43年10月30日（水）午前10時
場　所　国立大学協会会議室
出席者　福田委員長
　　　　柳川，川喜田，太田，井上，野田，梶田，水野（代，池田教授）各委員
　　　　小倉，宮田，池田各専門委員

福田委員長主宰のもとに開会。

議事に入るに先だち，委員長より来たる11月12日をもって山梨大学長を退任することとなったので，本日が在任最後の委員会となるとして特に退任の挨拶があり，次いで前回の議事要録を朗読，これを承認し，続いて審議資料の説明があって議事に入った。なお，学内事故対策問題の専門委員の選任については後任の委員長に

お考えを願うこととされた。

1. 女子勤務者の母子保健福祉について

先ず，現在大学で非公式に実施している保育室，保育所，授乳所，託児所等について，その設置の経緯，規模，管理運営の状況等についてそれぞれ報告があり，本問題は，施設設備の問題から人件費，維持費，その他事故発生の場合の処理の問題など関連する点が多く，現行制度上から見て，かなりの難点があるので，今直ちに結論を出すことは困難である。よって，一応，実際上どの程度に必要なのか，職員の困窮度，申込予定家庭数，3才までの乳児の数などを研究の資料として，非公式に委員の大学について調査し，実情を把握した上で，更にこれを分析し，本質的な保育の位置付けの問題等についても引続き検討することとした。

2. 学生の経済問題の対策についてのアンケートの分析検討について

前回に引続き，先ず各専門委員より，別紙配布の最終的報告案について，および案の構想について説明があり，奨学金の問題については，委員長が育英会に出向き奨学の情況，その予算などについて調査し，これを今後の対策の資料として，引継ぐこととされた。

(16) 第4常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月20日（水）
午前10時～午後4時

場　所　国立教育会館

出席者　太田委員長
柳川，川喜田，松村，藤岡，野田，小田，梶田，市川，水野（代，池田）各委員

太田委員長主宰の下に開会。

まず，委員長から，就任の挨拶の後，福田前学長退官に伴い，新たに山梨大学長に就任された藤岡学長の紹介があった。

つづいて委員長から，昨日の理事会で11月20，21の両日開催される予定であった第42回総会が諸般の事情により急拠延期されたため，各常置委員会に分散して諸問題を討議することに変更された。したがって，本日は教員としての委員である村尾，井上各委員ならびに専門委員は連絡することができなかったため欠席されているのでご了承願いたい。また，水野九大学長に代わり，専門委員でもある池田同大学教育学部長が代理出席されている旨の報告があった。

1. 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望について

委員長から，第41回総会で承認された上記要望書を7月16日に福田前委員長と私が文部省へ出向き関係者に面談のうえ，説明要望した旨の報告があり，さらに文部省における昭和44年度の厚生関係ならびに保健管理センターの概算要求経過の説明があった。

2. 女子勤務者の母子保健福祉について

これについては，各大学の実情と対策についての現状等について情報の交換が行なわれ，なおひきつづき検討してゆくことになった。

3. 研究・教育の場における事故・災害の対策について

委員長から，この種の事故・災害に対しては，現行制度上，公に補償の途はないので，学生を含めた互助制度を考える方向で検討してゆきたいと述べ，各委員から，各大学の実情について報告があった。

4. 学生の経済問題の対策についてのアンケートの分析検討について

委員長からこのことについては前回の総会で一応のとりまとめを中間的に報告し，なお，ひきつづいて検討することになっていたが，福田前委員長に経緯を伺ってみて，要望書を出した方がよいということであれば作案し総会を経て要望したいと述べられた。これに対し，日本育英会奨学金については，大蔵省の予算編成との関係もあるので，要望するならば総会以前の方がよいとの意見があり，協議の結果，増田第6委員長とも相談のうえ，奨学金の貸与額の増額や，採用者の増員をもりこんだ要望書を早急に作成し，日本育英会，文部省，大蔵省に要望することになった。

なお，羽田事件等に関連して，関係学生に対する日本育英会のとった奨学金の停止措置について，本協会として再度にわたり要望しているが，そのままになっている。現状では各大学ごとの個別折衝で処理されているようだが，本協会としては事後処理を検討する必要があろうとの意見があり，協議の結果，この問題は各大学の実情を調べながら国大協としての対処策を検討することになった。

5. 各地区の国立大学学生体育大会の予算について

上記体育大会の予算は，近畿ブロックの場合は120万円という少額で，しかも5年間据置かれている。したがって学生は寄付集めに奔走しないと運営できないのが実情であるので，本委員会あたりで予算増額問題をとりあげてはどうかとの発言があり，委員長から，44年度概算要求には間に合わないので，来年要求の線で増田第6常置委員長とも相談したい。次回には体育大会の実情を資料として配付し具体的に検討したい旨が述べられた。

6. 会長について

委員長から，先般大河内会長退任に伴い，奥田副会長が会長事務取扱に就任され，現在に至っている。元来，会長は理事会で互選され，その結果が総会に報告されることになっているが，実際には東大の学長が会長に就任することが慣行になっている。そこで，昨日の理事会で会長問題が検討された結果，本日の各常置委員会の意見を徴することになった。理事会の空気では，永年の慣行を尊重して東大の学長が選出されるまで，会長の選出を保留し，当分の間事務取扱をおくという意見と従来の慣行にとらわれず国大協としての新体制を整える意味からも，早急に新会長を選出するという意見がおおむね主張されている。またこれに関連して，会長，副会長を除くすべての会員はすべていずれかの常置委員会に所属することになっているため，現東大総長代行の所属委員会をきめるについては委員の定員を変えるための規程改正の手続きが必要になるので，これらの点もあわせて検討されたいと述べられた。

これに対し，各委員から種々意見の表明があり協議の結果，本委員会としては，従来の慣行にとらわれることなく早急に会長を選出すべきであるとの意向を理事会に報告することになった。

7. 大学の管理運営について

委員長から大学の管理運営に関する根本的な諸問題について意見を交換したい旨述べられ，各委員から各大学の実情説明があった。ついで，大学のあり方，とくに学生参加の問題，学生との対話の仕方等について各委員の間で活発に意見が述べられた後，国大協に大学問題検討のための特別委員会を新たに設けるべきか否かの問題について討議したが，結

局この問題は特別委員会の新設は取止め，現在の運営協議会の中の小委員会を強化拡大し，広く内外の専門家の意見を徴しながら，積極的に検討し，本問題に対する国大協としての理念をもつよう努力してほしいとのことになった。

8. その他

(1) 池田委員から，九大では現在，板付基地撤去運動を展開し，人命安全のすみやかな保障を政府に要求している。運動の経緯と実情は別紙のとおりであるが，基地公害の問題に対するご理解とご支援を賜わりたい旨の要望があった。

(2) 次回の本委員会は来年初めに開催することにした。

(17) 第5常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月19日（火）午後2時
場　所　教育会館4階第4研修室
出席者　篠原委員長
阿部，伊藤，和達，板垣，池田，藤野
金子，前川，（代，内藤），後藤，加来，
町野各委員
三橋，白倉，松本各専門委員

篠原委員長主宰の下に開会。

議事に先だち，委員長より，三村前委員（信州大学長）の後任として新たに委員となられた池田信州大学長の紹介があり，続いて本日午前に行なわれた理事会において，今回の総会は都合により取止め，形式を変えて各常置委員会と理事会を開いてこれに当てることにした旨の報告があり，なお，本日の委員会では，第5常置委員会の検討事項となっているものの外，午前の理事会において問題となった会長選任の問題と最近の大学問題についての検討を願いたい旨述べられ，ついで前回議事要録の朗読がありこれを承認し，議事に入った。

1. 会長の選任について

委員長から，大河内会長の辞任により，現在奥田副会長が会長事務取扱となっているが，いろいろと問題があるのでこの際正式に会長を選任すべきかどうかについての提案があり，審議の結果，正式に会長をできるだけ早く選任することにし，第5常置委員会の意見として明後日開催の理事会で意見を述べることとした。

2. 国費外国人留学生の問題について

委員長から，日本語学校，日本語教育研究センターの設立に関し，国大協として文部省へ要望書を提出したこと，文部省は別紙の「日本語学校，日本語教育研究センター（案）」の方向で計画をすすめていること，および現在の国費留学生の受入れ方法について説明があった。

これに対し，日本語学校，日本語教育研究センターが設立された場合の問題点について，下記のような意見があった。

○一年間で，日本語教育と一般教養を高等学校卒業程度の学力にすることについては疑問がある。

○日本語学校が高専程度，日本語教育研究センターが大学という体制に問題がある。

○日本語教育の指導を，計画的にできることは前進である。

○日本語学校と指定校制度を並列して行なう方法もある。

○日本語学校課程修了者を1年次に受け入れる場合，4年間在籍するから，教育的な面で受入れ大学としても責任がもてる。

○大学入学後に tutor を置くことも，制度として考えてよい。
○日本語学校修了者が，特定の大学のみを希望し偏在してはこまる。
○外国人留学生の質の問題と関連して，日本語学校修了時に，学力が不足の場合は留年させておくことも考えてはどうか。現在はなお計画の段階であり，実績もなく，その利害得失については一概に規定できないので，本委員会としては今後も「日本語学校，日本語教育研究センター（案）」を検討していくこととし，問題点がでてきたら，文部省に要望していくことにした。

委員長から，「国費外国人留学生に対する日本語教育改善等に伴う各大学の受入れ方法に関するアンケート」の集録結果は，照会大学74大学（うち回答大学68大学）のうちで，計画(案)のような日本語学校の課程修了者を，ただちに1年次に受け入れない大学が24大学あると報告があり，文部省の計画している日本語学校，日本語教育研究センターの新制度に対し，一部不安があることが話題になった。

ひきつづき，このアンケートの処理について諮られた結果，今回のアンケートのように数字的に把握するのでなしに，各大学の要望を具体的に把握するため，再度アンケートを作成して各大学に送ることにし，アンケートの原案作成を専門委員に委嘱した。

3. 大学問題について

最近の大学紛争に関して，種々意見の交換が行なわれたがその主なるものは次のとおりであった。

○さきに，協会から発表した，大学の管理運営の考え方を今日そのままの線で行なうとすれば問題もあるようだから再検討すべきではないか。
○学生のちょう罰委員会を全学的なものにすべきだ。
○学部教授会で決ったことはそのまま認めざるを得ないような制度は改むべきだ。
○学生の管理運営参加は自ら限界がある。例えばカリキュラムの編成，一般教養の問題等については或る程度学生の意志も織り込むことも考えられるが，人事や予算関係等にはタッチさせるべきではない。各大学間で意志を統一して基本線を設けるべきだ。
○各大学間で情報交換を行ないたい。
○教官は学生に信頼されることが大切であるので接触をよくすることが必要である。

大体，以上のような意見があって，懸案になっている大学問題検討のための委員会については，理事会案のとおり，大学運営協議会の中に「大学問題研究部会」を設けることに異論はなかった。

(18) 第6常置委員会議事要録

日　時　昭和43年10月1日（火）午前10時
場　所　国立大学協会会議室
出席者　増田委員長
山極，近藤，斯波，田中各委員
海野，上山各専門委員
佐藤一橋大学経理部長
説明者（文部省）
諸沢人事課長，安養寺会計課長，白取，長谷川各主査外2名

増田委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があってのち，新しく

委員になられた斯波東京工業大学長の紹介があり，続いて

1. 昭和44年度予算に関する要望について

9月25日の専門委員会において，別紙「昭44和年度予算に関する要望書」のとおり一応の成案を得たので，これについて検討願い，了承を得れば本日午後関係省（文部，大蔵）へ持参提出したい旨述べられ，まず要望書の案文を朗読の上，作案の趣旨及び内容について，本年度の要望書は，従来と形式を変え，前文を少なくし，文部省と打合わせながら重点的に項目を挙げ，一般的にわかりやすくするよう箇条書きにしたこと，その内容としては，①大学教育の質的向上を第一にとりあげ，②学術研究の振興，③学生の厚生補導の充実，④医学教育の充実整備の四項目を挙げ，それに各項目毎に要望事項を箇条書きに記入したこと，更に各項目毎にその内容について説明があった。

続いて，質疑に入り各委員から次のような発言があって，原案どおり承認された。

○大学院学生（特にDr.コース）を学会に参加させるための出張旅費的な補助費が支出できる方法はないか。
（正式には，職員でないので旅費として支出する方法はないが，食事費，実習費等で考えられるか）

○長期的に見れば，次代の研究者としてのよい後継者を養うことが大切なので，大学院（特にDr.コース）の充実は最も重要なことである。

○一般教育の充実は重要な問題であるが，4年間を通してそれぞれの大学の工夫にまかせてバラエティーのある教育をしてもよいのではないか，また，一般教育担当の教官と学部担当の教官との差別待遇（予算面も含めて）は絶対にやめるべきである。

2. 定員削減問題について（人事課長報告）

行政管理庁の内示によれば，定員削減の割合を職種によって三つに分け，第1種（行政職㈠㈡）の削減を1とすれば，第2種（研究職，レントゲン技師，船員）は0.5，第3種（教官，船長，看護婦）は0.2である。しかし大学教官のうち，研究所の教官は，第2種の中に含まれていたが，その後の折しょうで，大学院を担当（手当を貰っている者）している者に限り第3種へ組入れる（約1,800名）ことが認められた。その結果，大学の削減数は，一般職については2,982人，1年平均1,000名程度，教官は3年間に430名，それに364名を合わせて794人程度になったが，その大学への具体的割当数，割当方法等については目下検討中であるので，いずれ案がまとまれば改めて大学側にも相談する旨説明があった。

終わりに委員長より，卒直に言って，よくこの程度でおさえられたと思うが，結果的には，不完全講座がふえたこととなるので今後の措置については慎重にお願いしたい旨特に要望された。

3. その他

「特別会計制度協議会小委員会」を10月9日午後1時，国立教育会館で，開催することとした。

(19) 第6常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月20日（水）
午前10時～午後4時

場　所　如水会館（神田）

出席者　増田委員長

山極，玉山，近藤，斯波，今西，岡田
斎藤，赤木，田中各委員

増田委員長主宰の下に開会。

議事に先だち，委員長より，新委員斯波東京工業大学長並びに玉山福島大学学長事務取扱の紹介があった後，昨19日の理事会で，本日（20日）と明21日の両日に行なわれることになっていた総会は，都合により予定を変更し，今回は特に総会形式をとらず，代わって常置委員会を開き各常置委員会でそれぞれ検討中の事項とその外特に本日は目下問題になっている大学問題に対する意見の交換を願い，その結果を明21日の理事会に報告することに予定が変更された事情について説明があって，議事に入った。

1. 各種要望書の提出について

委員長より，前委員会以後において，次の要望書を関係省庁へ提出した旨の報告とこれらの要望に対するその後の措置の進行状況について説明があった。（会報第42号 P.29, 30, 31参照）

① 国立大学教官の定員削減措置について，（再度要望）（７月24日提出）

② 国立大学の附置研究所の教官について，（７月24日提出）

③ 昭和44年度予算に関する要望書（10月１日提出）

2. 会長の互選について

大河内会長の辞任に伴って，11月７日の理事会において奥田副会長を当分の間会長事務取扱として選任したが，昨19日の理事会において選任方法について会則上疑義があるとの意見があったり，また，現在の特殊事情を考え明年６月の任期満了まで現在どおり事務取扱としておくか，或いは現下の状況にかんがみ，会長未定のままであることは好ましくないので，直ちに会則どおり理事の互選によって決定すべきだとかその他いろいろの意見が出たが，本委員会としてはどう考えるかと意見を求められた。討議の結果，結論は出なかったが大体において６月の総会までには正式の会長を互選によって選ぶべきだとの意見が多かった。

3. 大学自治についての質問状について

日本教職員組合から，国立大学協会各会員宛に，別紙「大学自治についての質問状」が送られてきた旨報告，配付された。

4. 大学問題について

委員長より，最近多くの大学において学生紛争を惹起しているが，今の情勢は，さきに大学運営協議会で「大学の管理運営に関する意見」を発表した当時とは状況が変わってきたので，今までのように守勢の立場で検討するのではなく，新しい大学像は如何にあるべきかを積極的に検討すべき時機になってきた。

そこで，第一常置委員会並びに大学運営協議会で討議の結果，これらの問題に関する特別委員会の新設を理事会に諮ったところ，結局，現在の大学運営協議会に専門委員その他，適任者を加え，強化拡大してこれに当たることになった。

大学紛争問題は協会としても重要な問題であるので本委員会としての意見もききたい。

例えば，①現行制度の下でどんな改革ができるか，②現行制度の改変すべきところ及びその改変理由，③三派系のいう根本的な改革が出来ないなら出来ないという根拠などについて考えなければならないではないかと述べられ各委員の意見を求められた。

（以上で午前の会議を休止し，昼食の後１時再開）

午前に引続き，午後は懇談会の形式で大学問題について自由討議があり，各委員の間に種々の意見の交換や質疑応答があったが，話題となった主なるものは次のとおりであった。

○新しい大学の，フイロソフィーをつくるべきだ。

○学生運営参加の問題（特に人事，会議等の参加範囲）

○予算・決算公開の問題

○一橋大学の学長選挙方法

○福島大学の紛争問題と今後の同大学の運営の進め方。

○教官待遇改善の必要性

○国立大学の未来像は一律にできないと思うがその標準はどうきめるか。

○未来像は，各大学でそれぞれ意見を出して貰ってそのデータによって改めて検討すればよい。

○寮・学生会館等の経費負担の問題

以上で本日の会議を閉じ，21日の理事会には本日の意見をとりまとめて委員長より口頭をもって報告することとした。

(20) 第7常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月4日（月）午後2時

場　所　国立大学協会会議室

出席者　鎌田委員長

中川，金倉，垣下，伊藤，武居，小林，稲荷山，池田，藤吉，後藤各委員

大嶋，徳広各専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

議事に先だち，二宮主事前回の議事要録（小委員会，委員会共）を朗読し，委員会の議事要録の一部（1頁終わりから2行目「教育心理学科」を「教育・心理学科」とし，2頁7行目「7.特別教科の問題，特殊教育学科一本にして，その中に」を「特別教科の問題，各学科の中に」に改める。）字句の修正があって承認された。

ついで，委員長より，本日は11月の総会への中間報告は，どんな形とするか，先ずこのことをご相談願いたい。本委員会では，目下教員養成関係学部の設置基準に関する問題点を検討しているが，未だ結論を得るまでには至っていないので，総会には今までに討議されてきた事項をとりまとめ委員会としての今後の考え方を報告することにしたらどうかと述べられ，本日の午前に開催された小委員会の模様について，次のとおり報告された。

1.　基準要項の標題について

「教員養成関係学部設置基準要項」を「教育系学部設置基準要項」に改めたい。但し，このことについては，「教育学部設置基準要項」といいたいが，現に教育学部についての基準は定まっており，紛らわしくなるので，差し当たり「教育系学部」としておいて，後でアンケートによって意見を聞いてきめてはどうか等の意見があった。

2.　課程別・学科別の問題について

課程制にする場合，学科制にする場合，学科と課程と併置する場合についてそれぞれ検討したが，学科制を採る方針とした。

3.　基準要項（案）の

「第二学部の学科又は課程の組織」を，学科制を採る建前として「第二学部の学科の組織」に改め「又は課程」を削ることとしたい。

4.　学科目および授業科目について

（案）によれば，学科目のうち，基礎教育科

目に関する授業科目は，大学設置基準第　条により開設するものとするとしてあるが，明らかにこう言い切ってよいかどうか，また，基礎教育科目の意味が不明確ではないかとの意見があった。

以上小委員会の報告があったのち，この問題について各委員より次のような意見があった。

① 基準要項の第三の二の(1)に，各学科における学科目の授業科目は，「主要な学科目として開設するもの」とあるが，この主要な学科目としてどういう科目を設けるのかこのことはアンケートによって意見をとるのかどうか。慎重に検討する必要がある。

② 基準（案）をそのままの形でアンケートをとるとすれば，整理がつかなくなるおそれはないか。

③ 主要な学科目には，教官定員を必ずつけるようにしてほしい。

④ 主要な学科目の開設は必要であるが，その場合必要最少限度のものとし，それには必ず標準教官定員をつけることを主張すべきである。

以上で本日の会議を閉じ，総会には本日話し合った事項をとりまとめ，中間報告として現在検討中である教育系学部（仮称）設置基準要項についての考え方を報告することとし，各大学へのアンケート（案）については総会終了後小委員会を開いてその案文をきめる（小委員会に一任する）こととした。

(21) 第7常置委員会議事要録

日　時　昭和43年11月20日（水）

午前10時～午後2時

場　所　国立教育会館

出席者　鎌田委員長

中川，金倉，伊藤，武居，小林，稲荷山，熊谷，藤吉，後藤各委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

開会の挨拶があったのち，委員長より継続主要審議事項である教員養成関係学部設置基準要項制定に関する問題点についての整理がなされ，次の要点について朗読，承認され次いで議事に入った。

○教育系の学部の設置基準要項について

当協会の36年5月第1常置委の中間報告（大学の目的，性格）の考え方及び41年10月の要望書による「教育系の大学・学部……」を勘案して教員養成関係学部を教育系の学部……としてはどうか。

○教育系の学部設置基準の目標は，教育に関する諸科学の基礎研究と教員養成を目的として，必要最小限のものとしてはどうか。

○学科制と課程制との問題点について

教官の研究体制，学生の教育体制，大学の管理運営面等を考慮して学科制に移行すべきではなかろうか。

但し課程を部分的に残存することも考えておく必要もあろうか。

○学科を類型的に例示する場合

(1) 小学校，中学校および特殊教育学校の教員の養成を行なう場合

例　教育心理学科，国語教育学科，
技術教育学科，特殊教育学科

（注）上記学科のほか，各大学の自主的立場が学科の分離統合または上記の一部を欠きまた他学科を加えてもよいことにしてはどうか。

(2) 小学校，中学校および特殊教育学校のほ

か幼稚園の教員を養成する場合

例　(1)と同じ学科および幼児教育学科

(3)　小学校，中学校，特殊教育学校のほか高等学校の教員の養成を行なう場合

例　(1)の各学科に高等学校教員養成に必要な学科目を増設すること。

○学科目および授業科目

1.　基礎教育科目は現時点で強く主張することには問題があろう。

2.　主要学科目の決定

教官組織の骨組みを与えるもので，慎重に各学部の意向をくみとりながら決めるべきであろう。

その際当該学部の教育・研究をより効果的に実施できるよう配慮がなされるべきである。

委員長より先に開かれた大学運営協議会においても検討課題として出されている「大学の諸問題」について，次の理事会において当然課題となるので，各委員の自由な討議をお願いしたい旨述べられ，各委員より次のような意見の開陳があった。

○戦後アメリカの教育制度を基に新しい内容の大学制度というものがつくられたが，日本の国民性，社会性，伝統といった点でそぐわぬ点がありはしないか。

わが国独自の最高教育のあり方を考え直す必要はないか。

そして大学問題は眼前の問題と10年後のビジョンとの両面で考察し，良い点は強調し，直すべき所は卒直に直すべきであると思う。

○現在の入試制度に多くの欠陥があると思われるが，例えば将来構想として国立大学志望者は全員大学に入れるようにして，1年間一般教養を積んで，1年後に試験をしその結果によって2年以上の専門の課程へ進ませるといったビジョンなどはどうか。

○最近学生の学問に対する魅力を失い就職の手段としか考えない者がふえているようだが，これは，一面教官の養成（フレッシュな教官陣），魅力ある講義という点にも重要なポイントがありはしないか。

○大学の教育を考える時，それ以前の受験中心の小・中・高校の教育方針も問題であろう。そして大学入試の難関を突破したとたん今度は大学での勉学の目標を失い精神面に異常をきたすことにもなる。大学側で勉学の目標をはっきり持たせてやる責任があろう。

○これからの大学は大衆化の方向にある。これまでのような象牙の塔であってはならず，単に教育・研究のみならず専門職業教育等多元的機能をもったものとして現実的な感覚で考えていく必要があろう。

○大学における管理運営に関する問題点として

(1)　評議会・教授会のあり方

(2)　学長，学部長の権限の問題

(3)　管理運営への学生参加の問題

(4)　大学自治の問題

(5)　教養部のあり方

等につき意見の交換があった。

次に委員長より，現在欠員中の国立大学協会長について，従来慣行として東大学長が当たってきたが，現在の代行のままでよいか，正式に選出したらよいか，はかられたが，会の運営上早急に新会長の選出が望ましい旨の各委員の意見が出された為め，次回の理事会に委員長よりこの旨を報告することを伝え，閉会した。

(22) 図書館特別委員会議事要録

日　時　昭和43年10月18日（金）午後1時
場　所　国立大学協会会議室
出席者　川村委員長
藤田，藤野，岡田（代，宮地），長谷川，各委員
伊藤，日高各専門委員
説明員
立松文部省情報図書館課長外1名

川村委員長主宰の下に開会。

委員長より，開会の挨拶があったのち，二宮主事前回（7月24日）の議事要録と，小委員会（8月8日）議事要録を朗読，委員会議事要録の一部字句の修正があって承認され，議事に入った。

初めに，委員長より本日は前委員会の話合いにより，伊藤，日高両専門委員に作案を依頼してあった「一般教育課程における図書館のあり方」に関する総会報告案の審議をしたい旨述べられ，日高専門委員が前委員会の意見を採り入れてまとめられた別紙原案「一般教育と大学図書館」を，二宮主事が朗読し，続いて，日高専門委員よりその内容について説明があった。

ついで，報告（案）の審議に入り各委員から種々の意見や質疑応答があったが，その主なるものは次のとおりである。

○「原案3頁の上から，15行目「は短見であって」を「は問題もあり」と改める。

○内容的には賛成であるが，中間報告としてはもっと重点的に圧縮した方がよいのではないか。

○教官は単に講義をきかせるだけでなく，学生が自分で積極的に図書館を利用するような教育の方針が望ましい。

○図書館事務の機械化も，今後積極的に進める必要がある。

○大多数の大学は，施設・設備等が極めて不充分であるから，この点も中間報告の内容に加えてほしい。

以上のような意見があったのち，立松情報図書館課長から昭和44年度の図書館関係予算の要求事項について説明があった。

○教養図書費（指定図書を含む）
○図書館利用案内出版費
○L，L.，音楽等の設備費
○学生指導担当職員の配置（最低一人以上）
○冷房装置（北海道を除く）
○参考図書の更新費用（5年計画）
○事務機械化の設備費

なお，明年度から，図書館の格差是正の意味で，従来a，b，cの3段階に分けていた図書館の予算配付基準を，5段階に分けるよう要求した。また，図書館維持費の増額を要求したが，図書館における講演会，読書会等の講師の経費は認められなかったとの報告があった。

続いて，討議に移ったところ，次の点を今後文部省において，考慮されたいとの希望があった。

○学生用図書の購入を特に要求したい。
○視聴覚室の設備も必要となってきた。
○夜間開館ができるよう努力してほしい。

（夜間開館については立松課長より次のような意見があった）

大学によって事情が異なるので，一様にすることは困難である。また，利用者が，極めて小人数でも困る。然し，1，2時間程度の時間外開館ならば考慮することもできる。

以上のような意見の交換があって審議した結

果，中間報告（案）は，さらに，日高専門委員に依頼し，本日の意見を採り入れ，内容を重点的に絞って作案して貰い，改めて委員会を開き検討することとした。

なお，草案は，委員会開会の1週間前までに予め各委員宛に送付することとした。

○次回委員会開催　11月18日(月)午前10時30分

○日米大学図書館会議について

伊藤専門委員より，この会議は明年5月16日から19日まで別紙「開催要綱」のとおり開催することに決まったが，種々の事情があって開催場所が決まらず，目下考慮中である旨説明があった。

(23) 図書館特別委員会議事要録

日　時　昭和43年11月18日（月）午前10時30分

場　所　学士会館本館（神田）

出席者　川村委員長

金倉，斯波，藤野，田中各委員

伊藤，日高各専門委員

川村委員長主宰の下に開会。

委員長より，開会の挨拶があってのち，前回の議事要録を朗読，続いて伊藤専門委員より，前委員会の際は未定であった「日米大学図書館会議」の会場は，その後協議の結果，東京プリンスホテルに内定した旨報告があった。

ついで，委員長より，本日は前回の委員会において，日高専門委員に重ねてとりまとめをお願いしてあった総会に報告する「中間報告(案)」の原案が別紙「一般教育と大学図書館」のとおりでき上がったので，これについて審議せられたい旨述べられ，議事に入った。

先ず，日高専門委員よりこの（案）は，前委員会で討議された各委員の意向をとり入れ，内容を重点的に絞って作案し直したものであるとその作案のプリンシプルと内容の大略について説明され，さらに本日各委員からの意見を伺い改めるべきところはこれを改め案文をまとめたいと述べられ，ついで二宮主事報告（案）を朗読の上各委員からの意見をきくこととした。

初めに，日高専門委員より今回の報告（案）は，前回の報告（案）よりも表現を和らげ，断定的でないように作案したとの説明があり，なお，一部文字の誤りを訂正された。続いて，各委員よりこの報告（案）を中心として種々意見を述べられたが，その主なるものは大略次のとおりであった。

○報告（案）にある図書館の機構などについては，この考え方でよいと思うが，一般教育論をこの報告に織りこむことはどうか。

○高校の勉学方法と大学の勉学方法は異っている。大学の場合は，自分で研究するような方向へ向けるように教育すべきであって，図書館もその考え方で改善して行くべきである。カリキュラムにないものを読ませるようにしなければならぬ。

○今までの学生教育は，講義室，実験室，実習室等で行なってきたが，今後は各大学の教官に呼びかけて，図書館の機能を十分に利用させるような教育のし方をしてほしい。

○最近の学生は読書の習慣のない者が比較的多い。

○一般教育と一般教養の語義を明らかにしてほしい。

○この報告（案）は今日の意見により，今少し簡略にした方がよい。

大略上記のような意見があったが協議の結

果，今回の総会には，本日の意見を考慮に入れ，この案をさらに伊藤，日高両専門委員に整理して頂き，これを総会に報告することとした。

(24) 教養課程に関する特別委員会議事要録

日　時　昭和43年11月11日（月）午前10時
場　所　国立大学協会会議室
出席者　小塚委員長
　　　　細谷，二方，小林各委員
　　　　小野，秋山，成川各専門委員

小塚委員長主宰の下に開会。

委員長より，予て各大学へお願いしてあった，一般教育に関する「中間報告(案)」に対する意見は，未回答の分があるので十分な資料とは言えないが，別紙「国大協教養課程特別委員会中間報告（案）に関する資料」は42大学からの回答を基にして調査をした。各大学の意見は大体この調査によって判断できるのではないかと思う旨述べられ，各項目にわたって調査結果の説明があった。

なお，このあと引続いて，11月初旬に開催された，「一般教育に関する研究」の近畿地区総会（国，公，私大学）において，次のような事項が問題として出され討議された旨報告があった。

1. 一般教育独自の目的・性格・使命および他によっては果たし得ない役割について。
2. 時期的年令的に見て大学における人間教育は可能か，可能ならば成人になった者に対する人間形成の教育は如何。
3. 専門教育の前提となる一般教育(基礎教育)を，教養課程でどの程度まで担当すべきか。
4. 一般教育を36単位と定めた根拠について。

以上４点について検討され，種々の意見が出されたようだが，所謂，教養の豊かな幅の広い人間の教育は必要だが，教養と専門に分ける必要があるかないかの問題が根底にあり，この点は検討すべき問題であると思う。

以上でこの報告を終わり，ついで，本日の検討事項になっている中間報告（案）に関しての討議に移り，各委員の間で，種々意見が述べられたが，その主なるものは次のとおりであった。

○この委員会としては今後各大学から回答された問題点を分析して検討したらよいのではないか。

○この委員会で検討しているものは，所謂一般教育に関するものか前期課程に関するものか，このねらいを先ず明らかにしてから検討すべきではないか。

○学生は必ずしも早くから専門教育の講義をうけることを希望しているとも限らないようである。

○専門教育についての検討なしで一般教育の検討は意味がないとの説もある。一般教育と専門教育とのつながりを検討する必要がある。又専門教育上から一般教育を掘り下げて行く必要もある。教養部の中から教養部解体論も出ている。

○横割制の場合，一般教育36単位は，１年半で取得しなければ留年の問題があるので，学生にとっては不安である。また，単位制度との関連などから，横割を実施して見て，むしろ縦割りが良いとの意見も出ている。

○教養課程の科目（36単位）は内容が高校の時のものと重複しているところがかなりあるの

で，大学でまた繰り返す必要はないではないか，また入学試験は高校教育をゆがめているとの声もあるし，試験科目は英語と国語だけ或は作文と口述とし，その他は科目からはずすことはどうか。

その他種々意見の交換があったが，この問題は大学制度の一環として進めていく必要もあるかと考えられ，早急に結論を得ることは困難なので，総会には回答の集計をプリントして配布し，単に検討状況を中間的に報告することとし，更に専門委員に整理をお願いして引続き検討することとした。

○次回の委員会は２月頃開催することとした。

(25) 研究所特別委員会議事要録

日　時　昭和43年10月30日（水）午後２時

場　所　国立大学協会会議室

出席者　本川委員長

堀内，和達，渡辺，奥田（代，近藤教授），八木，赤木，水野（代，具島教授），各委員

三宅専門委員

本川委員長主宰のもとに開催。

先ず，前回の議事要録の朗読があってこれを承認し，次いで委員長より，さきに拾いあげた「審議すべき主なる問題点」の中には，まだ審議の未熟なものや具体性のないものなどもあり，なお各面から意見を聞くなどして更に検討する必要があるかと思うが，今後どのように進めて行くか，意見をうかがいその方向にしたがって進めて行きたい旨述べられ，続いて日本学術会議第41回総会において，提案された別紙配布の「科学研究推進のための新しい体制の検討について」の要望書を朗読し，その中に挙げられた問題点中，本委員会としても考慮すべき問題のあることが指摘され，関連する問題も含めて種々意見の交換があり，次の諸点が論議された。

1，大学附置研究所の「附置」の意義，根拠および性格について

2，共同利用研究所と共同研究所の使い分けについて

3，共同研究所と Big Science について

4，共同利用研究所の地域的配置について

5，共同利用研究所と，大学の運営，予算，人事，大学院等との関係について

6，共同利用研究所の客員部門の在り方について

7，共同利用研究所の教官の任期制について

8，大学の自治と附置研究所の関係について

9，外国人学者の招へいと待遇（客員教授）について

10，研究所と学生問題について

11，僻地に所在する研究所の問題，特に職員の食と住の問題について

以上，論議の過程において，これらの問題についての検討の進め方について話し合いがあり次の事項が採決された。

1，学術振興会の岡野氏より，外国人学者との交流の問題について，話を聞くこと，

2，原子核研究所，電気通信研究所，プラズマ研究所等の所長にお願いして，研究所の問題について話を聞くこと，

3，問題点について，アンケートにより意見を聞くこと，そのアンケートの案文を専門委員にお願いすることとし，そのためには専門委員を増員する必要があり，よって地理的関係なども勘案し，普通の研究所から１人，共同

利用研究所から1人，人文科学系の研究所から1人を選考することとし，その選考を三宅専門委員にお願いすることとする（所長会議に相談)。以上で会議を終わり，11月の総会には報告事項はないこととし，次回は12月5日午後2時から4時まで開催することとした。

(26) 研究所特別委員会議事要録

日　時　昭和43年12月5日（木）午後2時30分
場　所　国立大学協会会議室
出席者　本川委員長
　　　　堀内，藤田，渡辺，赤木（代，高須）
　　　　各委員，三宅専門委員
　　説明者　武田東京大学原子核研究所長
　　　　　　菊池東北大学電気通信研究所長

本川委員長主宰の下に開会。

委員長の開会の挨拶に続いて，前回の議事要録を朗読し，これを承認し，次いで委員長から本日は特に東京大学の武田原子核研究所長と東北大学の菊池電気通信研究所長にお願いし，それぞれの研究所の現体制や運営方針などについてご説明願うこととした旨述べられ，両所長の紹介があった。

続いて，三宅専門委員より，前委員会の際，依頼を受けた専門委員の選考（増員分）については，止むを得ない学内事情により本日までに推せん不可能となったことについて了承を求められ，なお，3名推せんする場合全員が必ずしも所長でなくともよいのかどうか，また私自身はどうするか，私としてはむしろ全国の所長会議にお願いしてはと思う旨述べられ，この点について諮られた結果，学術会議からの提案の実現如何とも関連して緊急度を判断したいが，それほど緊急を要するものとも思われない現時点では，三宅委員から柳田全国国立大学研究所長会議委員長（東京大学応用微生物研究所長）へ自然科学系・人文科学系から1人宛推薦方を依頼してもらうことで了承された。

1. 共同利用研究所のあり方等について

(1) 原子核研究所について

初めに，武田東京大学原子核研究所長から主として東京大学の原子核研究所と素粒子研究所を中心として次のとおり説明があった。

共同利用研究所は現在全国に12あるが，原子核研究所は，13年前に最初に設立されたものである。初め基礎物理関係部門が大部分を占めていたが，その後だんだん範囲が拡大されて今日に至っている。創設の理由は，①大規模の研究施設を箇々の大学で持つことは当時の財政状況から見て無理であり，共同で使おうという経済的理由。②他の研究者も一緒に研究する。③研究者が自主的に運営できる組織にすることを建前として出来たのである。現在その利用者は全国的(公私立大学も利用)で，利用者数も年々増加し，最近では年間延人員平均約10,000人を数えるようになった。また，管理運営については，管理権は東京大学にあるが，なるべく，他研究者の自主的運営をとの希望もあり，10年ほど前に如何ように東大が管理しながら研究者の意見も入れるかについて検討し，共同利用研究所協議会をつくって，内外から同数の委員を出して構成し，大筋について所長の諮問機関(助言的な)とし，了解事項として①運営の大綱について諮問する。②人事について一般的な意見や予算の考え方を聞く，ことが定められ，これに基づいて各研究所が管理運営することとされ

た。しかし原子核研究所はいまだ協議会を置いていない。所長を含む人事も，予算の決定も自主的に決定している，原研の設立に関係した学術会議の委員会で相談しながら13年もやって来ている。共同利用研究所は研究計画をも含めて研究者が自主的にタッチするという考え方であり，形としては最終決定は教授会である。

次に，予算の運営については，例えば，当時東京大学の予算の枠の中に原子核研のような大きな予算が組み込まれることによって東京大学の他の予算に影響を与えることのないよう別枠とするようにとの申合わせ（非公式）があったが，その後の事情は必ずしも守られているとは判断されていない。設立当時は勧告どおりだが，以後の予算はよくない，予算の確保が大きな問題である。

次に客員部門については，原子核研は3部門あり，教授，助教授は普通の講座部門と同じについている。旅費は併任教授の扱いである。

次に教官の任期制について

現在正式にはないが約束事として実施している。実際上は7年程度として任期を定めている。

(2) 素粒子研究所について

この研究所は，原子核研の大体2倍程度の規模のもので目下筑波地区につくる計画で進んでいる。大体基礎的なものは終わりに近く学術審議会の制度に関する委員会で結論を出したようであり，文部省直轄の共同研究所として或る程度研究者の自主的な運営・研究を可能にするような構想を盛り込んでいる。評議員会を設け，評議員は15.6名で構成し，研究部門をもつ大学の学長，学識経験者，素粒子研究者，理学部でをD.Cをもつ大学の方で組織し，(1)予算の運営に助言を，又所長の選考を行なう。この下に運営協議会をつくり，委員は所内，所外半数宛としここで運営について諮問に応じ，主な人事や予算の審議決定等を行なうことを考えている。また，研究所の予算は5年間約300億円の計画であったが，最近にいたり1/4程度（約70億）の規模に縮少されるという問題もおきている。また，大学連合で運用してはとの案もあるなどその実状と制度についての説明があり，続いて各委員から次のような意見や質疑があった。

(イ) 評議員会はだれが作るか，つくる手続きは民主的であるべきで，文部省の諮問機関的であっては困る。

(ロ) 共同研究所は複数の大学が運営にあたるべきだ。

(ハ) 「共同研究所」と「共同利用研究所」の区別はどうか（学術会議の解釈では，「利用」のつくものは管理運営がその附置してある大学にあって，「利用」のないものは関係大学にあると区別している）

(ニ) 特に専門的知識を要する共同利用研においては，人事の選考などの場合，委員が専門家側とその他の者の数を平等にすることには疑問がある。

(ホ) 東京大学の共同利用研究所の場合，利用者は大体東大側が全体の1割から2割程度で，その他は他大学の者（大学院学生も来ている）が利用している。

物性研究所も東大関係は大体1割程度である。

(ヘ) 任期制は，法的根拠がないものだと運用上に問題はないか，任期がきても辞めない場合どうするか。任期が短い場合長期的研

究に対する責任上の問題もある。

以上で，武田教授の説明が終わり，続いて，東北大学菊池電気通信研究所長から同研究所の現状とビジョンについて次のとおり説明があった。

1. 電気通信研究所について

この研究所は共同利用研ではなく，姿としては大学附置の研究所である。現在18部門があって，大別すると基礎電子工学8部門・通信及び制御5部門・音響科学5部門の三つに分けられる。運営方法は他の研究所と較べてかなり異なっているところが多く，電気工学科と通信工学科の教授・助教授が全部兼任となっており，同時に研究所の教授・助教授に併任している。その運営は大学の目的使命に最も忠実にとの理念につらなるもので，電気系の3学科との合同教授会が実質的に運営に当たり，人事面のことは勿論，学部の教育や学生の指導にもたずさわっている。また，全国的に公開している3つの研究会があるが，これは毎月開催してかなりの成果をあげている。この研究会の講師は内部の者ばかりでなく，異なった視野から見た研究も必要とみて外部からの講師（非常勤）も招いて行なっているなど詳細な説明があったのち，同研究所の長期計画と将来のピジョンについて次のような二つの構想がある旨述べられた。

① 教授の研究構想に対しては研究所として強力に援助するために，或る期間中は特に定員や予算の配分等を考慮するような方法を検討中である。

② 長期的な計画について(大学院大学の構想)
同研究所で検討した結果，新しい大学院大学は次のような姿であるべきだという意見がまとまったとして別紙配付資料「大学院大学の構想案」によって，その理由や，大学院大学をつくるに当たっての留意すべき諸問題，新設大学院大学（(a)の型),既設大学に基礎をおく大学院大学（(b)の型)，大学院大学における研究所のあり方，等の構想について説明があった。

記

大学院大学は，次の2種類を併設するのが望ましい。

(a) 大学院課程のみを持つ大学院大学を新設する。

(b) 既設大学のうちで，教官・設備ともに特に優れた大学を大学院大学とする。

以上で菊池教授の説明が終わり，そのあと，2，3の質疑応答があった後，本日の会を閉じた。

(27) 医学教育に関する特別委員会議事要録

日　時　昭和43年10月29日（火）午後2時
場　所　国立大学協会会議室
出席者　福田委員長
　　　　柳川，川喜田，太田，山内，中川，赤木各委員
　　　　松本，堀口専門委員

福田委員長主宰の下に開会。

1. 委員長の選出について

福田委員長より，自分は，前回の委員会で，11月12日をもって山梨大学長を退任する予定になっており，従って本委員会委員長を同時に辞めることになるので後任委員長を予め決めておいて貰いたい旨の申し出をし，その申し出に基づいて書面により投票を行なった結果本川東北

大学長が選ばれたところ，本川学長は止むを得ない事情のため辞退されたので，改めて本日委員長を選出して貰いたい旨の発言があり，協議の結果，全会一致を以って川喜田委員（千葉大学長）を委員長に推薦した。

2. 卒業後の研修問題について

討議に先だち，最近終結を見た東京医科歯科大学のストライキ解除の状況について説明を願うこととし，太田委員より次のとおり説明があった。

学校側と学生側との協議の上，学生大会を開き，スト解除の賛否投票を行なった結果解除することとなり，外来診療も10月21日から再開した。然し処分問題その他細かい事項については未だ交渉中で，今後徐々に解決して行く方針である。また，今回の紛争によって学外一般の人々に迷惑をかけたので，病院長と学生の名前を以って新聞紙上にお詫びの言葉を出した。

以上の報告があってのち，引続き同大学の病院長である堀口専門委員から，一般学生が乗り出して新らしい執行部に乗り替え，全体の学生の意向をつかんでそれに沿うて交渉を始め，一応ストは解除された。事後の問題について連日連夜話し合っているとして，別紙配付資料のとおり次の3項目

① 卒後研修案②学生と教官の意志疎通と意見反映の場として，教官学生協議会の設置

③ ストライキに関する学生処分の問題

に分けて，その内容の大綱について説明された。

続いて，研修問題に入り，次のような意見の交換や質疑応答が行なわれた。

○研修生は医局に入らないでローテートしたいとの考えである。

（千葉大では入局志願者のみ入局をさせる）

○1年目はローテートさせるか。

（千葉大では2年目からとし，研究生に志望科を選ばせる）

○無給医は今後廃止して患者数を減らすことも，今後の運営の一方法として考えられる。

○国立大学病院長会議では，専門部会をつくり，大学病院のあり方について，検討しているが，患者は全部無料とし教育・研究に必要な患者だけを扱うことにしてはどうか，診療要員は4ベットにつき，1人程度，外来患者は10人乃至15人に対し1人程度が適当であるとか，また，現在の大学病院の実状から考えると少なくとも24大学で3,000人以上の診療要員の増員が必要となること，臨床研究生や研修医の給与引上げ等について検討中である。

○大学病院は教育・研究部門だけを担当し，外来診療を切りはなしてはどうかとの話題もある。

○大学病院は形を変え，関連病院をレベルアップして相互の関連を密にし，Associate prof.制度を設けることを国大協あたりで推進してほしい。その場合研修生の指導は関連病院で行ない，大学院学生の教育指導は大学で行なうこととする。大要上記のような意見があり協議の結果，本日主として話題となった①研修のシステムの問題と②研修制度の改革の問題を専門委員がとりまとめて原案をこの委員会に提出し，新委員長の下でさらに検討することとした。

3. 専門課程の臨床教育について

初めに，二宮主事が東北大学より送付された別紙議事資料「医学教育」を朗読し，ついで各委員から2，3の質疑応答があり，続いて新年度の臨床教育予算関係のことや，教育スタッフの陣容強化のこと等について意見の交換が行な

われた。なお，その際講座当たり人員を増すことは他学部等の関連もあって困難と思われるので，予算要求の場合は診療要員とするか或いはBed side teaching に必要であるとして要求した方がよいのではないかという意見があった。

4. 総会への中間報告について

11月の総会の際の本委員会としての報告は，協議の結果，今まで審議してきたきた事項をまとめ中間報告としてその経過を報告することとした。報告（案）は初め事務局で資料をしらべ原案をつくり，これを現委員長および東京に近いところの委員，専門委員で検討し報告文を作成することとした。

なお，今回は総会前の本委員会は開かないこととした。

(28) 特別会計制度協議会小委員会議事要録

日　時　昭和43年10月9日（水）午後1時30分

場　所　国立教育会館第1特別会議室

出席者　文部省側

安養寺委員

西崎専門委員

白取，長谷川各会計課主査，重藤学術課課長補佐，

広重会計課法規掛長

国立大学協会側

増田，和達，福田各委員

上山専門委員

福田東京学芸大学事務局長

矢口茨城大学主計課長

増田委員司会の下に開会。

初めに，増田委員より，本日は国大協では出席できない方が多いので特に福田事務局長と，矢口主計課長にも出席を願った旨紹介があった後，予て専門委員を煩わし検討をお願いしてあった

① 特許権の問題

② 定員削減に伴う会計事務の簡素化の問題

の二つの問題について，その検討の結果について報告を願いこれについて審議いたしたい旨述べられ，次いで前回の議事要録の朗読があって，続いて西崎専門委員から，前回の専門委員会（6月17日）以後における前記検討事項について，次のとおり報告があった。

I 特許権の問題について

この問題は未だ検討中の段階で，結論が出ないままになっているので，いずれ結論が得られ次第改めて報告する予定であるが，関連して昭和44年度の概算要求のうち，特許権に関する経費で，①国立学校職員の発明にかかる国有特許の発明者に対する「実施補償金」と「登録補償金」の要求額と，②本年度新規に要求した「国有特許外国出願費」（職務発明で国立学校が特許を受ける権利を承継したものについて外国に特許出願するのに要する経費）は，別紙添付資料の「国有特許諸経費」に記載してあるとおり要求した旨説明があった。

このあと，質疑応答に入り次のような意見があった。

○大学の教官の発明が国に帰属するか本人に帰属させるか，その限界は極めてむずかしい問題となるので，この点に関しては厳密に検討し，無理のない妥当な線を考えてほしい。なお，受託研究と特許権についても無理のないよう調整したいものである。

○外国特に欧州では，職務発明による権利の帰属はまちまちで，独乙では大体において職務

発明は使用者に帰属する。但し大学教官は除外している。スエーデンも同様，大学教官は除外している。また米国では，大学と教官との雇傭契約で，大学が承継しているものが多く，また，大学自身の持つ財団に帰属させる等効果的に運用し，発明者に補償金を出すとか又研究費として補助するなどの方法をとっているところもある。

○特許権に関連ある他官庁では，大体その省庁で規程を定めている。

○特許権の基本的な問題は，未だ文部省関係では今後の検討に待つことにしており，現在その取扱方針がまちまちになっているので，できるだけ早く取扱方針を決めてほしい。しかし決める際には，予め大学側とも相談をしてほしい。

Ⅱ　会計事務の簡素化の問題について

まず，文部省関係官により定員削減に伴う会計事務の簡素化については昨年以来たびたびの会合を開き，比較的容易に実現し得る見込のあるものから改めようとの考え方で検討した結果，その第1着手として，別紙添付資料「会計事務簡素化のための関係法令改正案要旨」のとおり関係法令改正の成案を得た。この改正は既に本年7月と10月の2回にわたり大部分は，政令・大蔵省令として公布され（10月7日官報号外に登載）実施に移っているが，一部が未だ検討中のものもあり，また，実施期日を明年4月1日からとする事項もあること，さらにその各項目にわたり改正案の要旨について説明があり，これに対し，会計事務に限らず，すべての分野にわたり実施することが必要で，人員削減を上回る簡素化を行なうことでなければならない。機械的な事務の委任委譲，有能職員の採用配置などによる事務能率の向上などの点についての意見も出され，又物品管理関係の改正が省かれているようだとの質問があったが，これに対し，西崎専門委員から，会計事務の簡素化のための法令改正は，これで全部ではなく，会計関係以外の他の事項についても引続き検討中であるので，これから先の問題として，何れ報告する機会があるかと思う旨説明があった。

Ⅲ　管理職手当について

大学の評議員・部長等に管理職手当を支給する云々の記事が見られたが，先年問題になったＩＬＯにいう管理職と関連してのものかどうかについて質疑応答があり，なおこれに関連して学生部職員等現場における実務処理の因難性に照らして，真に潤滑油的なものとなるような手当を考えるべきであり，この点を考慮してほしい旨の要望が出された。

(29)　第2回入試期特別委員会議事要録

日　時　昭和43年10月15日（火）
午前10時～午後1時

場　所　学士会分館

出席者　堀内，柳川，細谷，秋月，小川，中村，中川，渡辺，奥田，藤本，稲荷山，川村，市川，小池，町野各委員

奥田副会長主宰の下に開会。

委員長未定のため，奥田副会長が議長となり，開会の挨拶があった後，二宮主事前回の議事要録を朗続し，承認があって議事に入った。

1.　入試期決定方針実施の手続き等について

議題の審議に入るに先だち，丁子局長代理から，入試期問題は明年6月に予定されている本

協会総会までには，一応の原案をまとめて提出する予定になっているので，その点を勘案の上別紙のとおり「入試期問題審議予定(案)」を作ったので，これについてご審議を願いたい旨を述べ（案）について説明があり，２，３の質疑応答があって原案どおり了承された。

次いで，引き続いて１期，２期決定方針実施手続き問題等の討議に移ったが，主として次のことについて協議が行なわれた。

(1) 地区学長会議は原案のとおり10月より１月末までに開催し，地区幹事の手もとで地区案を練ることとする。

(2) 一度前期・後期の振分けが決まったら，その後は容易に変更できないのか，また，３年乃至５年間を据え置くとか或いは２年交替にする等の意見が今までにあったが，これらのことは予め，明確にしておいてはどうか。

このことについては，５年程度の期間を据え置いて交代制とすることとなると，前後期の変更はそれほど困難でもなくなるのではないか。据置き期間を５年程度とするか３年程度とするかについては，地区会議で話し合ってもらい，本委員会でも検討することとしたい。

(3) アンケートの結果によると，各大学の希望は75の全国立大学中，前期校が51，後期校が15，その他が９校となっているので，振分け実施の場合は相当の困難が予想されるのではないか。

(4) 入学試験期日，特に後期の試験を数日早めたいという大学が多数あり，このことは前期・後期の決にも関連があるので検討してほしい。

（この問題は第２常置委員会で検討することになっている旨報告）

(5) 旧設大学を前期・後期に振り分ける意見もあるが，関係大学間で協議するかどうか。

（このことは，影響するところが多くなることも予想されるので，特に本委員会としては申し入れはしないが，この点も含んで話し合ってもらうこととする。）

(6) 旧設大学の１期校を２期校にすることの可否について，このことは，種々問題があり，例えば東京大学とか京都大学とかを２期校にすれば，却って影響するところが多くなる心配もあるから，従来動きのとれなかった固定化したものを少しでも良い方に手直しするとすれば，混乱を生ずるおそれのある１期校はむしろ動かさないで，２期校を順次１期校に移す方がよいのではないか。この点も地区会議で相談してもらうこととしたい。

(7) 入学試験を統一して１回に行なってはどうか

受験者に２回受験の機会を与える，とする原則は既に前総会で了承を得てあるとおりであるから，２回試験は原則としたい。

小川委員（第２常置委員長）出席

2. 入試期特別委員会委員長選出について

初めに，奥田議長より，前回の本委員会で，小川委員の出席あるまで保留することとした本特別委員会委員長の選出について，先ず話合いとするが，困難であれば投票によるほかないがいかがかについて諮られ，特別委員会を設けた趣旨からしても，重要な問題であるので，第２常置委員に限らず全体から選ぶべきである。また，第２常置の移行した感じを与えることはどうかとする意見と，審議内容のよくわかっている小川第２常置委員長が適任であるとする両意見があり，協議の結果，投票によることとし，よって下記の方法で投票を行ない，渡辺副会長

が委員長に選任された。

記

① 単記無記名とすること。

② 第1次投票の結果，過半数に達しない場合は上位2名（同点で3名以上になる場合もある）で決選投票を行なうこととする。

(30) 第21回大学運営協議会議事要録

日　時　昭和43年11月18日（月）午後0時

場　所　如水会館（神田）会議室

出席者　奥田，藤田，小川，井上，太田，増田，鎌田，中川，近藤，中村，武居，熊谷，後藤各委員
田上臨時委員

1. 先ず，奥田委員より，大河内会長が去る11月5日辞任されたあと，11月7日の理事会において当分の間会長事務取扱の職務をとることとなったので，本日，委員長代理として会を進めたい旨の挨拶があって会議を主宰された。

○新委員の紹介

（委員）福田山梨大学長に代わり，太田東京医科歯科大学長が第四常置委員長に選出されたので新たに委員となった。

2. 前回（9．28開催）以後の主な事項

(1) 資料の収集について

前回の運営協議会において，大学問題資料収集のための小委員会は，従来から存続する運営協議会の小委員会がこれに当たることとして取りあえず発足することになり，その後，10月5日付で各大学に資料収集について依頼し，また，事務的に国会図書館や文部省等に収蔵されている資料について知り得たものの一部をプリントしてお手元に配付した旨報告。

(2) 小委員会の開催について

大学問題のその後の状況にかんがみ，10月31日に運営協議会小委員会を開催した。

(3) 理事会の開催について

去る11月7日理事会を開催して，大学問題検討のための大学問題特別委員会設置について協議された旨報告。

3. 配付資料の説明

丁子事務局長事務代理より，配付資料について説明の後，10月31日の大学運営協議会小委員会議事要旨，並びに11月7日の理事会議要録中関係の部分を朗読して了承された。

4. 協議事項

(1) 大学問題検討のための組織について

このことについては，奥田委員長代理より大学問題に関する資料の収集については，取りあえず従来から運営協議会に存続する小委員会で担当することとなっているが，大学問題検討のためにも，理事会の意向のように特別委員会を新たに設けることなく，現在の大学運営協議会にその道に造詣の深い方を専門委員として委嘱し，広く意見を聞いて検討するようにしてはどうかと思うが，その組織と検討すべき内容等について審議を進めたい旨発言があって，各委員から種々意見の開陳が行なわれたが，述べられた意見の主なものは，

○大学問題は第一，第三，第四等の各常置委員会にも関係があるので余り重複しないように検討することにしてはどうか。

○警官の導入については，国大協の意見には条件がついている。警官の導入はその前提

条件の事情如何によるので，外部では国大協の議論から外れた論議が行なわれているように思われる。

○「学生問題に関する所見」を国大協が発表した頃と較べ，事情が変わって来ているので，国大協としても更に検討を要するのではないか。

○前に出した「大学の管理運営に関する意見」の中にも問題の残っている教授会と評議会の関係や，助手の身分の問題についても検討を進めるべきだ。

また副学長の問題や大学の適正規模の問題も考える必要があろう。

○大学運営協議会としては，新しい大学のビジョンを考え，国立大学のフイロソフィーについて衆知を結集して検討し，どこに問題があるのか，その問題の内容を分析してかかる必要があろう。例えば，教授会と，評議会との関係，学生参加の問題，入学試験，研究と教育の関連，助手の身分や大学院学生の処遇について等の反省も必要であって，従来のような絆創膏的な処理の仕方では最早や期待がもてない，幅の広い基本的な姿勢を打ち出した上で，ステップ　バイ　ステップに対処していくことでなければならない。

○これまでの大学には，研究はあっても教育が無かった憾みがあるが，この研究と教育の点を如何に関連させるかについて根本的に真剣に考える必要があろう。

○出発点は大学自身が自己批判をすることにある。管理運営，研究教育について正直に反省して，運用の妙などでやること等は一応棄ててそこから新しい大学を考えるべきだ。

○大学によって伝統もあり，事情は違うであろうが，75の大学それぞれに現場に即してどのような行き方があるか，さし当たり，各大学からそれぞれのあるべき大学像を出して貰い，それを参考に持ちよって，新しい大学のあり方を根本的に検討し，必要に応じて各大学が協力して政府に要望する等の手段を講ずることが必要になる場合もあろうと考えられる。

○大学の管理運営に対する学生参加については，問題があり，限界がある。慎重を要する。

○要するに，現在の国立大学は如何にあるべきかを先ず決めることが大事であって現象だけに囚われるのは如何かと思う。

次いで，田上臨時委員より，学生の大学管理運営参加問題等，学生の要求に応じ得る限界について法学的立場から詳細にわたる理論の説明があった。民主政治は責任政治であり，国民に責任を負う者でなければ管理権はない。直接間接関係のある者の意見や希望はきくべきだが，責任をもたぬ者が，決定権をもつことは許されぬ。

現行法制の基本的わくについては絶対に守るべきであり，大学内で動かせる内規・学則については，学生の意向によれば，再検討もできるが，外部に関係することを改めるにはそれぞれの手続によることが必要であると論ぜられた。

ついで奥田委員長代理より，検討の内容は大事な問題なので，今回の第42回総会に「新しい大学像について検討する委員会」である旨を報告して意見を求めることとしたい。名称は「大学問題検討小委員会」とし，

① 学生参加についての資料の収集整理

② 大学像についての検討

を行ない，具体的な問題が出た時に，専門委員を委嘱することとし，暫らくその線で進めて参りたいので，適任者を御推せん願いたいと発言された。

また，他の委員から，大学問題の検討についての経費の支出を文部省に要求し，専門委員には適当な謝金を出すべきであるとの意見が述べられた。

○次回は第42回総会の後に開くこととして閉会とした。

(31) 第22回大学運営協議会議事要旨

日　時　昭和43年12月10日（火）
午後3時～5時

場　所　如水会館会議室

出席者　奥田委員長
渡辺，増田，藤田，小川，太田，篠原，鎌田，中川，近藤，中村，武居，熊谷，後藤各委員
田上臨時委員
伊藤専門委員

奥田委員長の主宰により開会。

初めに，前回の議事要録を朗読，5頁2行目「現行法制の」を「日本国憲法，教育基本法のような現行法制の」に，同6行目「検討の内容は」を「今回設置する委員会で検討すべき内容は」に改め，なお会報には，全体について文章を整理の上登載することで了承された。次いで11月21日の理事会議事要録を朗読，各常置委員長の報告事項の記事は，各委員長の校閲を願って整理することとして了承され，本日の議事に入った。

1.　研究部会の名称について

先ず「大学問題研究部会」の性格について，大学運営協議会の規程では，第9条に「小委員会を設けることができる」とあるが，ここにいう研究部会の実態は小委員会であり，研究部会と称することは単に名称の問題であるので，規程を改正する必要はないものと解釈し，原案どおり「大学問題研究部会」として発足することになった。

なお，関連して，後藤委員より，九州地区の学長の集りの際，大学問題の検討については，運営協議会自体を強化し，運営協議会の責任において進めるべきであり，運営協議会の組織としては，地域的なつながりもないではないが，部会を設ける場合でも，広く全国的に見て識見のある学長の意見も述べられるよう委員の構成について配慮されたいとの意見があった旨の伝言があり，委員長より，このたびの大学問題の検討は，大学運営協議会が主体となって行ない，その Working Group として研究部会を置くものであり，特に識見のある学長は勿論，その他の教官の方にも臨時委員又は専門委員として参加願うものであり，検討の進め方についても慎重を期し，総会の前に一度研究部会を開いて検討し，これを総会に報告して論議を願うこととしたいと考えている旨が述べられた。

2.　今後の進め方と採り上げるべき問題点等について

本問題について，種々意見の開陳があり，その主なるものは次のとおりである。

○常置委員会と研究部会との論議の重複についてもあまり神経質に考えないでよいではないか。

○大体において，常置委員会では現実的な問題

を主として採り上げ，研究部会では，大学の将来の在るべき姿など本質的な問題を採り上げたい。

○現に紛争中の大学における解決のための提案にしても，他大学への影響を考え，単に当面する目前の紛争解決のためのみに走らず，将来を見通した上に立って考えてほしい。

○国大協の立場としては，先ず最初に国が設置者たる大学の在り方について，特に新しい問題となった①学生参加の位置づけ②大学における処分の意味③新しい子弟関係の回復とは如何なることか④研究と教育の場としての大学の特殊性⑤設置者と大学との関係等の面から検討すべきではないか。

○さきに国大協で検討した「大学の管理運営に関する意見」は，主として国家権力に対しての構えであったものであり，現在あの線でよいか，新しく考えなおすべき分野はないか，又当時検討されなかった問題は何か，そしてこれらの問題はどうあるべきか，例えば学生問題については当時考えていなかった。これをどう考えるか。学生参加の問題，処分権の問題など。その他警官・導入の問題や評議会と教授会との関係などについても再考する必要があろう。

○学生処分の問題についても，教官の立場からの判断のみで行なうことの考え方に反省すべき点はないか。

○今は大学の権利行使の体系については，内外から抗議を受ける。

○然し，東大における例を見ると，学生は教育的処分のほかに政治的処分が加わっているといっているが，これをそのまま受け入れてよいか，裁判所などでも，学生の停学など大学を信頼しその処分を大学にまかせてあるものであり，教育的見地からの処分はみだりにくつがえすことがあってはならないし，またそのくつがえった判例はない，然し，それかといって大学が処分を軽々に行なうべきでないことはもちろんだが，学生が大学の処分を政治的判断云々といっているのをそのまま受け入れることはどうか。

○基本的には，さきに国大協で検討した「大学の管理運営に関する意見」を現在の状況から検討することであり，大学の意思決定の方法としての教授会と評議会の関係，大衆化された大学としての在り方，大学の権利の所在など，従来の考えでよいか，この辺から出発してはどうか。

○「大学の管理運営に関する意見」は長い時間をかけて検討したものであるが，今日改める点があるかないかを先ず検討するのが第一と思う。その場合学生の参加の問題は当時考えられていなかった問題だから当然採り上げるべきである。評議会と教授会の関係は従来から難しい問題であり，また当時各大学の意見は教授会の自治を強く考えた。先ずこのような管理運営の問題を再検討すべきだ。

○「大学の管理運営に関する意見」に漏れているものに副学長，助手の身分などの問題もあり，これらの問題も採り上げたい。又審議の過程において出て来た問題についても適宜に採り上げていきたい。

以上，種々の意見を綜合し，結局，さきに出した「大学の管理運営に関する意見」の再検討から出発することに決定した。

3. 臨時委員および専門委員の補充について

臨時委員の欠員の補充ならびに専門委員の強化などについて話合いがあり，本件は広く全大学から適任者を推薦願うこととした。なお，

伊藤専門委員にお願いして東京大学から臨時委員一人と専門委員一人を推薦していただくこととし，また，桑原臨時委員の退任による後任者は京都大学で選考してもらうこととした。

一橋大学よりは，市原教授を専門委員に推薦された。

以上で，大学問題研究部会を発足することが承認され，臨時委員や専門委員の採決も研究部会に一任することに了承された。

(32) 第1回大学問題研究部会議事要旨

日　時　昭和43年12月18日（水）
午後1時～4時

場　所　如水会館会議室

出席者　奥田委員長
渡辺，藤田，井上，斯波，中村各委員
田畑臨時委員
市原専門委員

奥田委員長より開会の挨拶があって，先ず新任の小委員斯波学長（東京工業大学），臨時委員田畑教授（京都大学），専門委員市原教授（一橋大学）の紹介があり，続いて12月10日に開催の第22回大学運営協議会の議事要旨を朗読し，内容について2～3の点につき質疑応答があって後，更に委員長より東京大学および他大学にも適任者の推せんをお願いしてあるが，いまだ推せんがなく，従つて名簿を作るまでに至っていない，是非適任者を推せん願いたい旨要請された。

次に，本日の配布資料について，丁子局長代理より説明があり，なお大学問題に関しジュリスト，中央公論，朝日ジャーナル等に登載されたもののリストを作り資料として追加すること，紛争大学の資料は文部省の学生課で閲覧の便宜を図ってくれること，また資料の内容などについては，国大協の事務局で申し出に応じて調査し回答することなどの諸点について話合いがあって，本日の議事に入った。

1.　審議の方針について

委員長より，さきほど朗読したとおり，大学運営協議会では，基本的には，さきに国大協で検討した「大学の管理運営に関する意見」を現時点から検討し，大学の意志決定の方法としての評議会・教授会の関係，大衆化された大学の在り方，大学の権利の所在，更に当時課題とされた副学長，助手の身分などを究明し，またさきに出した「学生問題に関する所見」や「学生運動に関する意見」などについても再検討することが適当であるとの結論であった旨の説明があり，これに対し種々質疑応答並びに意見の開陳があったが，その主なる点は次のとおりである。

(1)　学生参加の問題については，極めて周到な検討が必要である。またこの問題は，国大協とか運営協議会の名において結論を発表することは，問題があろう。幾つかの事例を挙げ羅列しておくほかないではないか。

(2)　現に紛争中の大学で発表する学生問題特に学生参加の問題についての提案については，充分注目する必要がある。国大協の考えと相違するものが出た場合はどう対処するか。学生問題の検討は，もう少し臨時委員や専門委員が出揃った上で，それぞれ分担して検討してもらう必要がある。

(3)　学生参加の問題は，教官を通じての責任体制の中で，学生との関係をどう位置付け

るか。中心問題は，教官を中心としての責任体制，これが動かせないものならこれを前提として学生参加の問題を捕えるべきではないか。

(4) 学生は利用者であり，意見は聞くが決定には，参加すべきではないと思う，学生の要求は，ボロニヤ大学の例からの発想である。

(5) ボロニヤ大学問題に対する基本的な考え方については，その理論付けを考えておく必要がある。学術会議でも学生参加の問題は，強く意見を出している。各方面の意見を聞いて検討する必要があろう。

(6) 検討すべき問題点の摘出を本委員会でやり，これが問題点についてはそれぞれ委員が分担し具体的に掘り下げてゆくことにしてはどうか。

2. 部会の進め方について

委員長より，基本的な問題の統一見解は，決めた方が良いと思うが，明日の総会で本日の話し合いの模様を報告し，意見を聞いて慎重を期し，独走を避けたいと考える。

部会は，できれば月1回位開き，はじめの1～2回は全体の問題について自由討論し，その間に臨時委員や専門委員も増員し，また参考人として当時所見や意見などの立案に当たった方にも出席願って説明を聞くなどして，或る程度の方向を見出してから場合によっては分科会をおいて分担検討し，6月の総会前の委員会で報告の内容を相談し，6月の総会には一応の経過を報告することとしてはと考える。

1月には下旬（25日）に1回開催し，2月，3月には月2回程度開く，他の委員会の開催なども見合ってその前後に開催することを申し合わせて閉会した。

(33) 理事懇談会議事要録

日　時　昭和44年1月10日（金）午後1時

場　所　如水会館会議室（神田）

出席者　奥田会長

渡辺，増田（代，田上教授）各副会長

堀内，柳川，本川，秋月，和達，三輪（代，橋本），斯波，中川，篠原，八木（代，山田），稲荷山，井上，長谷川，水野，町野各理事

小塚第1常置委員会委員長

小川第2常置委員会委員長

太田第4常置委員会委員長

鎌田第7常置委員会委員長

近藤，岡田各監事

奥田会長主宰の下に開会。

懇談に先だち，奥田会長より，本日は，去る1月4日の各国立大学事務局長会議において文部省から協力を要請された，このたび東京大学等が学生紛争に因り入試を取止めることになった場合，その大学の募集定員を他大学へ振り分けて入学せしめる問題について，懇談を願うこととしたので，ご自由な発言を願いたい旨の挨拶があった。

ついで，新たに藤田前第1常置委員会委員長の後任とて新委員長に選任された小塚東京芸術大学長の紹介と本日代理出席の東京教育大学の橋本教授，一橋大学の田上教授および神戸大学の山田教授の紹介があって懇談に入った。

○振分け入学の問題について

会長より，今回のような場合における入学定員の振分配分は，各大学においてもそれぞれ事情があり，一概に文部省の意向どおり引受けできないところもあると思われる。この

ことはむしろ各大学が自主的に考えるべきことであると考えられるが，国大協としてこれをどう処置すべきか，忌憚ないお考えを伺い懇談したい旨述べられ，各理事から種々発言があったが，その主なものは次のとおりであった。

○各大学が自主的に，それぞれの事情により決めるべきだ。

○東京大学において，目下入試を中止するか実施するかが未決定の段階であり，この時期に結論を出すことは徒に刺げきし，また悪用される心配がある。東京大学が入試を完全に中止と決めた場合には，できるだけ協力の考えもでてくると思う。

○今の大学は，マスプロ的教育で，真の教育はやれない現状であり，これが大学紛争の一因ともなっている。殊に教養部は特に甚だしい，これ以上学生の増員は引受けたくない。

○東京大学の入試が仮に行なわれないことになったらどうするかを今から考えておくことも無駄ではないと思う。

○正式に入試中止となった場合には，各大学はできるだけ協力すべきではあるが引受条件（教官の増員，施設，設備の充実など）にもよる。

○予算的条件を大幅に（特に教養部）よくして貰わなければ引受けは困難である。

○然し引受条件を大きく出すことは，今の段階では無理であろう。

○筋論として，もし東大が中止に決まったとなれば，国立大学として助け合うことがわれわれの任務でもあり，筋の通った上なら協力すべきだと考える。問題は受け入れに対する姿勢，施策如何による。

○現実には，大体入学定員数より少ない数を入学させているところでは，定員を確実に受入れることによってかなり目的が達せられるのではないか。

○国大協としては，協力の態度はくずさないが，文部省の考えのようにすることは困難と思われる。実施は，各大学の自主的判断にまかすべきだ。

大略上記のような意見があり，また，既に受入れの方針が決定した大学も少数はあったが，今の段階では，大体において受入れを望まない空気が強く，受入れるとしても，それは各大学の事情もあるので，それぞれの自主的判断に任すべきだという意見が多かった。また，この件の性質上，1月20日までに文部省へ回答することは無理だとの意見であった。

以上のような話合いがあったのち，協会としては，東京大学の入試の最終的決定を見るまで暫く様子を見ることとし，今の段階で文部省への申入れも見合わせることとした。

○その他

(1) 中川金沢大学長より，遭難中でった同大学の学生登山隊は会員無事下山したとの報告があった。

(2) 丁子局長事務代理より，本日（10日）秩父宮ラグビー場において開催の東京大学全学集会の模様について説明があった。

また，鶴田事務局長のその後の経過について報告があった。

(3) 山田神戸大学教授より八木神戸大学長が1月10日付で退任され，戸田義郎教授が学長事務取扱になられた旨報告があった。

(4) 田上一橋大学教授より増田一橋大学長の病状につき報告があった。最後に，会長より本日の懇談会は単に振分け問題について話し合っただけであり，本日出席できなかった大学

から問合わせがあった場合は，その地区の理事から伝えることとし，本日の懇談会を閉じた。

2. 諸　会　合

（昭和43年10月～44年1月10日）

月日	曜	時刻	会　議　名
10. 1	水	10時	第6常置委員会
11. 9	火	13時30分	特別会計制度協議会小委員会
10. 14	月	13時	第2常置委員会
10. 15	火	10時	入試期特別委員会
10. 18	金	13時	図書館特別委員会
10. 28	月	14時	第3常置委員会
10. 29	火	10時	第1常置委員会
10. 29	火	14時	医学教育に関する特別委員会
10. 30	水	10時	第4常置委員会
10. 30	水	14時	研究所特別委員会
10. 31	木	11時	大学運営協議会小委員会
11. 4	月	10時	第7常置小委員会
11. 4	月	13時	第7常置委員会
11. 7	木	13時	理事会
11. 11	月	10時	教養課程に関する特別委員会
11. 18	月	10時30分	図書館特別委員会
11. 18	月	12時	第21回大学運営協議会
11. 19	火	10時	理事会
11. 19	火	14時	第5常置委員会
11. 19	火	14時	第3常置委員会
11. 19	火	15時	第2常置委員会
11. 20	水	10時	第1常置委員会
11. 20	水	10時	第2常置委員会
11. 20	水	10時	第3常置委員会
11. 20	水	10時	第4常置委員会
11. 20	水	10時	第6常置委員会
11. 20	水	10時	第7常置委員会
11. 21	木	10時	理事会
11. 21	木	17時30分	幹事会
11. 22	金	10時	第10回事務連絡会議
12. 5	木	14時	研究所特別委員会
12. 6	金	13時	第7常置小委員会
12. 9	月	18時	文教関係国会議員との懇談会
12. 10	火	15時	第22回大学運営協議会
12. 17	火	13時	第7常置小委員会
12. 18	水	13時	大学問題研究部会
12. 19	木	9時30分	理事会
12. 19	木	10時	第42回総会
44.			
1. 10	金	13時	理事懇談会

3. 第42回総会
国立大学協会事業報告

（注）前総会以後今総会前まで

1. 諸会合（71回）

(1) 第41回総会

43. 6. 25（火）（第1日）

〃 6. 26（水）（第2日）

(2) 事務連絡会議

43. 6. 28（金）

43. 11. 22（金）

(3) 理事会（3回）

43. 8. 8（木）

〃 11. 7（木）

〃 11. 19（火）

(4) 常置委員会（26回）

1) 第1常置委員会関係

（主要審議事項）大学院問題に関する第一次アンケート（案）その他の資料を審議した。

43. 6.26（水） 常置委員会
〃 7.11（木） 専門委員会
〃 10.29（火） 常置委員会
〃 11.29（水） 常置委員会

2) 第2常置委員会関係

（主要審議事項）入試期特別委員会設置の草案，後期の入試期日繰上げ問題，文部省の大学入学者選抜方法，能研資料等について審議した。

43. 6.25（火） 常置委員会
〃 6.26（水） 常置委員会
〃 7.22（月） 常置委員会
〃 10.14（月） 常置委員会
〃 11.19（火） 常置委員会
〃 11.20（水） 常置委員会

3) 第3常置委員会関係

（主要審議事項）今後の学生問題に対する方針，就職推せん時期の問題等を審議した。

43. 6.26（水） 常置委員会
〃 10.28（月） 常置委員会
〃 11.19（火） 常置委員会
〃 11.20（水） 常置委員会

4) 第4常置委員会関係

（主要審議事項）大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望書，学生の経済問題の対策，研究・教育の場における事故・災害の対策等について審議した。

43. 6.26（水） 常置委員会
〃 9.25（水） 常置委員会
〃 10.30（水） 常置委員会
〃 11.20（水） 常置委員会

5) 第5常置委員会関係

（主要審議事項）国費外国人留学生の教育に関する意見書の作成および，第5常置委員会の担当事項について審議した。

43. 6.26（水） 常置委員会
〃 11.19（火） 常置委員会

6) 第6常置委員会関係

（主要審議事項）国立大学教官の定員の削減，待遇改善，明年度予算の問題に関し検討し要望書につき審議した。

43. 6.26（水） 常置委員会
〃 7.23（火） 特別会計制度協議会との合同小委員会
〃 9.17（火） 専門委員会
〃 9.25（水） 専門委員会
〃 10. 1（火） 常置委員会
〃 11.20（水） 常置委員会

7) 第7常置委員会関係

（主要審議事項）教員養成関係学部設置基準要項制定促進の要望書の作成および学部設置基準についての問題点を審議した。

43. 6.26（水） 常置委員会
〃 8. 1（木） 小委員会
〃 8. 2（金） 常置委員会
〃 8.30（金） 小委員会
〃 9.24（火） 小委員会
〃 〃 （火） 常置委員会
〃 11. 4（月） 小委員会
〃 〃 （月） 常置委員会
〃 12. 6（金） 小委員会
〃 12.17（火） 小委員会

(5) 特別委員会（14回）

1) 新設大学拡充特別委員会

（主要審議事項）特に委員会を開催せず委員長の互選（書面），前回開催の委員会の趣旨により関係各委員長に善処方を要望した。

2) 科学技術行政特別委員会

（主要審議事項）本委員会小委員会を中心に，在京の学長等とともに科学技術の振興に関連し，大学と産業界の諸問題について経団連と懇談した。

43. 7.25（木） 小委員会

3) 図書館特別委員会

（主要審議事項）大学図書館に関する明年度予算の要望事項ならびに，一般教育における図書館のあり方について審議した。

43. 7.24（水） 特別委員会
〃 8. 8（木） 小委員会
〃 10.18（金） 特別委員会
〃 11.18（月） 特別委員会

4) 教養課程に関する特別委員会

（主要審議事項）一般教育に関する中間報告書の作成ならびにそれに対する各大学アンケートのとりまとめについて審議した。

43. 6.25（火） 特別委員会
〃 7.23（火） 特別委員会
〃 11.11（月） 特別委員会

5) 医学教育に関する特別委員会

（主要審議事項）大学病院における臨床研修ならびに学部における臨床教育の改善について審議した。

43. 9.10（火） 特別委員会
〃 10.29（火） 特別委員会

6) 研究所特別委員会

（主要審議事項）共同利用研究所のあり方その他，研究所の諸問題について審議した。

43.10.30（水） 特別委員会
〃 12. 5（木） 特別委員会

7) 入試期特別委員会

（主要審議事項）特別委員会の運営方針，実施の手続，審議予定，委員長の互選等について審議した。

43. 9.12（木） 特別委員会
〃 10.15（火） 特別委員会

(6) 大学運営協議会（７回）

（主要審議事項）最近の大学問題に開連し内外の資料の収集整理および大学問題を検討するための組織の設置について審議するとともに紛争大学の実情をきき意見交換を行なった。

43. 7. 6（土） 大学運営協議会懇談会
〃 9.12（木） 第19回大学運営協議会
〃 9.28（土） 第20回大学運営協議会 同懇談会
〃 10.31（木） 大学運営小委員会
〃 11.18（月） 第21回大学運営協議会
〃 12.10（火） 第22回大学運営協議会
〃 12.18（水） 第１回大学問題研究部会

(7) 特別会計制度協議会（２回）

（主要審議事項）国立大学教官の定員削減について再度要望することについて審議するとともに会計事務の簡素化および特許権の問題について審議した。

43. 7.23（火） 第６常置委員会との合同小委員会
〃 10. 9（水） 小委員会

(8) その他の会合（５回）

43. 6. 27（木）　幹事会
〃 7. 25（木）　経団連との懇談会
〃 9. 6（金）　就職問題打合会（文部省主催）
〃 11. 26（火）　就職問題打合会（文部省主催）
〃 12. 9（月）　文教関係国会議員との懇談会

2. 意見書等対外的諸活動（16件）

43. 6. 25　予てより検討中の「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」について，第41回総会の決議を経て意見書を文部大臣に提出した。

43. 6. 25　国立大学教官等の給与の実情と，その改善の緊要性にかんがみ，「国立大学教官等の待遇改善」について，第41回総会の決議を経て要望書を文部，大蔵各大臣および人事院総裁に提出した。

43. 6. 25　国立大学教官等の定員削減措置に対し，このことは大学における研究教育組織に対する本質的の問題であり，かつ研究教育面に重大な影響を及ぼす問題であるとして，第41回総会の決議によりこの措置を講じられないよう配慮方文部，大蔵両大臣，行政管理庁長官および内閣官房長官宛要望書を提出した。

43. 6. 25　教員養成大学・学部の現状とその使命の重要性にかんがみ，教員養成関係学部の設置基準要項の作成方促進について，第41回総会の決議を経て文部大臣宛要望書を提出した。

43. 7. 10　国費外国人留学生の教育に関する意見について，第41回総会決議の趣旨により文部大臣宛意見書を提出した。

43. 7. 16　大学保健管理の整備充実と保健管理センター制度の確立について，第41回総会の決議の趣旨により，昭和44年度予算においてその推進を図ることの緊急かつ重要なことを認め，その実現につき配慮方文部大臣宛要望書を提出した。

43. 7. 25　定員削減問題につき，その後の情況にかんがみ急拠第6常置委員会および特別会計制度協議会合同小委員会を開き，協議の結果，重ねて要望する必要を認め，「国立大学教官等の定員削減措置について（再度要望）」および「国立大学の附置研究所の教官について」を文部省，行政管理庁等関係方面に要望書を提出した。

43. 7. 25　科学技術の振興に関連し，受託研究，情報処理，理工系教官等大学と産業界の諸問題について経済団体連合会と科学技術行政特別委員会小委員その他との懇談会を行なった。

43. 8. 30　京都大学工学部校舎火災に見舞電報を出した。

43. 9. 6　就職開始時期申合わせ実績の不振にかんがみ，文部省のあっ施で各国公私立大学団体，人事院，東京都，日経連等の関係者が参集して，大学教育の正常化方策について懇談を行なった。

43. 10. 1　昭和44年度予算について関係方面に要望書を提出した。総会ならびに理事会において，かねて来年度予算の編成について要望書を提出することの了解を求め，その内容および提出の時期については第6常置委員会委員長と会長に一任されていたが各委員会よりの要望ならびに文部省の方針等についても打合わせの上，10月1日第6常置委員会を開いて協議し，同日会長名の要望書を，文部，大蔵両省の各関係官に提

出して要望懇談した。

43. 10. 18　宮城教育大学校舎落成・開学記念式典に会長の祝辞を呈した。

43. 11. 7　明年5月開催予定の第1回日米大学図書館会議の後援ならびに会長顧問の依頼を理事会に諮り了承された。

43. 11. 26　就職問題について文部省のあっ旋による国公私立大学団体，人事院，東京都，日経連等の関係者の懇談会が行なわれた。

43. 12. 3　学生の経済生活の現状にかんがみ大学および大学院の奨学制度の拡充について要望書を，文部省，大蔵省，ならびに日本育英会に提出した。

43. 12. 9　文教関係国会議員と大学問題に関し懇談会を行なった。

3. 大学問題検討資料のリストとして

①大学問題に関する資料②同上追録(1)③「厚生補導」参考文献一覧を編集し，各大学に参考配付した。

4. 会報発行（2回）

会報第41号（43年8月），42号（43年11月）を発行した。

窓

偶　　感

一昨年夏国際生化学会が東京で開催されたが，私はそのコロキュウムV（コレステロールの代謝とその調節）の世話役を命ぜられ，この方面の世界の学者の選択や会の運営などをまかされた。ところが生化学会は，近年急激にマンモス化し，国際的な学会は東京大会が最後になるであろうと噂された程で，私が最初計画した人数を1/3位にしぼらねばならないハメに陥り，これでは十分な成果は揚げられないだろうと心配であった。

偶々一昨々年，当学部にステロイド医学研究施設が創設されたが，ふとそのことを思い出し，この機に当施設の創設を記念して，米子でシンポジウム（Biogenesis and Action of Steroid Hormones）を開催して，前記コロキュウムの補いとしようと考えた。しかし，その実現には幾多の困難が予想され，あるいは無謀とさえ思われた。幸い当市は東京から全日空の便をもち，会場については近時とみに近代化した皆生温泉の某旅館が全面的に協力してくれることがきまり，資金面では教室関係者はもちろん，当学部関係教室の協賛がえられる見通しがつき，また当米子市や鳥取県当局の格別の協賛がえられることとなり，予想された困難はつぎつぎに解決されていった。残る不安は東京に来た外国の学者が，果たして当市まで足を延ばしてくれるだろうかということであった。案ずるより生むが易いの譬え，予想外の参加者をえ，国内はもちろん，米国，オーストラリヤ，英国，カナダなどから斯界の権威の参集により，シンポジウムは非常な成功裏に所期の目的を達しえ，参加者からは等しく感謝され，格別の謝意のしるしとして，外国人参加者からおのおのの署名入りの銀製の盃が届けられ，感激一入のものを覚えた次第である。この銀の盃は今私の部屋を飾っているが，原田義道博士（第二内科助教授）の見事な編集になる当時のアルバムと共に，当研究施設の宝として永く保存して置きたいと思っている。

ここに特筆すべきことはこのシンポジウムにおいてなされた報告が昨年八月 Dr.Dorfman 夫妻（米国 Syntex 社研究副部長）の努力により立派な一巻の書物となって米国 Geron-x 社から刊行されたことで，われわれの催しが高く評価されたことを物語るものとして，ご協力を戴いた各方面へのよき報恩のしるしができたことを喜んでいる次第である。

今回われわれがかちえた成果の意味するものは，従来国際学会は東京とか京阪神方面でしか開かれないといった既成概念を打ち破ったところにあったと思う。そして，また日本の学会が将来如何にあるべきかについて一つの指針を与え，マンモス化は必ずしも学問の進展に寄与せず，むしろシンポジウムのような小学会がより意義があることを示唆しえたと思う。

（鳥取大学医学部教授ステロイド医学研究施設長　山崎三省）

B 要　望　書

大学および大学院の奨学制度の拡充について

昭和43年12月３日

国立大学協会
会長　奥　田　　東

優秀な資質の学生に高度の教育を授け，わが国における学術文化さらに社会全般の発展を可能ならしめるものとして，その国家的要請に応え，これを保障するために不可欠の役割をもつ奨学金制度は、過去十数年の間に漸次改善されて来ましたが，近年の社会および大学の急速な発展を考慮するとき，現状では甚だ憂慮に堪えないものがあります。

とくに最近における諸物価の上昇に伴って下宿料・外食費・交通費その他図書費等の必要経費が増大し，奨学金のみでは学生生活上極めて不十分のため，アルバイトによりその不足を補わざるを得ない状態であり，従っておのずから勉学に支障を来たし，ために勉学を中断せざるを得ない者さえ出ている事実は，われわれとして放置し得ないところであります。

ここにおいて，

(1)　大学および大学院学生に対し，安定した修学を保障し得るよう、奨学金予算を増額し貸与額を高めること。

(2)　優秀な人材を確保し得るようその貸与対象人員の拡大を図ること。

が急務であり，これが現実について緊急に適切な措置を講ぜられたく特段のご配慮をお願いします。

（提出先）

文部大臣，大蔵大臣，日本育英会会長

C 資　　料

1. 国立大学協会会費の基準改正（案）（第42回総会可決）

国立大学協会会費の基準の一部を次のように改正する。

国立大学協会会費の基準のロ項中ただし書を削る。

附　則

この改正は，昭和43年12月19日から施行し，昭和44年4月1日から適用する。

理　由

大学問題等急激な会務の増大と物価、給与の上昇に伴う支出の増加に対応するため，国立大学協会会費の基準の一部改正を行なうものである。

（注）

国立大学協会会費の基準（現行）

昭39. 11. 27第33回総会可決

国立大学協会における各大学の会費は，学部数による負担額と決算額による負担額の合計額とする。

イ，学部数による負担額は，一学部当り26,000円とする。

ロ，決算額による負担額は，前々年度における当該大学の 項）国立学校 目）校費および光熱水料決算額の0.03%とする。

ただし，当分の間これにより算出した各大学の負担額が，前年度に比し10%を超える場合は，これを10%にとどめる。

2. 第4常置委員会の審議経過報告

第42回総会（43・12・19）

1. 報告事項

(1) 大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望について

第41回総会（43. 6. 26）で承認された上記要望書を，7月16日に福田委員長と太田委員が文部省ならびに大蔵省に出向き，関係者に面接の上説明要望した（会報41号65頁）

(2) 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望について

去る11月21日の理事会において承認され，その文案ならびに処置を一任された上記要望書は，12月3日太田委員長と川喜田委員が文部省・大蔵省ならびに日本育英会に出向き関係者に面接の上説明要望した。

2. 前回総会以降本委員会開催日

昭和43年9月25日

〃　　10月30日

〃　　11月20日

3. 審議事項

(1) 女子勤務者の母子保健福祉について

最近各大学で，女子勤務者が多くなり，これに伴って保育所設置の要望が強くなって来たので，先ず各大学の実情とその対策についての現状などを聞きながら検討して来たが，この問題はその施設設備の問題から人件費，維持費その他事故発生の場合の処理の問題な

ど関連する点が多く，現行制度上から見て，かなりの難点があるので，今直ちに結論を出すことは困難である。なお，現在の実情の分析や更に本質的な保育の位置付けの問題等について引続き検討することとしている。

(2) 研究・教育の場における事故・災害の対策について

この種の事故・災害に対しては，大学としてはできるだけを手を尽したいが，現在の制度では，新しい災害補償制度を設けない限り公に補償の途はないので，各大学ではその取扱いに困っている。この問題について，学生を含めた互助制度を考えるなど更に検討することとしている。

(3) 学生の経済問題の対策についてのアンケート分析検討について

このことにについては，前総会(43.6.26)で，一応の取りまとめを中間的に報告（会報41号71頁）したが，引続いて更に分析し検討を加えることとし，目下検討中である。

（参考資料）

3. 日本語学校、日本語教育研究センターの設立について(報告)

昭和43年8月16日

外国人留学生問題調査研究に関する会議
会長　篠原　卯吉殿
日本語教育に関する専門協力者会議
主査　小川　芳男

日本語学校，日本語教育研究センターの設立について

本年度，日本語を専攻する外国人留学生を対象とした日本語学科を，東京外国語大学に特設されたことは，日本語教育史上一時期を画すものとして高く評価されるべきである。しかしながら，外国人留学生のわが国における留学効果を高めるために，日本語教育を飛躍的に改善充実すべしとする要望は，単に大学のみならず有識者の間においても熾烈であり，一方海外においては，欧米・東南アジアは勿論その他の各国においても日本語教育は日を追うて盛んとなり，わが国に対し，日本語教師の派遣ならびに，教材の送付を要請する声が極めて高いにも拘らず，これに応える適切な措置を執りえないのが現状である。また，アメリカの大学の中には，科学的な方法を日本語教育法の研究に卒先して採り入れ，日本語教師の養成研修をも積極的に開発している大学も現われるなど，本来指導的立場にあるべきわが国のこの分野における研究の立ち遅れが顕著になってきている。

本会議は，昭和40年8月30日に，「外国人留学生の日本語教育に関する調査研究会議」（会長鳥養利三郎）から文部省調査局長へ提出された「日本語教育充実に関する方策について」の報告の後を承けて，日本語教育に関する専門協力者会議を設け，外国人とくに留学生に対する現実的な日本語教育研究機関のあり方について，慎重に討論を重ねた結果，別紙のとおり外国人留学生に対する集中的な日本語教育の実施，日本語教育に関する教授法の研究，学習させるべき日本語の調査研究および教育に必要な各種教材の作成等を総合的に行なう日本語学校，ならびに「日本語教育研究センター」を早急に設立し，日本語教育の充実発展に寄与し，諸外国の要請に応える必要があるとの結論に達した，

別紙

1，名　称

⑴　学校の名称は「日本語学校」とする

⑵　研究機関の名称は「日本語教育研究センター」とする。

2，目　的

外国人とくに留学生に対する日本語教育の実施，日本語教育に関する教授法の研究，学習させるべき日本語の調査研究および日本語教育に必要な各種教材の作成等を行ない，日本語教育の充実発展をはかることを目的とする。

3，主な事業

⑴　日本語学校

留学生の大学入学前の日本語教育（一般科目の補習教育を含む。)の実施（1年間)

⑵　日本語教育研究センター

ア，科学的な日本語教育法とくに集中的な日本語教育法の調査研究

イ，日本語教師の養成ならびに研修

ウ，日本語能力および日本語教授能力の評価の研究

エ，日本語教育に関する各種教材の作成

オ，内外の関係大学，研究機関との連絡および情報・資料の収集

4，設置形態

⑴　日本語学校は，国立大学の付属学校とする。

⑵　日本語教育研究センターは国立大学の付属研究施設とする。

ただし，両機関は同一の国立大学の同一学部の付属とし，不即不離の関係にあるものとする。

5，組織・編成

⑴　日本語学校

ア，日本語学校に校長をおき，学部の教授をもって充てる。

イ，日本語学校に事務部および語学寄宿舎をおく。

⑵　日本語教育研究センター

ア，日本語教育研究センターに所長をおき学部の教授をもって充てる。

イ，日本語教育研究センターに，日本語教育資料研究部門・日本語教授法研究部門および日本語研究部門をおく。

6，内　容

⑴　日本語学校

外国人留学生70名に対し，主として大学入学前の日本語の短期集中教育および数学・物理・化学等の予備教育を1年間（44週）実施する。

ア，事務部

総務・学生・寮務の3係をおき，長は事務長とする。

イ，語学寄宿舎

留学生全員を収容する全寮制度とし，寮務主事（助教授）および講師2名により，日本語の予備教育を実施する。そのため，自習用ブースを設置する。

⑵　日本語教育研究センター

ア，日本語教授法研究部門

㋐　日本語教授法の研究

㋑　日本語教師の養成ならびに研修

㋒　日本語能力および日本語教授能力の評価の研究

イ，日本語研究部門

㋐　外国人に学習させるべき日本語とくに現代語の調査研究

㋑　学習者の母国語と日本語との比較対照研究

㋒　日本語辞典・参考書・文典の作成

(エ) 日本語の背景となる日本事情の研究

(ウ) 日本語教育資料研究部門

(ア) 教科書・副読本の作成

(イ) 視聴覚教材の作成・利用についての調査研究

(ウ) L.L の効果的利用についての研究

(エ) 内外における日本語教育の調査および情報資料の収集

7，教職員組織

(1) 日本語学校

	教授	助教授	講師	助手	事務官	技官	雇員	傭人	計
日本語学校	4	4	14	4		1			27
語学寄宿舎		1		2	1	2	3	3	12
事務部					4		8	3	15
合計	4	5	14	6	5	3	11	6	64

(2) 日本語教育研究センター

研究部門等	教授	助教授	講師	助手	事務官	技官	雇員	傭人	計
日本語教授法	1	1		1			1	1	5
日本語研究	1	1		1			1	1	5
日本語教育資料	1	1		1			1	1	5
合計	3	3		3			3	3	15

施設設備

ア，設置場所

設置場所は語学寄宿舎を設置する関係もあり，閑静であり勉学するに相応しい環境であることが望ましく，かつ大学と連絡のよい場所であることが望ましい。

敷地の面積は，体育館，運動場および職員宿舎等を設置する余裕を見る必要がある。したがって，少なくとも 16,500m^2 (5,000坪) 以上あることが望ましい。

イ，校舎・寄宿舎の規模

校舎ならびに寄宿舎の規模校舎ならびに寄宿舎の規模は別紙のとおりとする。

年間44週に達する過重な教育を実施する場合，わが国の気候風土（夏はむし暑く，冬は酷しい寒さ）に馴れない東南アジア諸国からの留学生が対象であることを考慮し，冷暖房装置を必らず設けなければならない。

（備考）

審　議　経　過

第1回総会	43. 6.14（金）	14：30～17：00	霞山会館
第1回専門協力者会議	43. 6.28（金）	13：30～16：00	富士銀行
第2回専門協力者会議	43. 7.12（金）	13：30～16：00	東洋陶器ビル
第3回専門協力者会議	43. 7.27（月）	13：30～16：00	国立教育会館
第4回専門協力者会議	43. 8. 5（月）	13：30～17：00	東洋陶器ビル
第2回総回	43. 8.16（金）	14：00～16：00	国立教育会館

（参考）

1，日本語学校部における教育

(1) 教育の前提条件

日本語学校部は，文部省が招致する国費外国人留学生のうち，学部留学生70名に対し，1年間の日本語の短期集中教育ならびに大学教育を受けるのに必要な，数学・物理・化学その他の科目の補習教育を施し，修了者を国立大学の1年次に進学させることを目的として設置する。

上記の目的を達成させるため，年間44週の集中教育ならびにランゲージ・トミトリー方式による教育を実施する。しかしながら，過去の経験に照らしても，留学生に対する日本語教育を1年間で日本人学生と同等の力まで到達させることは困難であり，そのためには現地における留学生選考試験による選抜を一層厳しくし，また少なくとも本校における教育期間を1年半とする必要があるとされているが，学部留学生の在留期間が補習教育を含めて，5年という制約があるため，これを1年間に短縮して教育することも已むを得い。したがって，本校修了者といえども，国立大学入学後，日本語および一般教育科目について，当該国立大学においてさらに補講を行なうことなど適切な措置を講ぜられることが必要であることは言を待たない。

なお，本校修了者は国費留学生であることを考慮し，国立大学の入学選考に際しては，本校の学業成績を参考とするなど格別の配慮が望ましい。

(2) 学級編成

ア，日本語科目

留学生の日本語教育については過去10数年の経験に鑑み，1クラス学生数の最大は10人を超えないことが望ましい。しかしながら，とくに東南アジア諸国からの留学生については，7人～8人の編成とするのを適当とする。クラス別は母国語系列別によるよりも，無差別に選び同国人が偏在しないようにする配慮が必要である。ただし，漢字系民族と非漢字系民族とでは識字能力が異なるので別クラスとすることが望ましい。

イ，一般科目

留学生とくに日本語を全然知らないものに対する一般科目の教育は，日本語をある程度習得した後期から開始するのを適当とする。日本語によって授業を行なう場合には，教育の徹底をはかるため最大25人を超えないことが望ましい。数学については，基礎学力がその国の教育制度によって異なるので，能力別のクラスを編成する必要がある。

(3) 授業期間

ア，授業期間

授業は年間44週行なうものとする。ただし，短期集中教育といえども，わが国の気象条件を考慮すれば，夏期および冬期に適当な休暇を設けることが必要である。

なお，夏期には2週間程度林間学校において校外授業を行なう。

（別紙）

規　模（建物関係内訳）

	室　名	室数	室面積	面　積
			m^2	m^2
研究教	研究室	9	25	225
	研究資料室	3	50	150
	普通教室（小）	10	25	250
	（中）	2	40	80
	（大）	1	120	120
	L.L.教室（15人）	2	50	100
	録音室	1	25	25

	室名	室数	室面積	面積
育関係	録音準備室	1	20	20
	理科実験室	1	80	80
	物理準備室	1	30	30
	化学 〃	1	30	30
	生物 〃	1	50	30
	小計			1,140
	所長室	1	35	35
	事務長室	1	25	25
	事務室	1	100	100
	事務作業室	1	35	35
	図書・閲覧室	1	150	150
	学校教官室	1	210	210
	非常勤講師控室	1	35	35
	応接室	1	30	30
	会議室	1	50	50
	守衛室	1	25	25
	用務員室	1	20	20
	資料室	1	50	50
	電話交換室	1	20	20
	倉庫	1	30	30
	変電室	1	30	30
	宿直室 購売部	1	30	30
	小計			875
	共用部分 40/100			802
	合計			2,817
留学生寄宿舎	寮生1人当り6坪 (19,8m²) 70人分			1,386
	主事室	1	25	25
	男子舎監室	1	20	20
	女子 〃	1	20	20
	自習用ブース室	1	50	50
	医務室	1	20	20
	カウンセリングルーム	1	20	20
	ボイラー室	1	50	50
	自習・図書室	1	50	50
	タイプ室	1	20	20
	補食室	3	10	30
	和室	1	40	40
	共用部分			104
	合計			1.871
	総計			4,688 (約1,420坪)

4. 医学教育に関する特別委員会審議経過報告

（第42回総会 43. 12. 19）

○前総会以後，本委員会は，次のとおり開催した。

昭和43年9月10日

昭和43年10月29日

○前総会以後，従前に引続いて検討した問題とその審議の要旨は次のとおりである。

1. 医学教育基準における大学病院を利用した臨床研修について

先ず，本年6月に大学設置審議会大学基準分科会会長に対し，同分科会の医学専門委員会主査より報告された「大学病院における臨床研修について」について審議し，特に報告にいう実施の方針とその運用方法について意見を交換した。

なお，この報告に付言している『臨床研修の実を挙げるためには，指導医の整備，研修医の処遇の改善等について国が十分な財政措置を講ずる必要があること』については，是非実現の要ありという意見に一致した。

2. 卒業後研修の問題について

医師法の改正に伴う大学病院における研修生の受入れ態勢について意見を交換したが，本来，研究・教育を行なう場である大学の附属病院としては，研究・教育に即した診療を行なうことが本旨である。しかるに，大学病院の現状は，診療の面が過大となり，ために研究・教育の面に支障をきたしているのが実情である。この状態のまま新制度による研修生を受入れるとすれば，第1に人的の面(指導要員)において，第2に物的の面(施設・設備)において，第3に予算の面(研修医の処遇も含めて)において，国の十

分な配慮が必要であり，この受入れのお膳立が揃わない限り，大学としては引受けは困難であること。また，これが対案として，外来診療部門を大学院院から切り離し，一般診療は関連病院（レベルアップして）で行なう案なども検討の価値ある一案として話題となった。更に研修生の身分につき，これを学生として扱うかどうかの基本的見解が不明確のまま恒久的に引受けることに疑義があるなど，その他忌憚ない意見が出され，なお，引続き検討することとしている。

5. 一般教育と大学図書館

図書館特別委員会
第42回総会報告
（昭和43年12月19日）

まえがき

大学図書館に関する諸問題のうち特に解決の急を要するのは，一般教育課程に対する大学図書館のありかたに関する問題である。新制大学においては，狭義の学問研究とならんで，一般教養が重視されていることは周知のとおりであり，したがって大学図書館が一般教養のための奉仕機関といわれているのも当然といえよう。本委員会は，まず大学図書館の使命を明らかにし，それに基づいて一般教育に対する大学図書館のあるべき姿をここに報告するしだいである。

1. 大学図書館のありかたについて

昭和40年3月31日の大学基準等研究協議会より文部大臣あての答申のなかの「大学基準設置要項」では，大学図書館の使命について，「大学における教育・研究活動の重要な機関であるとともに綜合的教養の場としての役割をも果たすものである」と定義づけられている。また昭和41年4月15日の大学図書館施設研究会の答申においては，大学図書館の機能については，学習図書館，研究図書館，綜合図書館，保存図書館の4種類に分類定義されている。ただしむしろこの点は，大学図書館を綜合図書館と研究図書館に分けて考え，綜合図書館のなかに学習図書館・保存図書館の機能をも包含してよいと考えられる。

従来，基礎的な教育・研究に対する大学図書館の奉仕は，いわゆる「学習図書館」の名称のもとに行なわれているが，この名称はややもすると高校教育を延長した程度の図書館であるかのように誤解されるおそれがある。しかし，学習図書館は，単に指定図書や参考図書等を中心とする単一的な図書館であってはならない。

また綜合図書館は「綜合的教養の場」として全学的な寄与をしなければならない。周知のように，新制大学は幅広い人格の形成を大きな目標として掲げている。この目標を達成するうえに，大学図書館の内容の充実の程度いかんはきわめて重要である。

これを要するに，綜合図書館は単に文献のサービスのみに甘んずべきではなく，大学の正規の授業等では到底カバーできない部分（芸術情操教育のための諸施設等）を充足する任務をあらたに課せられているといってよいのである。もとよりそれらは図書館固有の任務外のことであるという考え方もあるが，課外教育の場として最も現実的な機関は図書館をおいては他に考えられないのである。

2. 一般教育に対する図書館の有効的な利用方策

いわゆる前期学部学生の勉学と教養の助長に奉仕するため，本委員会は1において述べた大学図書館の使命と機能に基づいて，以下列挙す

る事項が早急に実現することを必要と考える。

(1) 文献関係　a 指定図書の整備・充実
b 参考図書の整備・充実
c 一般教養図書の整備充実

(2) 奉仕関係　a 優秀な参考掛（レファレンズ・ライブラリアン）の導入（注1）
b 複写設備の充実
c タイプライター室の設置

(3) 視聴覚関係
a 視覚室の設置（映写・スライド）
b 聴覚室の設置（L. L 音楽等）
c 読書会室の設置（ばあいにより，演習室にも転用できること）（注2）
d 小ホール（講演・シンポジウム・演劇用）
e 展示室（美術関係の展示場）

(4) 施設および環境
a　充分な閲覧座席数の確保
b　親しみやすく近づきやすい環境づくり
c　室内装飾の配慮
d　音響関係への配慮

（注1）一般教育課程においては，例えば学生はレポートの作成の必要にしばしば迫られる。そのようなとき，あるテーマについての文献の探索乃至は文献の扱い方等は，かなり熟達した参考掛の助力なくしてはレポート作成の作業は困難である。

（注2）如何に良書を集めても，学生自身が食いついてこなくては意味がない。そのためには，複数の学生（ときに教官を含めて）が一冊の本あるいは一つの研究テーマのもとに読書会を開くことは読書欲をかきたてる点できわめて有効である。

む す び

大学における一般教育の目的を達成するためには，図書館機能を教育面に，積極的に活用することが重要である。このため，図書館の制度上，人事上，予算上の具体的な改善策をたて，当局に積極的に働きかける努力が必要である。

6. 第1回日米大学図書館会議

開催要綱

趣　旨

日米両国間における図書館界の交流は，近時めざましいものがあります。とくに戦後，米国図書館界からの積極的な好意と協力が，わが国図書館の復興再建に大きな寄与をもたらしたことは，わたしたちの記憶に新たなところであります。

最近，わが国においても，図書館の重要性の認識がとみに高まり，これまで断続的，個別的にとどまっていた日米相互間の協力を，実効ある組織的な交流の軌道にのせることの有意義性が，いよいよ痛感せられるにいたりました。1966年に東京で開催された「文化および教育の交流に関する第3回日米会議」の最終コミュニケにおいて，日米図書館職員の相互交流と研修および図書館資料の交換と収集についての相互協力などの具体的な提案がおこなわれたことは，このような観点からまことに時宜をえたことでありました。

このような情勢のなかで，昨年初頭以来，日本側とアメリカ図書館協会<ALA>と，日米両国の相互協力についての意見の交換をおこな

いました結果，日米図書館会議の開催は，相互に極めて有益であり，さしあたり日米の第1回大学図書館会議として出発し，将来は館界全般に及ぼすことの必要性が確認されるにいたりました。

これは，日米両国図書館の相互協力として画期的なできごとであり，その成果は，わが国の図書館の向上のみでなく，とくに大学における研究の深化，教育の充実にはたす大学図書館の機能強化に寄与するものであります。また広く学術文化および社会経済の発展におよぼす影響ははかり知れないものがあると確信いたします。

会議の概要

1　会議の名称

和文名　第1回日米大学図書館会議

英文名　The lst Japan-U.S. Confernce on Libraries and Information Science in Higher Education

II　日時及び場所

1969年5月16日（金）～5月19日（月）

東京

III　会議計画

1　議　題

1　大学教育における大学図書館の役割および利用

2　図書館の専用教育および人物交流

3　資料の収集および交換

4　協会，センターおよび奉仕活動

5　図書館活動の機械化

6　大学図書館の発展と政府および財団の役割

2　参加者

米国側　約30人　日本側　約200人

3　会議の主催・運営

国立大学図書館協議会，公立大学図書館協議会および私立大学図書館協会の合同主催で第1回日米大学図書館会議組織委員会および実行委員会を設け，諸般の準備にあたる。

所要経費

所要経費440万円は参加費および一般の寄附金によって賄なう。

会議の組織

I　主　催

国立大学図書館協議会

公立大学図書館協議会

私立大学図書館協会

II　後援＜予定＞

国立国会図書館

日本学術会議

科学技術庁

日本図書館協会

外　務　省

文　部　省

アメリカ大使館

アメリカ文化センター

日本放送協会

国立大学協会

公立大学協会

日本私立大学連盟

日本私立大学協会

私立大学懇話会

日本学術振興会

国際文化会館

日本科学技術情報センター

日本ドクメンテーション協会

専門図書館協議会

日本医学図書館協会

日本薬学図書館協議会

日本農学図書館協議会

7. 大学教育と図書館

東京大学付属図書館長
伊 藤 四 十 二

大学図書館は，大学の心蔵といわれるくらい大学の教育と究研にとって必要欠くべからざる機関でありながら大学の組織体系の枢軸から除外されている。

学校教育法には，付置研究所はもちろん公開講座まで規定されているのに，肝心の図書館については全く記載がない。したがって，学校教育法を受けてつくられている大学設置基準においても単なる施設としての図書館以外には規定することが許されない。大学教育を最も効果的に行なうための大学設置基準でありながら，現行のそれには多くの理解しがたい矛盾を蔵しているが，それらのなかでも最も不可解なのは，総合大学でありながら，すべてが学部中心主義のこま切れ的な基準で一貫していて，新制大学の教育にとって最も必要な総合大学の実質を有効にいかした総合教育が実施できるような余地が全然ないことである。せめて図書館を通じてでも総合教育が行なえるようにとかつての文部省の基準等研究協議会で訴えたが前記の理由で却下された。

大学に図書館を置くことの必要性は，ようやく国立学校設置法のなかに見い出されるが，それも“図書館”ではなく，“付属図書館”であって大学の付属機関に過ぎないという思想である。

国立学校設置法というれっきとした法律に，“付属”となっているため，順法精神に富んだ各国立大学では，図書館は付属機関として扱われ，付置研究所よりもはるかに下位に置かれ非常に軽視されている。外国では，図書館を中核として，それをめぐって学部あるいは大学院がある。大学の目的の一つである教育の任務を負わされていない付置研究所は大学院は別としてむしろ大学としては図書館よりも特殊のものであろう。

たとえば，東京大学要覧（昭和40～41年度）をひもといてみると，まず最初に学部，ついで付置研究所の項があり，終わりの方に付属図書館の一章がある。また，第四章の“東京大学職員”というところには，評議員の項に，総長以下各学部・付置研究所の評議員の氏名が記されついで事務局の局長，庶務部，経理部，施設部の部長および課長ならびに学生部の部長・課長の氏名はすべて列記されているが，付属図書館の事務部長および課長については完全にまっ殺されている。評議員の資格の与えられていない付属図書館長とともに，付属図書館のスタッフは東京大学職員ではなく単に“付属図書館”の職員に過ぎないのである。

大学の最高議決機関とされている評議会の組織については，「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」の第二条第一項に，学長，各学部長及び教養部長，各学部及び教養部ごとに教授二人および各付置研究所の長を以て組織するとあって付属図書館長は除外されている。ただ，その第二項で付属病院長とともに付属図書館長をも評議員とすることができるというおなさけ規定が設けられている。この規則の立案の発想もはなはだ不可解である。学長についで全学的に教育・研究推進の責任をもつ付属図書館長を一義的に評議会の構成に加えないのはどういうわけだろう。

新制大学の教育課程はアメリカの制度を範にとったと聞く。しかし，そのままをまねたものではないらしい。

アメリカでは，日本の一般教育課程に相当するリベラルアーツ・アンド・サイエンシズの教育に四カ年を当てて広い知識と一般教養を習得させ，地域社会の共同体の一員としての責任を持つ基礎をつちかって社会に送る。これがアンダーグラジュエート・コースと呼ばれるもので卒業生には日本の学士号に相当するバチェラーの称号が授けられる。

日本では，このアンダーグラジュエート・コースのなかで一般教育と，旧制大学時代とあまり内容の変わっていない専門課程の教育が行なわれるが，アメリカでは，専門教育は，バチェラーの称号をえたアンダーグラジュエート・コースの卒業者に大学院（グラジュエート・スクール）あるいは職業専門学校（プロフェッショナル・スクール）でさらに三～四年をかけて行なわれるという。

このようにアメリカでは，一般教育と専門教育はそれぞれ独立した対等の関係にあって，しかも，これら二つの教育課程に相当長時間をかけている。しかるにわが国では主として経済的な社会事情から新制大学の修業年限を四カ年としこの四カ年の間に一般教育と専門教育の両方を課すという一種の促成栽培方式が採用された。

そのうえ，昭和24年の学制改革のときに，昭和22年に公布された新しい学校教育法では，それまでの大学令で「学術の理論および応用を教授しならびにその深奥を攻究する」ことを目的として，もっぱら学術研究を中心として研究者の養成に当たっていた旧制大学を「学術の理論および応用を教授研究し，その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする」新制大学院（学校教育法第六五条）へ移行させ，一方，それまで日本に全く存在しなかった「学術を中心として広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的および応用活動を展開させることを目的とする」新しい大学（学校教育法第52条）を創設することになっている。ところが，実際には，旧制大学をそのまま新制大学院に移行させず，また，旧制大学の内容を新制大学の目的に適合するように改めることなく，そのまま新制大学へ移行させたため，長年の経験を積んだ専門教育が初めての経験で，これから新しくつくり上げようとする一般教育に優先し，旧制大学時代の，それも教育期間が一年短縮された専門教育に，一般教育が従属したような形の，学校教育法でうたっている目的とはおよそかけ離れた，木に竹をつないだような誠に奇妙な新制大学ができ上がってしまった。

アメリカの大学では，図書館機能に基礎を置いた教育方法が大学の創設以来とられていると聞く。従って，アメリカ流の教育制度をとり入れて創造された新制大学においては，教育の基本を図書館に置くことが考えられるべきであった。このことによってこそはじめて一般教育の理想がいかされるからである。ゆえに新制大学の発足に際しては，まず，新しい教育方針にのっとって図書館を整備・充実すべきであった。ところが，実際には，学部・学科・教室・研究室および本部・学生会館あるいは体育館等の施設が優先的に改築あるいは新築され，それも数年あるいは十数年もかかってようやく整備され，これらがすべて片付いた後にはじめて図書館の施設に手を着けるのが国・公立すべての大学に共通のようである。これも不思議なことである。およそ大学での教育は教官の不断の研究を通じて行なわれるものであることはいまさら申すまでもないことで旧制大学では教官の研究そのも

のが教育であった。従って教官は研究に全精神を打ち込んでおればよく，教育ということについて関心を持つ必要がなかった。この気風が新制大学になってからもそのまま引き継がれてしまったために教官は以前と同様研究第一主義に陥り，学生の教育について考えることは，むしろ邪道であるかのような誤った考え方が教授会を支配しているのではないかとさえ心配される。

一刻も早く大学院を，学校教育法の趣旨にのっとって独立の組織として整備充実して，現在の新制大学の中に包蔵されている異質的な旧制大学的諸要求を新しい大学院の方へ移し，教官が研究に一辺倒でなく，それと同等のウエートで学生の教育，人格形成に時間とエネルギーをかける真の新制大学を樹立し直すことが国家百年の計のうえから急務であってそれには大英断を必要とする。

新制大学の根本的刷新方策としては，いろいろのことが考えられるが，それらのうちで，まず図書館の整備・充実，博物館の新設，視聴覚教育施設整備の新設・拡充等による教育法の改善等に思い切った経費をかけることが必要である。そして，いままでのように，教育を講義室内で教室の口述筆記の講義のみによる知識の切り売り的方式から図書館機能を実際的に教育計画に有機的に融合させ，教官と学生が一体となって図書館の有効利用をはかり，図書館機能をとおして，自発的に基礎的な学習を行ない，さらに進んで諸問題を学生自らの発意と努力によって研究し，解決に導く方法を指導し，卒業後における批判的・創造的能力を養わしめるような方向へ改めなければならない。

要するに，講義室，演習室および実験・実習室だけが教育の場であって図書館が付属物に過ぎないという誤った固定観念をぬぐい去って，図書館，博物館あるいは視聴覚施設を真の大学教育に重要な場としてそれらを有効に利用する必要のあることを教官はもちろん，大学管理者および経営の責任者のすべてが認識することが必要である。

このためには，従来無批判的に伝統的に守られてきた冷い，無味乾燥な図書館の施設・設備についての考え方を根本的に改め，学生が好んで積極的に出入りできるような明るく解放的であたたかみがあり，しかも，深遠な学問探求の場としてのふんい気を持った，学内で最も魅力的な場所で，学生の大学生活の本拠となるように努力することが必要である。

図書館の設計も，従来の書庫を中心とした閉架方式を改め，全館自由接架の可能な開架式方式となし，どこの大学でも採用されている，書庫，出納台および大閲覧室より成る古典的・平板的な方式を廃し，主題別アルコーブ方式となし，配架図書雑誌の種類も唯単に狭い意味の学生の学習用だけでなく，豊富な参考図書，アドバンストの研究用のものまで幅広くし，学生の読書および書誌的指導が行なえる参考司書を配して常時学生の相談相手となり，演習室を出来るだけたくさん用意して，前に述べたように図書館を直接教育の場として使うようにする。一方，快適な環境の休憩室を設けて疲労をいやしまたオージオルームを設備して，学生の自由な語学の勉強および音楽，詩歌の朗吟，劇の独白が聞けるようにし，視覚室では学術的，文化的資料がみられ，集会室では定期的に学内の各学部の教官による研究内容の話あるいは学内外の学者，識者の文化講演等を催し，資料展示室も設けて常時解説つきで図書館資料を中心とした文化財の展示を行なうなどして，学生が図書館を訪れることによって，単に学習だけでなく，

広く教養がつちかわれるようにしたい。

これを要するに，大学として図書館の施設・機能をもっと効率的に活用して，現在の大学に欠けている総合教育，人格形成の場とするよう全学的に図書館のあり方を再検討すべきではなかろうか。

＝おわり＝

8. 当面する大学教育の課題に対応するための方策について

昭和43年11月18日

文部大臣　灘尾弘吉

(文企企第99号
中央教育審議会)

上記の事項について，別紙理由を添えて諮問します。

（理由）

最近における大学の内外にわたる学生運動の激化と相当数の大学における異常な事態の発生は，現代社会における諸般の問題と深い関連があると思われるが，その重要な要因として，わが国の大学教育にも幾多の改善すべき問題点のあることが指摘される。とくに，大学当局に対する学生の激しい反抗的行動が，長期にわたつて終息せず，しかもそれが相当多数の学生にまで拡大して収拾困難に陥る傾向の見られることは，大学自身にも運営その他に多くの問題があり，その教育的な指導性もじゆうぶんに発揮できない状態にあるためと思われる。

よつてこの際，このような事態の発生する要因を探究し，大学教育の正常な実施を保障するために当面とるべき制度上または運営上の方策につき，なるべくすみやかに結論を得る必要があると考える。

（検討すべき問題点）

1. 教育課程の充実とその効果的な実施について
2. 大学における意思決定とその執行について
3. 学園における学生の地位について
4. 収拾困難な学園紛争の終結に関する措置について

文部大臣の諮問理由説明要旨

(43. 11. 18
中央教育審議会)

本日御は多用のところお集まりくださいましてありがとうございます。前回の総会であらかじめお願い申し上げたところでありますが、このたび、あらたに「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」諮問し、御審議をお願いいたしたいと存じます。

先日も申し上げたとおり、最近，相当数の大学において紛争が生じ、学の内外における過激な学生の行動はしだいに深刻な様相を呈しておりますがその学外における行動は，社会の秩序を乱し，公共の施設を破壊し、ときには市民生活に損害を与えるなど重大な結果をまねいております。また、学内にあつては，本来、理性の場であるべき学園が暴力のために正常な機能を阻害され、大学に寄せる国民の期待と信頼がそこなわれようとしていることは、まことに憂慮に堪えないところであります。

このような大学の混乱した状態は、諸外国にもその例がみられるところであり、そのよつてきたるところは、ひろく現代社会における諸般の問題とも深い関連があると思われますが、その重要な要因としてわが国の大学教育にも改善

すべき幾多の問題が存在していることが指摘されると思うのであります。

問題の解決は、あくまでも大学当局のくふうと努力にまつべきものであると信ずるものでありますが、事態の推移を見るとき，今や，その解決を援助する何らかの措置を講ずることが，ひろく国民一般の期待するところであろうと思うのであります。したがつてこの際当面の改善方策を検討して，大学当局の努力を助けるとともに，その改善に障害となるものがあるとすれば，それを取り除くために必要な諸般の措置をすみやかに講ずる必要があると存じます。

わが国の高等教育の長期的な課題については現在，学校教育の総合的な拡充整備という観点から本審議会の御検討を煩わしており，大学教育の抜本的な改善はその成果にまたなければならないと存じます。しかしながら事態は，何らかの当面の対策を必要とする段階に立ち至つているといわざるを得ません。

以上が，これまでの御審議とは別途に，当面している大学教育上の課題に対応するための方策について，御審議をお願いする理由であります。

なにとぞ，意のあるところをおくみとりのうえ，じゅうぶん御審議を尽され，なるべくすみやかに御答申をくださるようお願い申し上げます。

文部事務次官の補足説明要旨

（43．11．18 中央教育審議会）

ただいま大臣から，諮問に関する基本的な考え方を御説明申し上げましたので，その趣旨をさらに補足的に明らかにするため，検討すべき問題点としては具体的にどんなものがあるかについて，文部省として考えておりますことを御説明申し上げます。

まず第一の検討項目である「教育課程の充実とその効果的な実施」について申し上げます。

最近相当数の大学においてみられる異常な事態の中心には，多くの場合，きわめて特殊な考え方に基づき，社会の根本的変革を目ざす学生集団があり意識的，計画的に学園の秩序を破壊しようとする動きがみられます。もとよりこれらの過激な学生運動に対する措置についても検討する必要はありますが，大学教育として，より基本的に反省を要する問題点は，この比較的少数の学生集団が推進する激しい反抗的行動に対して，しばしば，相当多数の学生が心情において共感し，積極的に反対しないばかりでなく，ときにはそれを支持する傾向さえ示すということであります。

このようなことは，それらの学生が，日ごろから大学生活にじゅうぶんな充実感と満足感をもつことができず，ひいては大学の教育指導に対して不満と不信の気持ちをいだくことが，その大きな理由の一つではないかと思われます。

このことは，基本的には，社会の変化に対する大学教育の適応と質的な改善がじゅうぶんでないところに大きな原因があると思われますが，とくにこの際，次のような点について御検討をお願いしたいとじ存ます。

まず，現在の一般教育の内容方法とその実施体制が，大学に入学してきた学生の心をじゅうぶんにはあくし，学生たちの大学に，期待するものに適切にこたえているかという問題があります。また，一般教育だけでなく，学生の入学から卒業までの全期間を通じて，学生に対する教育課程がどれほど効果的に編成され実際の教育活動がどこまで適切な方法で行なわれているか

について，総合的な検討がじゅうぶんなされていないという問題があります。さらにこのような教育指導が有効であるための基礎条件としては，さまざまな個性をもち，問題や悩みをいだいている学生に対し，教師が人間的な接触を通じて啓発する努力をどこまで払つているかという問題があります。また，現在の大学の教育環境は，学生を中心として考えた場合，どのような点に重点的な改善を加えるべきかという問題もあると思われます。特に，私立大学のなかには，その財政的基盤の薄弱さからくる教育条件の不備が，往々にして多数の学生の不満を醸成する原因となつている場合もあることに留意する必要があります。

第二の検討項目は「大学における意思決定とその執行」についてであります。

多くの学園紛争の経過を顧みるとき，当初は意図的な秩序破壊の行動が契機であつたとしても，大学当局が変転する事態に対処して，全学の信頼と支持のもとに適切な処理方針をすみやかに決定し，その確実な実施を図ることにおいて遺憾の点があるため，その紛争が全学的に拡大し，ときには収拾困難に陥ることが少なくありません。また，大学の各部局の間またはその内部における対立を露呈し，大学を分裂と混乱に陥れようとする策動に乗ぜられる場合もあるように思われます。

このことは，大学の組織の複雑化，巨大化に対応する管理運営機能の改善が著しく遅れていることに根本の原因があると思われますので，これに関する当面の改善目標を明らかにするため，特に次の点について御審議を煩わしたいと存じます。

その第一点は，大学としての公的な，意思決定の方法を合理化する問題であります。たとえば，変転する情勢に対応して時宜を得た決断を効率的に行なう必要性と，意思決定への参与により決定に対する関係者の理解と支持を高める必要性とを，運営上どのように調和させるかは重要な問題であります。さらに，大学における各種の意思決定については，そのことがらによって参与の態様にも差異があり，具体的な事案に即して合理的な運営の原則を考える必要があると思われます。

第二点は，決定事項の的確な実施をいかにして保障するかという問題であります。現実の大学の運営においては，いつたん決定された方針を確実に実施するための体制がふじうぶんであるため，学生に対する教育指導が徹底を欠き，大学の方針に反する既成事実が積み重ねられるような事例がみられます。また，学園の秩序が乱されたまま，それを回復する努力がどこからも発動されずに終わることさえあります。

このように意思決定の方法の合理化と決定事項の的確な実施を図るためには全学的な管理機関と学部の管理機関，合議制の機関と独任制の機関の間に，大学の管理運営上の責任と権限をどのように配分するか，またその場合，賦与された権限と実質的な責任能力とがはたして均衡がとれているかなどについて，具体的事案に即して原則的な考え方を明らかにする必要があると思われます。

なお，この問題に関連して，全学的な中枢管理機能の質的な水準を高めるため，学長に対する専門的な補佐機関を設けることの必要性についても考えてみる必要があろうと存じます。また，私立学校の場合には，法人の理事機関と学校における教学上の管理機関との関係についても検討する必要があります。

次に，第三の検討項目である「学園における

学生の地位」について申し上げます。

大学は，国，地方公共団体または学校法人が設置する公共的施設として法律上の位置づけがなされておりますが，同時に教育研究活動を展開する場として，その特殊性に留意する必要があります。したがって，学園における学生の地位についても，大学のもつこのような特殊性に即して，多面的にとらえる必要があると存じます。

とくに，今日の事態に即して考えるとき，まず「学生自治会」と呼ばれるものが，学園においてどのような意義を有し，一般学生および大学当局との間にどんな関係を維持すべきかについて，改めて基本的な考え方を確認する必要があると存じます。

さらに，今日いわれている「学生参加」ということが，大学の運営または教育の改善の方途としてどのような意義をもつか，また，その意義が有効に生かされるための条件および学生の参加が妥当と認められる限界は何かなどについて，御検討をいただきたいと存じます。

最後に第四の検討項目としては「収拾困難な学園紛争の終結に関する措置」を取り上げております。

大学が長期にわたってその本来の機能を停止し，収拾困難に陥るという最近の事態は，きわめて異常なことであります。もとより，大学内の紛争の解決は，当事者の努力にまつべきものでありますが，もし，その混乱がいつまでも継続して極端な事態に立ち至った場合には，もはや平常の措置を繰り返すだけではすまされないと思われます。

そこで，そのような極端な事態に立ち至った場合に大学当局または政府としてとるべき特別の措置は何か，また，そのような措置をとるべき時期と手続きなどについても，御検討いただきたいと存じます。

以上，諮問事項に関連して文部省として考えております問題点を御説明申し上げましたが，このほかにも特に取り上げる必要があるとお考えになるものがあれば，あわせてご検討をいただきたいと思います。

これをもって，わたくしの補足説明を終えることにいたします。

D その他

1. 学長・役員等の異動について

会報第42号報告以降，学長・役員等の異動は次のとおりである。

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
茨城大学	二方 義徳	江 徳
東京教育大学	三輪 光雄	宮島 龍興（事務取扱）
お茶の水女子大学	藤田 健治	波多野完治
神戸大学	八木 弘	戸田 義郎（事務取扱）

(2) 役員等の交替

役職名

会　長

（旧）奥田　　東（京都）事務取扱

（新）奥田　　東（京都）

副会長

（旧）奥田　　東（京都）

（新）増田　四郎（一橋）

第1常置委員会委員長

（旧）藤田　健治（お茶の水）

（新）小塚新一郎（東京芸術）

第6常置委員会委員長

（旧）増田　四郎（一橋）

（新）斯波　忠夫（東京工業）

新設大学拡充特別委員会委員長

（旧）渡辺　　寧（静岡）

（新）中川善之助（金沢）

特別会計制度協議会構成員（会長）

（旧）大河内一男（東京）

（新）奥田　　東（京都）

特別会計制度協議会構成員(第6常置委員長)

（旧）増田　四郎（一橋）

（新）斯波　忠夫（東京工業）

特別会計制度協議会構成員(会長指名の学長)

（旧）福田　邦三（山梨）

（新）増田　四郎（一橋）

(3) 委員の委嘱

1）第3常置委員会専門委員

総山孝雄（東京医歯），三島良兼（鳥取）

2）大学運営協議会

臨時委員　田畑茂二郎（京都）

専門委員　市原昌三郎（一橋）

2. 罹災大学に対する災害見舞について

昭和44年1月1日午後6時頃横浜国立大学経済学部校舎が，また1月14日午前8時頃山梨大学教育学部校舎が火災の趣につきそれぞれ見舞の電報を送った。

3. 国立大学協会事務局長代理の解除について

昭和43年9月1日自動車事故により加療中の鶴田事務局長はその後順調に回復したので，丁子主事の局長事務代理は昭和44年1月16日付解除された。

4. 寄贈図書

Scholarly Books in America July 1968.

大学問題を検討するにあたって
自民党文教制度調査会
大学制度の諸問題　同　上
大学問題に関する中間報告（案）　同　上
参議院文教委員会，審議要録
参議院文教委員会調査室
北海道大学教育学部紀要第16号　北海道大
昭和43年度大学入試問題所見集
全国高等学校長協会
東京天文台90周年誌　東大東京天文台

大学制度等改善に関する資料　京都大
姿勢と生活２　財団法人姿勢研究会
フランスの教育制度（1968年６月）仏大使館
高等教育基本方針法案（1968年11月）　同上
高経学叢　No. 37　近畿大
NHKとその経営　日本放送協会
婦人関係年表（1868—1968）
労働省婦人少年局
A year of Education in Time, 1967
タイム社

窓

コンスタンツ大学について

我が国における新しい大学院大学の構想に類似した大学の例として，ドイツのコンスタンツ大学がある。同大学は新しい構想と理念のもとに，1966年春から開校され，完成までには相当の年数を要するのであろうが，すでに２カ年を経過しており，我が国の大学院問題にも参考になると思われるので，その概要を記す。

『コススタンツ大学は，研究と研究者の養成を目的とする「研究大学」（日本における「大学院大学」に相当する）とする。従って，職業のための基準教育は行なわない。教育・教授は(イ)専ら研究者養成のために行なわれる。(ロ)教育・教授は研究の基礎の上に行なわれ，研究成果は，教育の過程で検討される。(ハ)学生は，研究に参加することによって陶冶される。

この構想実現のために，先ず学生の定員を制限する。そして，入学希望者個々について（個人的）選抜試験を行なうが，特別な学部を除いて，最初の３学期間（1.5カ年間）を充分な成績をもって学習を終わったものについて，初めて上記の選抜を行なうよう計画されている。

なお，最初の３学期間は学寮に入って共同生活を行なうよう規定されている』

この種の大学（Forschungsuniversität）の構想については，次の如き問題点がある。

1. 学問研究に真に適した学生を選び出せるかどうかに，この種の大学の成果を左右する重大な鍵がある。

　（元来，独創的研究において優れた学者は，またよき教授であること。

　研究において優れた，学識豊かな人格に親しく接することこそ，学生にとって学問に入るよき途であること。

　それには，学生の側がこの深い秘密を理解し得る能力と感受性を具えていなければならないが，そのような学生を充分に得られるかどうかに問題がある。）

2. 学生定員を制限する大学（コンスタンツ大学は３学部～或いは３研究科～とし，１学部の入学定員は250人，大学の全定員は3,000人とする）を設置することは，学生激増に悩む現在，果たして適当であろうか。

3. この種の大学に適した学生を選抜するために有効な方法が簡単に見出せるかどうか。コンスタンツ大学は３学期間の全寮制をとり，且つ.その後に学生一人一人について個人的試験を実施するよう計画しているが，このような「きめ細かい」選抜方法をどの大学でも採用できるであろうか。

4. 「研究大学」の構想については，既設の大学から，大学に等級をつけようとしているのではないかと懸念されている。

　そのため，この種の大学は「絶海の孤島の如き存在となり，他から切り離されてしまう恐れがあると心配する者もある。　{大学院問題に関するアンケートの回答（東京芸術大）より}